

# 幸田町地域防災計画 資料編

(令和8年4月修正)

幸田町防災会議



## 資料編 目次

第1 町の現況.....	1
1 幸田町のあらまし（企画政策課）梱包	1
(1) 位置	1
(2) 地形	1
(3) 地質	2
2 町の社会的条件（企画政策課）	3
3 過去の主な災害（防災安全課）	4
(1) 風水害	4
(2) 地震災害	5
第2 防災上注意すべき自然的、社会的条件.....	6
1 重要水防箇所（土木課・産業振興課）	6
2 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（土木課）	8
3 土石流危険渓流（土木課）	17
(1) 土石流危険渓流（Ⅰ）	17
(2) 土石流危険渓流（Ⅱ）	18
4 急傾斜地崩壊危険箇所（土木課）	19
(1) 急傾斜崩壊危険箇所（Ⅰ）	19
(2) 急傾斜崩壊危険箇所（Ⅱ）	20
5 防災重点ため池（産業振興課）	21
6 通信施設・設備等	22
(1) 幸田町防災行政無線設備（防災安全課・消防署）	22
(2) 幸田町消防無線設備（消防署）	27
(3) 災害時優先電話設置箇所一覧（防災安全課）	29
(4) 特設公衆電話設置箇所一覧（防災安全課）	29
7 水防施設・設備等	30
(1) 防災倉庫（予防防災課）	30
(2) 水防資機材（予防防災課）	31
(3) 幸田町内の建設業者（土木課）	32
8 救助用施設・設備等	33
(1) 救急車（消防署）	33
(2) 救急病院（消防署）	33
(3) 救護所編成等（健康課）	33
(4) 災害時における応急対策の応援協定一覧（水道課）	34
9 避難場所等（防災安全課）	35
(1) 指定避難所	35
(2) 避難場所の標識	37

(3) 指定緊急避難場所	38
10 利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められる要配慮者利 用施設	42
第3 必需物資の備蓄及び調達	43
1 食 品	43
(1) 主食等の備蓄（予防防災課）	43
(2) 主食・副食・調味料の調達	43
2 生活必需品	44
(1) 生活必需品の備蓄（予防防災課）	44
(2) 生活物資供給業者（福祉課）	45
3 その他備蓄品	45
(1) 福祉避難所用備蓄（福祉課）	45
(2) 保育園及び児童クラブ用備蓄（こども課）	46
(3) 遺体安置所用備蓄（環境課）	46
4 医薬品その他衛生材料（健康課）	47
(1) 資機材（救護所分）	47
(2) 薬品（救護所分）	47
(3) 医師携帯資機材（救護所分）	48
(4) 医師携帯薬品（救護所分）	48
(5) ランニング備蓄医薬品	48
第4 建設機械（道路復旧・障害物排除等に使用するもの）の保有及び調達	49
1 建設機械保有数（土木課）	49
2 建設機械の調達（土木課）	49
第5 輸送用車両等の保有状況	50
1 町有自動車（財政課）	50
2 舟 艇（消防署）	50
3 ヘリポート可能箇所（防災安全課・消防署）	51
4 ヘリポートの㊦記号の基準及び吹き流しの基準（消防署）	52
5 別図10 ヘリポート可能箇所の選定基準（消防署）	52
第6 予警報の地域細分及び予警報の種類と発表基準（名古屋地方気象台）	54
1 予警報の地域細分	54
2 気象地象・水象に関する予警報	55
第7 防災組織等	56
1 町の防災組織	56
(1) 災害対策本部編成（防災安全課）	56
(2) 災害対策本部における非常配備に関する基準（防災安全課）	57
(3) 学校職員における非常配備に関する基準（学校教育課）	58
(4) 災害対策本部配置図（防災安全課）	59
(5) 第3非常配備時における各課の役割（防災安全課）	60

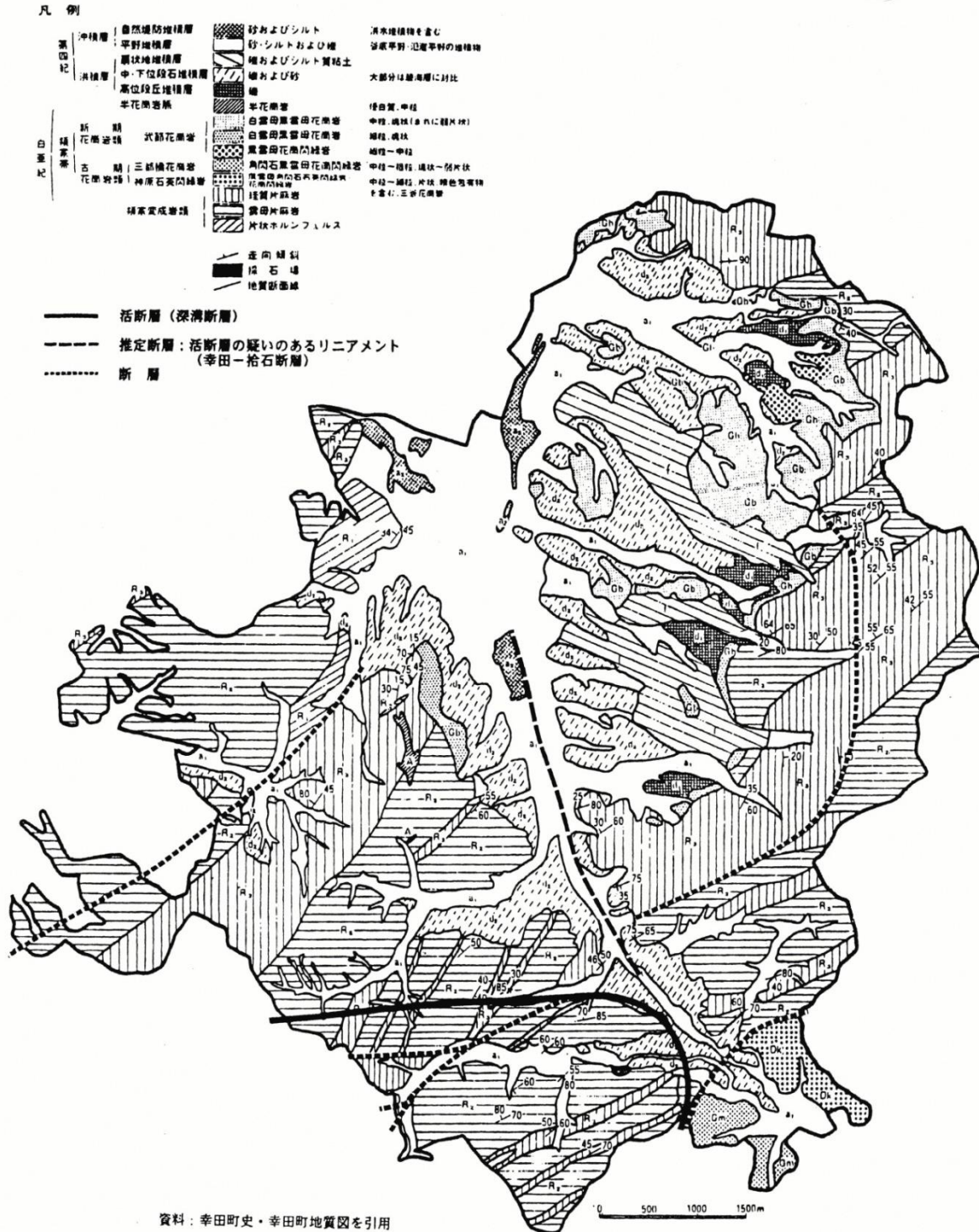
2	災害対策本部で準備する備品等	61
(1)	災害対策本部救助別簿冊（規定の様式以外に整備すべき簿冊）	61
3	地域自主防災活動（防災安全課）	62
(1)	自主防災組織	62
(2)	自衛消防隊	62
第8	被害の認定基準.....	63
第9	応援協定等一覧.....	66
第10	関係法令等.....	69
1	幸田町防災会議条例	69
2	幸田町災害対策本部条例	70
3	幸田町地震災害警戒本部条例	70
4	自主防災組織設置推進要綱	71
5	災害対策基本法（抜粋）	72
6	災害対策基本法施行令（抜粋）	77
7	災害救助法施行細則	78
第11	防災関係機関及び連絡窓口.....	81
1	指定地方行政機関	81
2	自衛隊	81
3	指定公共機関	81
4	指定地方公共機関	81
5	県（防災安全局・災害情報センター・主な地方機関）及び消防庁	82
6	愛知県警察	83
7	消防	83
8	その他関係機関	83
(1)	中部電力パワーグリッド(株) 支社営業所名・所在地一覧	83
(2)	東邦瓦斯(株)・営業所名・所在地一覧	83
(3)	LPガス供給業者 所在地一覧	84
(4)	NTT西日本株式会社営業所名・所在地一覧	84
(5)	三師会一覧	84
9	幸田町内関係機関	85
(1)	病院（医院）・獣医	85
(2)	交 番（駐在所）	86
(3)	組合等	86
(4)	郵便局	86
(5)	駅（東海旅客鉄道(株)【JR東海】）	86
(6)	学 校	86
第12	その他.....	87
1	地区防災計画策定モデル地区	87





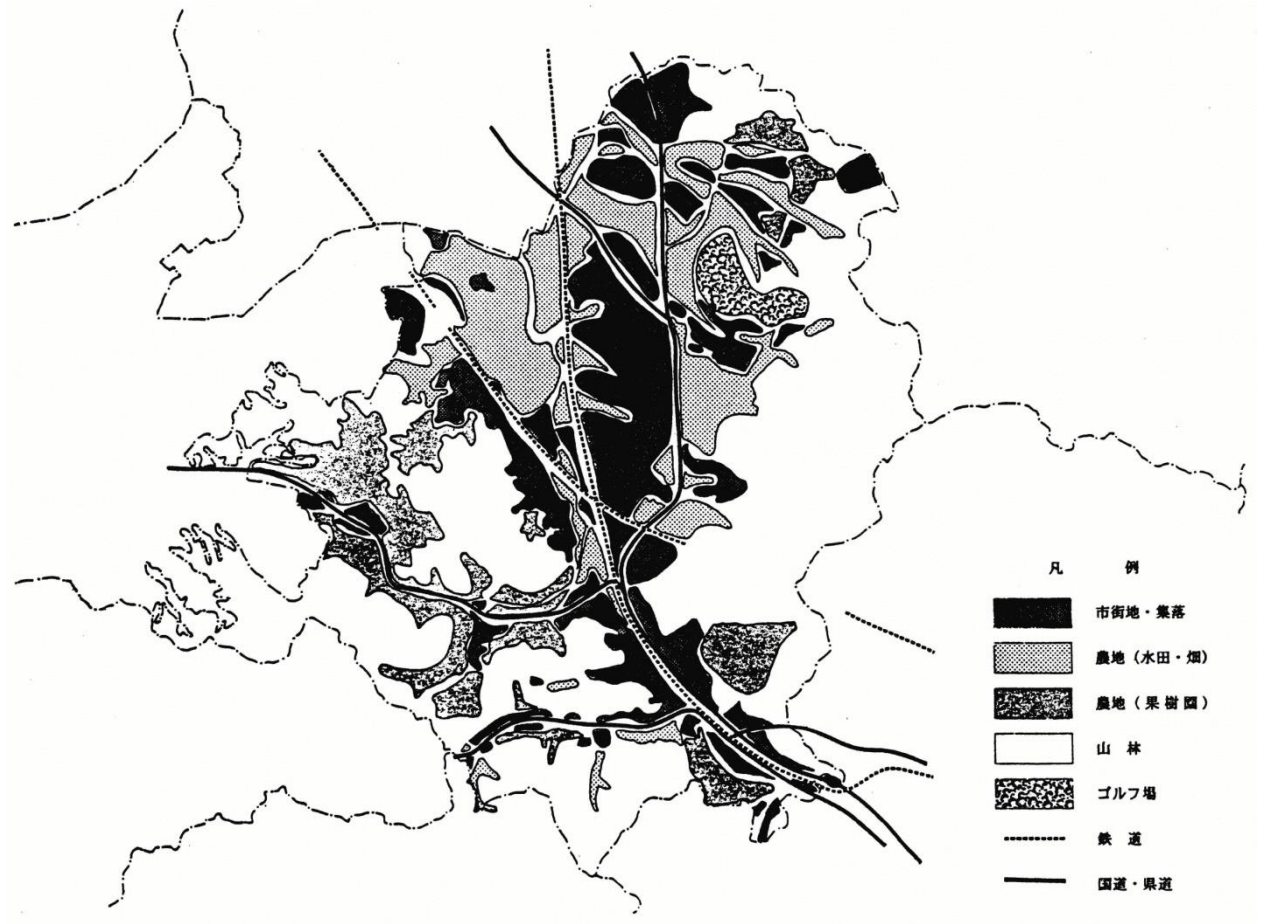
(3) 地質

【付図2】地質図



## 2 町の社会的条件（企画政策課）

【付図5】土地利用現況図



### 3 過去の主な災害（防災安全課）

#### (1) 風水害

幸田町に影響のあった風水害

年 月 日	種 別 (名 称)	町内被害状況	備 考
昭和28. 9. 25 (1953)	暴 風 雨 (台風第13号)	負傷者2人 住家全壊14戸、住家半壊12戸 田畑被害308ha 山くずれ12か所	台風の中心が岡崎市の南を通過 風速20～30m/s 雨量20～40mm/hの豪雨が3～4時間ほど続いた。
昭和34. 9. 26 (1959)	暴 風 雨 (伊勢湾台風)	死者3人、重傷者5人 住家全壊97戸、住家半壊507戸、 非住家倒壊百数十戸 道路決壊5か所 橋梁流出3か所	農作物の潮風被害 役場庁舎屋根破損 役場付属建物倒壊4棟 学校家屋倒壊3棟
昭和46. 8. 30 (1971)	大 雨 (台風第23号)	死者1人 住家全壊3戸、住家半壊1戸 床上浸水25戸、床下浸水213戸 田冠水515ヘクタール 畑冠水56ヘクタール 道路決壊193か所 堤防決壊156か所	8/29～8/31雨量629mm 農作物の潮風被害
平成12. 9. 11～ 12 (2000)	大 雨 (東海豪雨)	床上浸水2戸、床下浸水87戸、 田冠水182ヘクタール、 畑冠水1ヘクタール、 道路損壊43か所、道路冠水14か所、 河川破堤2か所、 河川法面崩壊等45か所	【避難勧告】 避難所開設 1か所 避難世帯数 59世帯 避難者数 194人 総雨量 282.0mm 時間最大雨量 11日0:00～1:00 73.0mm/h
平成20. 8. 29～ 30 (2008)	大 雨 (平成20年 8月末豪雨)	床上浸水61戸、床下浸水67戸 田冠水210ヘクタール 畑冠水2ヘクタール 道路損壊85か所、道路冠水26か所、 河川破堤1か所、 河川法面崩壊等37か所、 がけ崩れ1か所、地すべり1か所	【避難勧告】 避難所開設 3か所 避難世帯数 25世帯 避難人数 40人 総雨量 404.0mm 時間最大雨量 29日1:00～2:00 116.0mm/h ・自衛隊派遣要請
平成21. 10. 7～8 (2009)	暴 風 雨 (台風18号)	住家半壊3戸、住家一部破損184戸、 停電3,100戸	【自主避難】 避難所開設 6か所 避難世帯数 11世帯 避難者数 24人 総雨量 104.5mm 最大瞬間風速53.5m/s
令和4. 9. 23～24	大 雨 (台風15号)	床下浸水3戸 田冠水1ヘクタール 道路損壊16か所、道路冠水6か所、 河川破堤1か所、河川越水1か所、 河川法面崩壊等13か所	【避難指示】 避難所開設 11か所 避難世帯数 10世帯 避難人数 25人 総雨量 182.5mm 時間最大雨量 23日16:13～17:13 51.0mm/h
令和5. 6. 2～3	大 雨 (台風2号)	床上浸水2戸、床下浸水7戸 田冠水2ヘクタール 畑冠水2ヘクタール 道路損壊1か所、道路冠水8か所、 河川越水1か所、 河川法面崩壊等20か所	【高齢者等避難】 避難所開設 8か所 避難世帯数 10世帯 避難人数 20人 総雨量 320.0mm 時間最大雨量 2日12:56～13:56 53.5mm/h

## (2) 地震災害

### 愛知県地方に影響があった地震

年月日	地震名	震央 (震源地)	規模 (M)	県内最 大震度	被害	
					幸田町等	愛知県他
宝永 4.10.4 (1707)	宝永	遠州灘 及び 熊野灘	8.4	7	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・渥美郡外浜通りで津波4～5m</li> <li>・尾張領内堤防被害延長9,000m</li> <li>・渥美郡、吉田（現豊橋）で大被害</li> </ul>
嘉永 7.11.4 (安政元) (1854)	安政	遠州灘 及び 熊野灘	8.4	6	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知多半島西岸で津波3～5m</li> <li>・三河、知多、尾張の沿岸部で被害目立つ</li> </ul>
明治 24.10.28 (1891)	濃尾	岐阜県 大野郡 根尾村	8.0	7	<b>【額田郡の被害】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住家全壊1戸、住家半壊3戸</li> <li>・非住家全壊5戸、非住家半壊2戸</li> </ul>	<b>【愛知県の被害】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・死者2,638人、負傷者7,705人</li> <li>・住家全壊85,511戸、住家半壊55,655戸</li> <li>・愛知県、岐阜県はじめ14府県に被害</li> <li>・根尾谷断層（上下6m、水平2m）の出現</li> </ul>
昭和19.12.7 (1944)	東南海	熊野灘	7.9	7	<b>【幸田町の被害】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・死者3人</li> </ul>	<b>【愛知県の被害】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・死者438人、負傷者1,148人</li> <li>・住家全壊16,532戸、住家半壊35,298戸</li> <li>・名古屋市臨港部で著しい液状化現象</li> <li>・小津波あり</li> </ul>
昭和 20.1.13 (1945)	三河	三河湾	7.1	7	<b>【幸田町の被害】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・死者33人（うち市場区26人、逆川区7人）、負傷者20人（市場区18人、逆川区2人）</li> <li>・住家全壊52戸（うち市場区38戸、逆川区14戸）、住家半壊99戸（うち市場区81戸、逆川区18戸）</li> <li>・深溝断層の形成</li> </ul>	<b>【愛知県の被害】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・三河地方に被害集中</li> <li>・死者2,306人、負傷者3,866人</li> <li>・住家全壊7,221戸、住家半壊16,555戸</li> </ul>

## 第2 防災上注意すべき自然的、社会的条件

### 1 重要水防箇所（土木課・産業振興課）

#### ① 県管理区域（愛知県西三河建設事務所管内）

（土木課）

番号	水系名	河川名	位置	左右岸別	地名	延長(m)	重要度	理由
1	矢作川	広田川	16.0k ~ 17.2k	左	幸田町大字菱池・六栗 (観音橋から上流へ)	1,200	A	堤防高不足
2	〃	〃	16.0k ~ 17.2k	右	幸田町大字菱池・六栗 (観音橋から上流へ)	1,200	A	堤防高不足
3	〃	相見川	0.6k ~ 1.0k	左	幸田町大字菱池 (宮前橋上下流)	400	B	洗掘
4	〃	〃	0.6k ~ 1.0k	右	幸田町大字菱池 (宮前橋上下流)	400	B	洗掘
5	〃	〃	1.0k ~ 1.6k +60m ~ +40m	右	幸田町大字菱池 (内宮橋から高力橋まで)	580	A	堤防高不足
6	〃	〃	1.6k +50m	右	幸田町大字高力 (高力橋下流)	10	B	漏水
7	〃	赤川	0.0k ~ 0.4k +40m	左	幸田町大字野場 (広田川合流点から沙川合流点まで)	440	A	堤防高不足
8	〃	〃	0.0k ~ 0.4k +40m	右	幸田町大字野場 (広田川合流点から沙川合流点まで)	440	A	堤防高不足
計			8か所			4,670		

#### ② 町管理区域（愛知県西三河建設事務所管内）

（土木課）

番号	水系名	河川名	位置	左右岸別	地名	延長(m)	重要度	理由
1	矢作川	向山川		左	幸田町大字桐山 (国道23号を中心に上下流)	790	B	洗掘
2	〃	須美川		左	幸田町大字須美 (元屋敷橋を中心に上下流)	250	B	洗掘
3	〃	〃		右	幸田町大字須美 (元屋敷橋を中心に上下流)	250	B	洗掘
4	拾石川	大沢川		左	幸田町大字深溝 (洗心川から上流へ)	670	A	洗掘
5	〃	〃		右	幸田町大字深溝 (洗心川から上流へ)	670	A	洗掘
計			5か所			2,630		

## ③ 町管理区域（愛知県西三河農林水産事務所管内）

（産業振興課）

番号	排水機場名	位 置	河川名 (排水 先)	左右 岸別	事業名	重 要 度	理 由
1	菱池排水機場	菱池字川城65	広田川	右	たん水防除事業	A	湛水防除
2	鷺田排水機場	菱池字中吉 145	〃	右	〃	A	湛水防除
3	新田排水機場	菱池字横堤 118	〃	左	〃	A	湛水防除
4	永野排水機場	永野字奥屋敷 81	〃	左	〃	A	湛水防除
5	六栗排水機場	菱池字川江尻 1-6	赤川	右	緊急農地防災事業	A	湛水防除
	計	5 か所					

## 2 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（土木課）

### 土砂災害防止法 土砂災害警戒区域等 市町村別指定箇所

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	所管する 県建設事務所	告示日
大沢 (501-D-062)	長嶺字大沢	土石流	○	○	西三河建設事務所	H30.3.9
柳沢第2 (501-D-063)	長嶺字柳沢	土石流	○	○	西三河建設事務所	H30.3.9
柳沢第1 (501-D-064)	長嶺字柳沢	土石流	○	×	西三河建設事務所	H30.3.9
釜谷-1A (501-K-125)	久保田字釜谷	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H30.3.9
釜谷-1B (501-K-126)	久保田字釜谷	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H30.3.9
社口-1 (501-K-127)	久保田字社口	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H30.3.9
一之小屋-1 (501-K-128)	久保田字一之小屋	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H30.3.9
下田-1 (501-K-129)	久保田字下田	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H30.3.9
下田-3 (501-K-130)	久保田字下田	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H30.3.9
下田-4 (501-K-131)	久保田字下田	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H30.3.9
山崎前-1 (501-K-163)	久保田字山崎	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H30.3.9
八太林沢 (501-D-078)	久保田字八太林	土石流	○	×	西三河建設事務所	H30.3.9
青塚 (501-K-039)	坂崎字青塚	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H27.3.20
上石塚沢 (501-D-087)	坂崎字大碓	土石流	○	×	西三河建設事務所	H30.3.9
太根-1 (501-K-085)	大草字太根	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H28.3.25
直道 (501-K-086)	大草字直道	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H28.3.25
大草A (501-K-087)	大草字山寺	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H28.3.25
大草B (501-K-088)	大草字山寺	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H28.3.25
大草-1 (501-K-089)	大草字山寺	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H28.3.25
小沢-1 (501-K-090)	大草字小沢	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H28.3.25
石川1の沢 (501-D-050)	大草字太根	土石流	○	○	西三河建設事務所	H28.3.25
太根沢第1 (501-D-051)	大草字太根	土石流	○	○	西三河建設事務所	H28.3.25
太根沢第2 (501-D-052)	大草字太根	土石流	○	○	西三河建設事務所	H28.3.25
具和名沢 (501-D-053)	大草字具和名	土石流	○	○	西三河建設事務所	H28.3.25
山寺沢 (501-D-079)	大草字赤井	土石流	○	○	西三河建設事務所	H30.3.9
長来寺沢 (501-D-080)	大草字長来寺	土石流	○	×	西三河建設事務所	H30.3.9
矢尻 (501-K-047)	菱池字矢尻	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H27.3.20
幸田町-1 (501-K-006)	荻字伐岩	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H23.2.25

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	所管する 県建設事務所	告示日
瀧下沢第1 (501-D-015)	萩字流レ石	土石流	○	○	西三河建設事務所	H23. 2. 25
伐岩沢-1 (501-D-016)	萩字入道	土石流	○	○	西三河建設事務所	H23. 2. 25
伐岩沢-2 (501-D-017)	萩字伐岩	土石流	○	○	西三河建設事務所	H23. 2. 25
小坂-1A (501-K-106)	萩字小坂	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H30. 3. 9
小坂-1B (501-K-107)	萩字岩崎	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H30. 3. 9
研山 (501-K-108)	萩字研山	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H30. 3. 9
遠峯-1A (501-K-109)	萩字遠峯	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H30. 3. 9
遠峯-1B (501-K-110)	萩字遠峯	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H30. 3. 9
遠峯-1C (501-K-111)	萩字遠峯	急傾斜地の崩壊	○	×	西三河建設事務所	H30. 3. 9
遠峯-1D (501-K-112)	萩字遠峯	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H30. 3. 9
遠峯-1E (501-K-113)	萩字遠峯	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H30. 3. 9
下-1A (501-K-114)	萩字下	急傾斜地の崩壊	○	×	西三河建設事務所	H30. 3. 9
下-1B (501-K-115)	萩字下	急傾斜地の崩壊	○	×	西三河建設事務所	H30. 3. 9
小坂-2 (501-K-116)	萩字小坂	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H30. 3. 9
研山谷A (501-D-065)	萩字研山	土石流	○	○	西三河建設事務所	H30. 3. 9
研山谷B (501-D-066)	萩字研山	土石流	○	○	西三河建設事務所	H30. 3. 9
奥入沢 (501-D-067)	萩字城ヶ入	土石流	○	○	西三河建設事務所	H30. 3. 9
遠峯沢第1 (501-D-068)	萩字遠峯	土石流	○	○	西三河建設事務所	H30. 3. 9
遠峯沢第2 (501-D-069)	萩字遠峯	土石流	○	○	西三河建設事務所	H30. 3. 9
四ツヶ入沢第1 (501-D-070)	萩字四ツヶ入	土石流	○	○	西三河建設事務所	H30. 3. 9
四ツヶ入沢第2 (501-D-071)	萩字四ツヶ入	土石流	○	○	西三河建設事務所	H30. 3. 9
瀧下沢第2 (501-D-072)	萩字四ツヶ入	土石流	○	○	西三河建設事務所	H30. 3. 9
瀧下沢第3 (501-D-073)	萩字四ツヶ入	土石流	○	○	西三河建設事務所	H30. 3. 9
蒲野-1 (501-K-099)	芦谷字鍛冶山	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H30. 3. 9
後シロ (501-K-100)	芦谷字後シロ	急傾斜地の崩壊	○	×	西三河建設事務所	H30. 3. 9
畔杭瀬 (501-K-101)	芦谷字蒲野	急傾斜地の崩壊	○	×	西三河建設事務所	H30. 3. 9
山ノ田川第1支川 (501-D-058)	芦谷字堂狭間	土石流	○	○	西三河建設事務所	H30. 3. 9
山ノ入 (501-K-003)	深溝字山ノ入	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H20. 3. 18
西折ヶ谷 (501-K-004)	深溝字西折ヶ谷	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H20. 3. 18
中々川第1支川 (501-D-012)	深溝字山ノ入	土石流	○	×	西三河建設事務所	H20. 3. 18

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	所管する 県建設事務所	告示日
七平-2 (501-K-005)	深溝字七平	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H23.2.25
舟山川第1支川 (501-D-013)	深溝字六兵衛ヶ入	土石流	○	○	西三河建設事務所	H23.2.25
舟山川第2支川 (501-D-014)	深溝字中ノ沢	土石流	○	○	西三河建設事務所	H23.2.25
西切畑-1 (501-K-009)	深溝字西切畑	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H27.3.20
西ノ入A (501-K-020)	深溝字西ノ入	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H27.3.20
西ノ入B (501-K-021)	深溝字西ノ入	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H27.3.20
形平-1 (501-K-022)	深溝字形平	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H27.3.20
中ノ沢-1 (501-K-023)	深溝字中ノ沢	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H27.3.20
東万野-2 (501-K-028)	深溝字東万野	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H27.3.20
東万野-1 (501-K-034)	深溝字東万野	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H27.3.20
大池-1 (501-K-050)	深溝字大池	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H27.3.20
清水-2 (501-K-051)	深溝字清水	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H27.3.20
一の宮谷 (501-D-018)	深溝字一之宮	土石流	○	×	西三河建設事務所	H27.3.20
與五右エ門沢A (501-D-020)	深溝字越屋敷	土石流	○	○	西三河建設事務所	H27.3.20
與五右エ門沢B (501-D-021)	深溝字越屋敷	土石流	○	○	西三河建設事務所	H27.3.20
七平-1A (501-K-056)	深溝字七平	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H28.3.25
七平-1B (501-K-057)	深溝字七平	急傾斜地の崩壊	○	×	西三河建設事務所	H28.3.25
深溝A (501-K-061)	深溝字誉師	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H28.3.25
深溝B (501-K-062)	深溝字誉師	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H28.3.25
誉師-1A (501-K-063)	深溝字誉師	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H28.3.25
誉師-1B (501-K-064)	深溝字誉師	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H28.3.25
誉師-1C (501-K-065)	深溝字誉師	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H28.3.25
誉師-2 (501-K-066)	深溝字誉師	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H28.3.25
誉師-3 (501-K-067)	深溝字誉師	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H28.3.25
清水-1 (501-K-074)	深溝字清水	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H28.3.25
権行寺-1 (501-K-076)	深溝字権行寺	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H28.3.25
仲馬乗-1 (501-K-077)	深溝字仲馬乗	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H28.3.25
江松沢第2 (501-D-041)	深溝字沢	土石流	○	○	西三河建設事務所	H28.3.25
馬力沢 (501-D-047)	深溝字赤貝沢	土石流	○	○	西三河建設事務所	H28.3.25
鮑沢-1 (501-K-136)	深溝字鮑沢	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H30.3.9

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	所管する 県建設事務所	告示日
蛤沢-1 (501-K-137)	深溝字蛤沢	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H30.3.9
七平-3 (501-K-138)	深溝字七平	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H30.3.9
沢-2 (501-K-144)	深溝字沢	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H30.3.9
大金 (501-K-007)	深溝字大金	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H27.3.20
稲葉山-1 (501-K-008)	深溝字稲葉山	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H27.3.20
稲葉山-2 (501-K-010)	深溝字大金	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H27.3.20
花籠-1A (501-K-011)	深溝字南中ノ沢	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H27.3.20
花籠-1B (501-K-012)	深溝字大金	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H27.3.20
恋沢 (501-K-013)	深溝字恋沢	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H27.3.20
堂ヶ入-1 (501-K-014)	深溝字堂ヶ入	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H27.3.20
拾石川第7支川 (501-D-019)	深溝字稲葉山	土石流	○	○	西三河建設事務所	H27.3.20
拾石川第1支川A (501-D-022)	深溝字大金	土石流	○	○	西三河建設事務所	H27.3.20
拾石川第1支川B (501-D-023)	深溝字大金	土石流	○	○	西三河建設事務所	H27.3.20
松葉谷 (501-D-024)	深溝字松葉	土石流	○	○	西三河建設事務所	H27.3.20
堂ヶ入谷 (501-D-025)	深溝字浅井戸	土石流	○	○	西三河建設事務所	H27.3.20
浅井戸谷 (501-D-026)	深溝字浅井戸	土石流	○	×	西三河建設事務所	H27.3.20
上ヶ井戸谷 (501-D-031)	深溝字宗広	土石流	○	○	西三河建設事務所	H27.3.20
拾石川第2支川 (501-D-032)	深溝字宗広	土石流	○	○	西三河建設事務所	H27.3.20
西ノ入沢 (501-D-033)	深溝字宗広	土石流	○	○	西三河建設事務所	H27.3.20
一ノ瀬-1 (501-K-055)	深溝字一ノ瀬	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H28.3.25
舟山-1 (501-K-058)	深溝字舟山	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H28.3.25
舟山-2 (501-K-059)	深溝字舟山	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H28.3.25
舟山-3 (501-K-060)	深溝字舟山	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H28.3.25
南道祖神 (501-K-068)	深溝字南道祖神	急傾斜地の崩壊	○	×	西三河建設事務所	H28.3.25
狭間 (501-K-069)	深溝字狭間	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H28.3.25
時近A (501-K-070)	深溝字時近	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H28.3.25
時近B (501-K-071)	深溝字時近	急傾斜地の崩壊	○	×	西三河建設事務所	H28.3.25
時近-1 (501-K-072)	深溝字時近	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H28.3.25
御堂坂-1 (501-K-075)	深溝字御堂坂	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H28.3.25

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	所管する 県建設事務所	告示日
御堂坂-2 (501-K-079)	深溝字御堂坂	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H28.3.25
深溝深田-1 (501-K-080)	深溝字深田	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H28.3.25
一ノ沢-1 (501-K-081)	深溝字一ノ沢	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H28.3.25
小原口沢 (501-D-044)	深溝字一ノ沢	土石流	○	○	西三河建設事務所	H28.3.25
一ノ瀬沢第1 (501-D-045)	深溝字一ノ瀬	土石流	○	○	西三河建設事務所	H28.3.25
一ノ瀬沢第2 (501-D-046)	深溝字一ノ瀬	土石流	○	×	西三河建設事務所	H28.3.25
野田迫谷 (501-D-048)	深溝字野田迫	土石流	○	×	西三河建設事務所	H28.3.25
北山屋敷沢 (501-D-049)	深溝字北山屋敷	土石流	○	○	西三河建設事務所	H28.3.25
堂ヶ入-2 (501-K-139)	深溝字堂ヶ入	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H30.3.9
竹ノ下-1 (501-K-140)	深溝字松葉	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H30.3.9
深溝松葉 (501-K-141)	深溝字松葉	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H30.3.9
御堂坂-3A (501-K-142)	深溝字御堂坂	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H30.3.9
御堂坂-3B (501-K-143)	深溝字御堂坂	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H30.3.9
地中田-1A (501-K-145)	深溝字赤形	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H30.3.9
地中田-1B (501-K-146)	深溝字一ノ沢	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H30.3.9
柳子 (501-K-024)	深溝字日向山	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H27.3.20
見晴山-1 (501-K-025)	深溝字見晴山	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H27.3.20
石打A (501-K-026)	深溝字石打	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H27.3.20
石打B (501-K-027)	深溝字日向山	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H27.3.20
日向山-2 (501-K-029)	深溝字日向山	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H27.3.20
日向山-1 (501-K-030)	深溝字日向山	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H27.3.20
石落-1A (501-K-031)	深溝字日向山	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H27.3.20
石落-1B (501-K-032)	深溝字石打	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H27.3.20
下島-1 (501-K-033)	深溝字下島	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H27.3.20
矢崎-1 (501-K-035)	深溝字見晴山	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H27.3.20
柳子沢 (501-D-034)	深溝字櫓下	土石流	○	○	西三河建設事務所	H27.3.20
宮前坂沢 (501-D-035)	深溝字宮前	土石流	○	○	西三河建設事務所	H27.3.20
皿入-1 (501-K-052)	深溝字皿入	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H28.3.25
皿入-2 (501-K-053)	深溝字皿入	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H28.3.25
沢-1 (501-K-054)	深溝字沢	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H28.3.25

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	所管する 県建設事務所	告示日
割石 (501-K-073)	深溝字割石	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H28. 3. 25
東貫物-1 (501-K-078)	深溝字東貫物	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H28. 3. 25
以立山-1 (501-K-082)	深溝字以立山	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H28. 3. 25
二枚畑谷 (501-D-038)	深溝字皿入	土石流	○	×	西三河建設事務所	H28. 3. 25
観音堂沢 (501-D-039)	深溝字福地	土石流	○	○	西三河建設事務所	H28. 3. 25
江松沢第1 (501-D-040)	深溝字江松	土石流	○	×	西三河建設事務所	H28. 3. 25
福地沢 (501-D-042)	深溝字福地	土石流	○	○	西三河建設事務所	H28. 3. 25
以立山沢 (501-D-043)	深溝字以立山	土石流	○	○	西三河建設事務所	H28. 3. 25
大岩 (501-K-001)	逆川字大岩	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H19. 5. 25
大坪(Ⅰ) (501-K-002)	逆川字大坪	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H19. 5. 25
大岩洞 (501-D-001)	逆川字大岩	土石流	○	×	西三河建設事務所	H19. 5. 25
大岩沢 (501-D-002)	逆川字大岩	土石流	○	○	西三河建設事務所	H19. 5. 25
大岩谷 (501-D-003)	逆川字大岩	土石流	○	○	西三河建設事務所	H19. 5. 25
大坪3の沢 (501-D-004)	逆川字大坪	土石流	○	○	西三河建設事務所	H19. 5. 25
大坪2の沢 (501-D-005)	逆川字大坪	土石流	○	○	西三河建設事務所	H19. 5. 25
大坪1の沢 (501-D-006)	逆川字大坪	土石流	○	×	西三河建設事務所	H19. 5. 25
拾石川第5支川 (501-D-007)	逆川字大坪	土石流	○	○	西三河建設事務所	H19. 5. 25
上海戸谷 (501-D-008)	逆川字上海戸	土石流	○	×	西三河建設事務所	H19. 5. 25
大クゴ谷 (501-D-009)	逆川字大クゴ	土石流	○	○	西三河建設事務所	H19. 5. 25
前ヶ沢第1 (501-D-010)	逆川字前ヶ沢	土石流	○	○	西三河建設事務所	H19. 5. 25
前ヶ沢第2 (501-D-011)	逆川字前ヶ沢	土石流	○	○	西三河建設事務所	H19. 5. 25
西幡豆-5 (501-K-098)	逆川字引手	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H28. 3. 25
大坪(Ⅱ)A (501-K-117)	逆川字山崎	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H30. 3. 9
大坪(Ⅱ)B (501-K-118)	逆川字大坪	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H30. 3. 9
大坪(Ⅱ)C (501-K-119)	逆川字山崎	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H30. 3. 9
大古内-1 (501-K-120)	逆川字山崎	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H30. 3. 9
奥-1 (501-K-121)	逆川字南山	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H30. 3. 9
逆川山崎-4A (501-K-122)	逆川字山崎	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H30. 3. 9
逆川山崎-4B (501-K-123)	逆川字山崎	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H30. 3. 9
幸田町-7 (501-K-124)	逆川字大古内	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H30. 3. 9

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	所管する 県建設事務所	告示日
拾石川第6支川 (501-D-074)	逆川字上海戸	土石流	○	○	西三河建設事務所	H30.3.9
奥谷 (501-D-075)	逆川字引手	土石流	○	○	西三河建設事務所	H30.3.9
引手谷 (501-D-076)	逆川字引手	土石流	○	○	西三河建設事務所	H30.3.9
大古内沢第1 (501-D-077)	逆川字大古内	土石流	○	○	西三河建設事務所	H30.3.9
逆川山崎-1 (501-K-153)	逆川字山崎	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H30.3.9
逆川山崎-2 (501-K-154)	逆川字山崎	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H30.3.9
大クゴ-1A (501-K-155)	逆川字大クゴ	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H30.3.9
大クゴ-1B (501-K-156)	逆川字大クゴ	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H30.3.9
逆川南山-6 (501-K-157)	逆川字南山	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H30.3.9
逆川南山-7 (501-K-158)	逆川字南山	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H30.3.9
幸田町-10 (501-K-162)	逆川字南山	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H30.3.9
大クゴ沢 (501-D-083)	逆川字大クゴ	土石流	○	○	西三河建設事務所	H30.3.9
山崎沢 (501-D-084)	逆川字山崎	土石流	○	×	西三河建設事務所	H30.3.9
向田沢 (501-D-030)	野場字榎田	土石流	○	×	西三河建設事務所	H27.3.20
弓取山-1 (501-K-091)	野場字弓取山	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H28.3.25
弓取山-3 (501-K-092)	野場字弓取山	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H28.3.25
鶏島-1 (501-K-093)	野場字鶏島	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H28.3.25
新治郎ヶ入-1A (501-K-094)	野場字新治郎ヶ入	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H28.3.25
新治郎ヶ入-1B (501-K-095)	野場字新治郎ヶ入	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H28.3.25
能峠-1 (501-K-096)	野場字能峠	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H28.3.25
幸田町-2 (501-K-097)	野場字能峠	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H28.3.25
南野谷 (501-D-054)	野場字南野	土石流	○	○	西三河建設事務所	H28.3.25
弓取山沢 (501-D-055)	野場字籠迫	土石流	○	×	西三河建設事務所	H28.3.25
能峠沢第1 (501-D-056)	野場字能峠	土石流	○	○	西三河建設事務所	H28.3.25
能峠沢第2 (501-D-057)	野場字能峠	土石流	○	×	西三河建設事務所	H28.3.25
扇沢-1 (501-K-133)	野場字扇沢	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H30.3.9
墓所山A (501-K-040)	永野字墓所山	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H27.3.20
墓所山B (501-K-041)	永野字南池	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H27.3.20
墓所山C (501-K-042)	永野字池田	急傾斜地の崩壊	○	×	西三河建設事務所	H27.3.20
墓所山-1 (501-K-043)	永野字墓所山	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H27.3.20

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	所管する 県建設事務所	告示日
池田 (501-K-044)	永野字池田	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H27. 3. 20
永野山崎-1 (501-K-045)	永野字南池	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H27. 3. 20
野場北山-1 (501-K-046)	永野字墓所山	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H27. 3. 20
山川間A (501-K-103)	永野字山鼻	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H30. 3. 9
山川間B (501-K-104)	永野字山鼻	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H30. 3. 9
山川間-1 (501-K-105)	永野字河原	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H30. 3. 9
墓所山-2 (501-K-132)	永野字墓所山	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H30. 3. 9
墓所山 (501-J-001)	永野字墓所山	地滑り	○	×	西三河建設事務所	R2. 3. 27
洗前 (501-K-049)	須美字洗前	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H27. 3. 20
平松-1 (501-K-083)	須美字平松	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H28. 3. 25
須美北山-1 (501-K-084)	須美字北山	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H28. 3. 25
須美北山-3 (501-K-134)	須美字須美北山	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H30. 3. 9
須美北山-5 (501-K-135)	須美字北山	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H30. 3. 9
幸田町-5 (501-K-161)	須美字須美南山	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H30. 3. 9
六栗A (501-K-036)	六栗字西山	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H27. 3. 20
六栗B (501-K-037)	六栗字大後	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H27. 3. 20
石荒 (501-K-048)	六栗字西山	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H27. 3. 20
左右作沢A (501-D-036)	六栗字左右作	土石流	○	○	西三河建設事務所	H27. 3. 20
左右作沢B (501-D-037)	六栗字左右作	土石流	○	○	西三河建設事務所	H27. 3. 20
三山口沢 (501-D-061)	六栗字三山口	土石流	○	○	西三河建設事務所	H30. 3. 9
幸田町-3A (501-K-159)	六栗字西山	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H30. 3. 9
幸田町-3B (501-K-160)	六栗字西山	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H30. 3. 9
上西ノ谷第1 (501-D-085)	六栗字上西ノ谷	土石流	○	○	西三河建設事務所	H30. 3. 9
上西ノ谷第2 (501-D-086)	六栗字上西ノ谷	土石流	○	○	西三河建設事務所	H30. 3. 9
上六栗元屋敷-1 (501-K-038)	上六栗字元屋敷	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H27. 3. 20
中切-1 (501-K-102)	上六栗字中切	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H30. 3. 9
常生谷 (501-D-059)	上六栗字南山	土石流	○	○	西三河建設事務所	H30. 3. 9
小山沢第1 (501-D-060)	上六栗字小山	土石流	○	×	西三河建設事務所	H30. 3. 9
上六栗北山-1A (501-K-147)	上六栗字北山	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H30. 3. 9
上六栗北山-1B (501-K-148)	上六栗字北山	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H30. 3. 9

名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域	所管する 県建設事務所	告示日
歌山-1A (501-K-149)	上六栗字歌山	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H30.3.9
歌山-1B (501-K-150)	上六栗字歌山	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H30.3.9
琴沢第1 (501-D-081)	上六栗字琴沢	土石流	○	×	西三河建設事務所	H30.3.9
鼓沢A (501-K-015)	桐山字樺ノ木	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H27.3.20
鼓沢B (501-K-016)	桐山字中屋敷	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H27.3.20
下屋敷A (501-K-017)	桐山字下屋敷	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H27.3.20
下屋敷B (501-K-018)	桐山字奥山	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H27.3.20
下屋敷C (501-K-019)	桐山字下屋敷	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H27.3.20
堀金川第一支川 (501-D-027)	桐山字南屋敷	土石流	○	×	西三河建設事務所	H27.3.20
上屋敷谷 (501-D-028)	桐山字樺ノ木	土石流	○	○	西三河建設事務所	H27.3.20
樺ノ木沢 (501-D-029)	桐山字樺ノ木	土石流	○	×	西三河建設事務所	H27.3.20
立岩-1 (501-K-151)	桐山字立岩	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H30.3.9
立岩-2 (501-K-152)	桐山字立岩	急傾斜地の崩壊	○	○	西三河建設事務所	H30.3.9
深田沢第3 (501-D-082)	桐山字深田	土石流	○	○	西三河建設事務所	H30.3.9

### 3 土石流危険渓流（土木課）

#### (1) 土石流危険渓流（Ⅰ）

渓流番号	河川名	渓流名	地区	保全対象戸数		砂防指定	土砂災害警戒区域
				戸数	公共施設等		
Y-38-B4	竜泉寺川	大沢	長嶺	0	工場	有	501-D-062
Y-38-B5	竜泉寺川	柳沢第2	長嶺	0	工場	有	501-D-063
Y-38-B6	竜泉寺川	柳沢第1	長嶺	0	工場	有	501-D-064
Y-38-6	相見川	石川1の沢	大草	0	神社	-	501-D-050
Y-38-B19	尾浜川	具和名沢	大草	0	変電所	-	501-D-053
Y-38-B22	尾浜川	瀧下沢第1	荻	0	児童福祉施設	有	501-D-015
Y-38-B23	尾浜川	伐岩沢-1	荻	0	神社	有	501-D-016
Y-38-A1	広田川	研山谷	荻	20	-	有	501-D-065
Y-38-B24	尾浜川	遠峯沢第1	荻	0	神社	-	501-D-068
Y-38-B25	尾浜川	遠峯沢第2	荻	0	神社	-	501-D-069
Y-38-13	広田川	山ノ田川第一支川	芦谷	1	工場、JR	有	501-D-058
Hi-13	拾石川	中々川第1支川	深溝	20	-	-	501-D-012
Y-38-A14	広田川	舟山川第1支川	深溝	25	コミュニティ	-	501-D-013
Y-38-15	広田川	舟山川第2支川	深溝	11	工場	-	501-D-014
Y-38-A11	広田川	一の宮谷	深溝	0	神社、コミュニティ	-	501-D-018
Hi-12	拾石川	拾石川大7支川	深溝	16	県道	-	501-D-019
Y-38-A14	広田川	浅井戸谷	深溝	2	寺	-	501-D-026
Y-38-B37	広田川	宮前坂沢	深溝	0	児童福祉施設	-	501-D-035
Hi-A16	拾石川	二枚畑谷	深溝	0	工場	-	501-D-038
Hi-B26	拾石川	江松沢第2	深溝	1	工場	-	501-D-039・041
Hi-B3	拾石川	福地沢	深溝	0	工場、県道	-	501-D-042
Hi-B33	拾石川	以立山沢	深溝	0	会社	-	501-D-043
Y-38-A10	広田川	馬力沢	深溝	0	工場	有	501-D-047
Y-38-A15	広田川	野田迫谷	深溝	0	学校	有	501-D-048
Y-38-B38	広田川	北山屋敷沢	深溝	8	-	-	501-D-049
Hi-B2	拾石川	観音堂沢	深溝	30	県道	-	-
Hi-B22	拾石川	大岩沢	逆川	7	県道	-	501-D-002
Hi-A10	拾石川	大坪3の沢	逆川	3	寺、県道	-	501-D-004
Hi-A9	拾石川	大坪2の沢	逆川	3	農村センター	-	501-D-005
Hi-A11	拾石川	大クゴ谷	逆川	4	工場、県道	-	501-D-009
Hi-6	拾石川	捨石川第6支川	逆川	2	神社	-	501-D-074
Y-38-B73	広田川	左右作沢	六栗	0	工場	有	501-D-036・037
Y-38-B76	赤川	三山口沢	六栗	9	-	有	501-D-061
Y-38-A16	広田川	常生谷	上六栗	13	県道	有	501-D-059
Y-38-21	広田川	掘金川第一支川	桐山	7	寺	-	501-D-027
Y-38-A17	広田川	上屋敷谷	桐山	5	-	-	501-D-028
Y-38-B60	広田川	樺ノ木沢	桐山	7	-	-	501-D-029
計		37か所		194		-	

注) 1 土石流危険渓流とは、土石流発生の危険性があり、1戸以上の人家に被害が生じるおそれある渓流であり、(Ⅰ)は人家が5戸以上もしくは人家がなくても官公署、学校、病院、駅、旅館、発電所等のある場合(Ⅱ)は人家が1~4戸の場合である。

2 土砂災害警戒区域欄には、対象区域に区域番号を記載した。

(2) 土石流危険渓流（Ⅱ）

渓流番号	河川名	渓流名	字名	保全対象戸数		防砂指定	土砂災害警戒区域
				戸数	公共施設等		
Y-38-B21	尾浜川	奥入沢	荻	2	—	有	501-D-067
Y-38-B35	広田川	奥五右エ門沢	深溝	3	—	有	501-D-020
Hi-11	拾石川	拾石川大1支川	深溝	1	県道	—	501-D-022・023
Y-38-A12	広田川	松葉谷	深溝	3	—	—	501-D-024
Y-38-A13	広田川	堂ヶ入谷	深溝	3	—	—	501-D-025
Hi-A15	拾石川	上ヶ井戸谷	深溝	2	県道	—	501-D-031
Hi-10	広田川	拾石川大2支川	深溝	1	県道	—	501-D-032
Hi-B32	拾石川	柳子沢	深溝	2	—	—	501-D-034
Hi-B25	拾石川	江松沢第1	深溝	1	—	—	501-D-040
Hi-B6	拾石川	小原口沢	深溝	2	—	—	501-D-044
Hi-B8	拾石川	一ノ瀬沢第1	深溝	3	—	—	501-D-045
Hi-B9	拾石川	一ノ瀬沢第2	深溝	3	県道	—	501-D-046
Hi-A14	拾石川	大岩洞	逆川	2	県道	—	501-D-001
Hi-A13	拾石川	大岩谷	逆川	3	県道	—	501-D-003
Hi-A8	拾石川	大坪1の沢	逆川	1	県道	—	501-D-006
Hi-7	拾石川	拾石川第5支川	逆川	3	—	—	501-D-007
Hi-A7	拾石川	上海戸谷	逆川	3	神社	—	501-D-008
Hi-B12	拾石川	前ヶ沢第1	逆川	3	県道	—	501-D-010
Hi-B13	拾石川	前ヶ沢第2	逆川	3	県道	—	501-D-011
Hi-A5	拾石川	奥谷	逆川	1	—	—	501-D-075
Hi-A6	拾石川	引手谷	逆川	3	—	—	501-D-076
Hi-B19	拾石川	大古内沢第1	逆川	1	—	—	501-D-077
Y-38-A18	赤川	南野谷	野場	4	—	—	501-D-054
Y-38-B77	赤川	弓取山沢	野場	1	—	—	501-D-055
Y-38-B79	須美川	能峠沢第1	野場	1	—	—	501-D-056
Y-38-B80	須美川	能峠沢第2	野場	1	—	—	501-D-057
Y-38-B104	須美川	向屋敷沢	須美	4	県道	—	—
Y-38-B44	広田川	小山沢第1	上六栗	1	—	有	501-D-060
計	28か所			61			

- 注) 1 土石流危険渓流とは、土石流発生の危険性があり、1戸以上の人家に被害が生じるおそれある渓流であり、(Ⅰ)は人家が5戸以上もしくは人家がなくても官公署、学校、病院、駅、旅館、発電所等のある場合(Ⅱ)は人家が1~4戸の場合である。
- 2 土砂災害警戒区域欄には、対象区域に区域番号を記載した。

## 4 急傾斜地崩壊危険箇所（土木課）

### (1) 急傾斜崩壊危険箇所（Ⅰ）

箇所NO	箇所名	位置	地形			公共的建物		人家	指定	土砂災害警戒区域
			勾配	長さ	高さ	種類	数			
111234	青塚	坂崎字青塚	40	250	8	坂崎小学校	1	8	-	501-K-039
111237	直道	大草字直道	37	120	8	-	-	5	480	501-K-086
111238	大草	大草字山寺	45	230	20	-	-	10	21	501-K-087・088
120182	矢尻	菱池字矢尻	32	160	14	佐鳴予備校	1	17	-	501-K-047
111240	小坂-1	荻字小坂			60	-	-	5	-	501-K-106
111241	研山	荻字研山	47	85	6	-	-	5	-	501-K-108
111242	遠峯-1	荻字遠峯			26	天の丸	1	0	-	501-K-109~113
111243	後シロ	芦谷字後シロ	53	220	5	集会所(児童館・老人憩の家)	1	17	75	501-K-100
111244	畔杭瀬	芦谷字畔杭瀬	40	90	16	-	-	8	346	501-K-101
120183	鍛冶山	芦谷字鍛冶山			11	-	-	9	-	-
111246	西折ケ谷	深溝字西折ケ谷	40	400	17	折ヶ谷コミュニティホーム	1	24	501	501-K-004
111247	六兵衛ケ入	深溝字六兵衛ケ入	30	59	6	-	-	16	-	-
111248	七平-1	深溝字七平			38	本隆寺	1	8	-	501-K-056・057
111251	深溝	深溝字誉師	40	116	10	-	-	14	59	501-K-061・062
111253	山ノ入	深溝字山ノ入	30	180	22	三ヶ根クリニック	1	14	-	501-K-003
111249	舟山-1	深溝字舟山			22	南部中学校	1	4	-	501-K-058
111250	舟山-2	深溝字舟山			28	市場公民館	1	11	-	501-K-059
111252	恋沢	深溝字恋沢	35	160	35	円性寺	1	15	396	501-K-013
111254	南道祖神	深溝字南道祖神	50	120	11	深溝老人憩の家	1	16	-	501-K-068
111255	狭間	深溝字狭間	45	70	14	-	-	9	-	501-K-069
111256	時近	深溝字時近	60	130	20	-	-	7	156	501-K-070・071
111257	時近-1	深溝字時近			44	-	-	7	-	501-K-072
111258	西ノ入	深溝字西ノ入	44	118	13	-	-	5	-	501-K-020・021
111259	大金	深溝字大金	50	60	16	-	-	7	-	501-K-012
111260	柳子	深溝字柳子	43	70	26	-	-	5	-	501-K-024
111261	石打	深溝字石打	70	260	28	-	-	11	-	501-K-026
111262	下島-1	深溝字下島	52	170	25	-	-	11	-	501-K-033
111263	割石	深溝字割石	45	120	15	-	-	9	307	501-K-073
111266	大岩（Ⅰ）	逆川字大岩	30	200	32	-	-	17	-	501-K-001
111267	大岩（Ⅱ）	逆川字大岩	70	90	38	浄園寺	1	4	-	501-K-002
111268	大坪	逆川字大坪	52	170	25	逆川農村センター	1		479	501-K-118
120181	石荒	野場字石荒	90	65	10	-	-	11	-	-
111235	山川間	永野字山川間	45	150	20	東覚寺	1	10	359	501-K-103・104
111236	墓所山	永野字墓所山	50	285	17	-	-	8	246	501-K-040
111239	洗前	須美字洗前	65	66	7	-	-	5	235	501-K-084
111245	六栗	六栗	30	243	12	鈴権毛織（株）幸田工場	1	82	-	501-K-036・037
111264	鼓沢	桐山字鼓沢	60	240	20	桐山中央コミュニティーホーム	1	16	141	501-K-015・016
111265	下屋敷	桐山字下屋敷	40	200	10	-	-	16	-	501-K-017・019

注) 1 急傾斜地危険箇所とは、傾斜度30°以上、高さ5m以上の急傾斜地で被害想定区域内に人家が1戸以上ある場所であり、(Ⅰ)は人家が5戸もしくは人家がなくても官公署、学校、病院、駅、旅館等のある場合、(Ⅱ)は人家が1~4以下の場合である。これらのうち、急傾斜法に基づき区域指定されると、傾斜の切り盛りなどが崩れを助長したり、誘発したりする行為が規制されるなどの制限がかかる。  
なお、空白は未調査である。

2 土砂災害警戒区域欄には、対象区域に区域番号を記載した。

(2) 急傾斜崩壊危険箇所（Ⅱ）

箇所NO	箇所名	位置	地形			公共的建物		人家	指定	土砂災害警戒区域
			勾配	長さ	高さ	種類	数			
210836	釜谷-1	久保田字釜谷			22				1	501-D-125・126
210837	社口-1	久保田字社口			42				1	501-D-127
210839	小沢-1	大草字小沢			24				1	501-D-090
210840	太根-1	大草字太根			52				1	501-D-085
210845	下-1	荻字下			8				1	501-D-114・115
210846	小坂-2	荻字小坂			7				1	501-D-116
210847	七平-2	深溝字七平			34				1	501-D-005
210848	誉師-1	深溝字誉師			33				1	501-D-063~065
210849	清水-1	深溝字清水			16				1	501-D-074
210851	皿入-1	深溝字皿入			34				1	501-D-052
210853	沢-1	深溝字沢			21				4	501-D-054
210854	権行寺-1	深溝字権行寺			14				3	501-D-008
210856	仲馬乗-1	深溝字仲馬乗			16				4	501-D-022
210144	舟山-3	深溝字舟山			28				3	501-D-079
210145	御堂坂-2	深溝字御堂坂			11				3	
210850	堂ヶ入-1	深溝字堂ヶ入			22				2	501-D-014
210852	御堂坂-1	深溝字御堂坂			38				1	501-D-075
210855	稲葉山-1	深溝字稲葉山			24				4	501-D-077
210857	形平-1	深溝字形平			24				3	501-D-034
210859	一ノ瀬-1	深溝字一ノ瀬			36				2	501-D-031・032
210858	東万野-1	深溝字東万野			22				3	501-D-055
210860	石落-1	深溝字石落			48				2	501-D-035
210861	矢崎-1	深溝字矢崎			40				2	501-D-078
210862	東貫物-1	深溝字東貫物			30				3	501-D-038
210865	大古内-1	逆川字大古内			30				1	501-D-121
210866	奥-1	逆川字奥			52				1	501-D-060
210841	弓取山-1	野場字弓取山			40				1	501-D-091
210842	鶏島-1	野場字鶏島			8				4	501-D-093
210838	永野山崎-1	永野字山崎			54				4	501-D-045
210843	平松-1	須美字平松			26				2	501-D-083
210844	須美北山-1	須美字北山			50				2	501-D-084
210863	上六栗元屋敷-1	上六栗字元屋敷			18				3	501-D-102
210864	中切-1	上六栗字中切			18				2	501-D-120

注) 1. 急傾斜地危険箇所とは、傾斜度30°以上、高さ5m以上の急傾斜地で被害想定区域内に人家が1戸以上ある場所であり、(Ⅰ)は人家が5戸もしくは人家がなくても官公署、学校、病院、駅、旅館等のある場合、(Ⅱ)は人家が1~4以下の場合である。これらのうち、急傾斜法に基づき区域指定されると、傾斜の切り盛りなど、がけ崩れを助長したり、誘発したりする行為が規制されるなどの制限がかかる。

なお、空白は未調査である。

2. 土砂災害警戒区域欄には、対象区域に区域番号を記載した。

## 5 防災重点ため池（産業振興課）

ため池名	所在地	堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量
大池（新池）[砂防ダム]	長嶺字東光寺	8	80	70,000
平岩池	久保田字平岩	11	81	80,000
鬼鹿毛池	久保田字国峯	7	30	20,000
洞ヶ入池	坂崎字洞ヶ塚	8	103	9,700
石塚中池	坂崎字上石塚	9	98	28,000
石塚下池	坂崎字上石塚	7	82	22,100
礼碓池	坂崎字礼碓	4	48	6,000
欠間池	坂崎字欠間	6	45	7,000
西長根池	坂崎字西長根	9	104	30,000
月星池	大草字南入	8	83	40,000
大井池	大草字平坂	25	145	914,000
柿田池	大草字柿田	7	122	22,200
光明寺池	大草字光明寺	13	162	110,000
会下池	大草字会下	14	60	13,000
馬場池	大草字馬場	5	164	20,000
万五郎池	大草字万五郎	9	217	24,000
箕輪池	大草字上箕輪	4	40	6,000
かぎ堤池	菱池字黒方	5	40	2,000
大山池（たまらず池）	菱池字元林	4	85	3,000
新堤池	菱池字黒方	4	170	14,000
横落池	横落字長根	4	163	22,000
不動ヶ池	荻字山畑	14	174	217,900
稲基池	荻字稲基	11	132	64,700
狭間池	芦谷字斧鏝	7	99	7,600
古堤池	芦谷字祢宜山	8	108	15,000
蛤沢池	芦谷字蛤沢	4	75	60,000
伯楽池	芦谷字伯楽	2	60	3,000
中ノ沢池	深溝字中ノ沢	5	42	2,400
誉師池	深溝字大池	9	142	42,000
足後池	深溝字笹葉口	9	70	28,000
切畑池	深溝字西切畑	7	48	5,500
西深溝池	深溝字小井文字	8	88	12,600
金ヶ崎池	深溝字野田迫	4	62	5,000
蛸沢池	深溝字蛸沢	4	120	6,000
宝谷池 2、3号	野場字宝谷	11	89	40,400
力ヶ入池	野場字力ヶ入	13	114	127,500
宝谷池 1号	野場字宝谷	4	60	5,000
宝谷池(4号)	野場字宝谷	4	54	900
大岨池	野場字大岨	4	42	1,500
大入池	六栗字三山口	7	88	16,000
西谷池	六栗字古御堂	9	67	14,000
六栗新池	六栗字古御堂	4	41	1,500
郷池	六栗字山屋敷	6	65	5,000
大間池	上六栗字天ヶ峯	4	87	2,000
小山池	上六栗字小山	2	45	3,000
堀金池	桐山字長根	7	47	8,800
琴沢調整池	桐山字琴沢	21	128	74,000

## 6 通信施設・設備等

### (1) 幸田町防災行政無線設備（防災安全課・消防署）

#### ① 無線局設置場所

##### ア 固定系（69.18MHz）

種別	呼出名称	設置場所又は常置場所	摘要
固定局	こうほうこうた	防災無線室（庁舎3階）	同報系親局
		消防本部	遠隔制御局

#### (簡易中継局の種別、設置場所)

種別	名称	設置場所	所在地
固定局	すみさいそうしん	須美敬覚寺	須美字向屋敷 113 番地 2
固定局	ふこうずさいそうしん	深溝小学校	深溝字南道祖神 11 番地 2
固定局	ふこうずうにやさいそうしん	海谷住民広場	深溝字角田 6 番地 1

#### (屋外受信機設置場所)

設置場所	所在地
三村神社	長嶺字神宮司 55 番地
長嶺コミュニティホーム	長嶺字南郷中 28 番地
長嶺工業団地	長嶺字笹口 1 番地 9
久保田ちびっこ広場	久保田字本郷 1 番地 2
久保田センコウ池	久保田字柴崎 8 番地
彦左公園	坂崎字雀ヶ入 1 番地 2
上田地蔵堂境内	坂崎字乳母ヶ懐 1 番地 1
里山ひろば	坂崎字京ヶ峯南 100 番地 8
坂崎船附橋	坂崎字与荒子 56 番地
坂崎礼裕池東	坂崎字山添 86 番地
坂崎7番組コミュニティホーム	坂崎字田中下 30 番地 1
坂崎公民館	坂崎字御屋敷 33 番地 2
坂崎運動場	坂崎字天神山 23 番地 5
大草西コミュニティホーム	大草字寺西 16 番地 7
幸田小学校	大草字三ツ石 18 番地
大草老人憩の家	大草字羽根 11 番地 1
大草東コミュニティホーム	大草字祢宜屋敷 20 番地 2
町民会館西	大草字瓶割 18 番地 4
北前田ちびっこ広場	大草字北前田 19 番地 1
相見駅	菱池字蓮池 94 番地
北部中学校南西	相見字越丸
高力老人憩の家	高力字越丸 13 番地 1
幸田高校	高力字神山 78 番地 1
鷺田コミュニティホーム	菱池字寺西 6 番地先

設置場所	所在地
鷲田公民館	菱池字野々宮 102 番地 1
菱池西光寺西	菱池字西脇 3 番地 2
岩堀児童遊園	菱池字矢尻 12 番地 8
菅田防火水槽	菱池字菅田 51 番地 2
横落住民広場	横落字郷中 45 番地 1
葵植物園	荻字西野 25 番地 1
荻稻荷神社南東	荻字上田 66 番地 1
貴嶺宮	荻字瀧下 53 番地
幸田駅	芦谷字毛倉 7 番地 4
芦谷ちびっこ広場	芦谷字北屋敷 24 番地 1
芦谷狭間池	芦谷字斧鏝 3 番地 1
さくら会館西	芦谷字鍛冶山 26 番地 4
桜坂コミュニティホーム	菱池字桜坂 31 番地 1
菱池内池	菱池字内池 64 番地
野場北ちびっこ広場	野場字清水 5 番地
野場一心石田	野場字石田 67 番地
野場東部集会所	野場字大日蔭 55 番地 14
野場防災倉庫	野場字石荒 50 番地 5
永野老人憩の家	永野字山川間 58 番地
永野南部コミュニティホーム	永野字池田 309 番地
新田	永野字小割 166 番地
深溝愛宕山信号	深溝字小杉山 197 番地
里北ちびっこ広場	深溝字小杉山 136 番地
深溝茂江防火水槽	深溝字茂江 53 番地
深溝沢渡公園	深溝字沢渡 6 番地
里保育園	深溝字宮前 1 番地
深溝前田	深溝字前田 54 番地
深溝時近防火水槽	深溝字時近 29 番地 1
深溝小学校	深溝字南道祖神 11 番地 2
深溝児童館	深溝字里 4 番地 1
深溝天王前信号北	深溝字天王山 47 番地
村越建設	深溝字西万野 52 番地
深溝岸明	深溝字岸明 31 番地 1 先路上
深溝黒田防火水槽	深溝字黒田 50 番地 8
深溝矢崎信号北	深溝字上仲田 13 番地 1
逆川浄円寺東	逆川字大岩 46 番地 1
羽梨神社	逆川字上海戸 46 番地
須美インター	須美字竹下 1 番地 1 先路上

設置場所	所在地
須美公民館	須美字向屋敷 85 番地 2
筆柿の里	須美字東山 17 番地 3
六栗郷池北	六栗字山屋敷 61 番地 1
六栗八幡宮	六栗字八幡 24 番地 1
上六栗住民広場	上六栗字天ヶ峯 25 番地 2
上六栗老人憩の家	上六栗字中切 35 番地 1
桐山集荷場	桐山字中屋敷 53 番地 3

② 屋外受信機設置場所（令和 3 年 2 月 28 日現在）

イ 移動系（466.8625MHz）

計 6 台

種別	個体番号	呼出名称	設置場所
基地局	0 0 1	対策本部	防災安全課（庁舎 3 階）
交換機	0 0 2	PBX 1	防災無線室（庁舎 3 階）
交換機	0 0 3	PBX 2	防災無線室（庁舎 3 階）
交換機	0 0 4	PBX 3	防災無線室（庁舎 3 階）
交換機	0 0 5	PBX 4	防災無線室（庁舎 3 階）
交換機	0 0 6	PBX 5	防災無線室（庁舎 3 階）

（陸上移動系無線（MCA）設置場所）

計 74 台

種別	個体番号	呼出名称	設置場所	所在地
携帯型	1 0 1	幸田防災 1	防災安全課（庁舎 3 階）	菱池字元林 1 番地 1
携帯型	1 0 2	幸田福祉 1	福祉課（庁舎 1 階）	菱池字元林 1 番地 1
携帯型	1 0 3	幸田福祉 2	福祉課（庁舎 1 階）	菱池字元林 1 番地 1
携帯型	1 0 4	幸田健康 1	健康課（幸田町保健センター）	菱池字錦田 84 番地
携帯型	1 0 5	幸田健康 2	健康課（幸田町保健センター）	菱池字錦田 84 番地
携帯型	1 0 6	幸田産業 1	産業振興課（庁舎 2 階）	菱池字元林 1 番地 1
携帯型	1 0 7	幸田産業 2	産業振興課（庁舎 2 階）	菱池字元林 1 番地 1
携帯型	1 1 1	幸田水道 1	水道課（庁舎 2 階）	菱池字元林 1 番地 1
携帯型	1 1 2	幸田水道 2	水道課（庁舎 2 階）	菱池字元林 1 番地 1
携帯型	1 1 3	幸田土木 1	土木課（庁舎 2 階）	菱池字元林 1 番地 1
携帯型	1 1 4	幸田土木 2	土木課（庁舎 2 階）	菱池字元林 1 番地 1
携帯型	1 1 5	幸田しんせつ	土木課（庁舎 2 階）	菱池字元林 1 番地 1
携帯型	1 1 6	幸田都計 1	都市整備課（庁舎 2 階）	菱池字元林 1 番地 1
携帯型	1 1 7	幸田区画 1	都市整備課（庁舎 2 階）	菱池字元林 1 番地 1
携帯型	1 2 1	幸田下水 1	下水道課（庁舎 2 階）	菱池字元林 1 番地 1
携帯型	1 2 2	幸田下水 2	下水道課（庁舎 2 階）	菱池字元林 1 番地 1
携帯型	1 2 3	幸田教育 1	学校教育課（庁舎 4 階）	菱池字元林 1 番地 1

種別	個体番号	呼出名称	設置場所	所在地
携帯型	1 2 4	幸田教育 2	文化スポーツ課 (幸田町中央公民館)	菱池字黒方 78
携帯型	1 2 5	消防幸田 1	消防本部	菱池字前田 41 番地 1
携帯型	1 2 6	消防幸田 2	消防本部	菱池字前田 41 番地 1
携帯型	1 2 7	消防幸田 3	消防本部	菱池字前田 41 番地 1
携帯型	1 3 1	防災長嶺	長嶺コミュニティホーム	長嶺字南郷中 28 番地
携帯型	1 3 2	防災久保田	久保田コミュニティホーム	久保田字社口 25 番地 2
携帯型	1 3 3	防災坂崎	坂崎公民館	坂崎字御屋敷 22 番地 1
携帯型	1 3 4	防災大草	大草老人憩の家	大草字羽根 9 番地
携帯型	1 3 5	防災高力	高力老人憩の家	高力字越丸 13 番地 1
携帯型	1 3 6	防災鷺田	鷺田公民館	菱池字野々宮 102 番地 1
携帯型	1 3 7	防災新田	新田老人憩の家	菱池字新田 110 番地
携帯型	1 4 1	防災岩堀	岩堀公民館	菱池字昆沙門 1 番地 1
携帯型	1 4 2	防災横落	横落コミュニティセンター	横落字郷中 67 番地
携帯型	1 4 3	防災萩	萩農村センター	萩字下 61 番地 1
携帯型	1 4 4	防災芦谷	芦谷公民館	芦谷字神ノ前 27 番地 3
携帯型	1 4 5	防災幸田	幸田老人憩の家	芦谷字後シロ 15 番地 1
携帯型	1 4 6	防災桜坂	桜坂コミュニティホーム	菱池字桜坂 31 番地 1
携帯型	1 4 7	防災里	里中央コミュニティホーム	深溝字内山 32 番地
携帯型	1 5 1	防災市場	市場公民館	深溝字会下後 37 番地
携帯型	1 5 2	防災海谷	海谷公民館	深溝字上一木 16 番地
携帯型	1 5 3	防災逆川	逆川農村センター	逆川字大坪 31 番地 2
携帯型	1 5 4	防災野場	野場老人憩の家	野場字下市場 53 番地
携帯型	1 5 5	防災永野	永野老人憩の家	永野字訳田 128 番地
携帯型	1 5 6	防災須美	須美公民館	須美字向屋敷 88 番地 2
携帯型	1 5 7	防災六栗	六栗公民館	六栗字本郷 5 番地 1
携帯型	1 5 8	防災上六栗	上六栗老人憩の家	上六栗字中切 34 番地
携帯型	1 5 9	防災桐山	桐山老人憩の家	桐山字善田山 76 番地 3
携帯型	1 6 1	救護 1	健康課 (幸田町保健センター)	菱池字錦田 84 番地
携帯型	1 6 2	救護 2	幸田中学校	菱池字黒方 19 番地
携帯型	1 6 3	救護 3	健康課 (幸田町保健センター)	菱池字錦田 84 番地
携帯型	1 6 4	救護 4	健康課 (幸田町保健センター)	菱池字錦田 84 番地
携帯型	1 7 1	幸田こども 1	こども課 (庁舎 1 階)	菱池字元林 1 番地 1
携帯型	1 7 2	幸田こども 2	こども課 (庁舎 1 階)	菱池字元林 1 番地 1
携帯型	1 7 3	坂崎小	坂崎小学校	坂崎字揚り山 31 番地
携帯型	1 7 4	幸田小	幸田小学校	大草字三ツ石 18 番地
携帯型	1 7 5	中央小	中央小学校	横落字北門 1 番地

種別	個体番号	呼出名称	設置場所	所在地
携帯型	176	荻谷小	荻谷小学校	芦谷字東山1番地
携帯型	177	深溝小	深溝小学校	深溝字南道祖神11番地
携帯型	178	豊坂小	豊坂小学校	野場字鶏島55番地
携帯型	179	幸田防災2	人事秘書課(庁舎3階)	菱池字元林1番地1
携帯型	180	幸田防災3	防災安全課(庁舎3階)	菱池字元林1番地1
携帯型	181	幸田防災4	防災安全課(庁舎3階)	菱池字元林1番地1
携帯型	182	岡警	岡崎警察署	岡崎市若松西1丁目1番地1
携帯型	183	幸田企画1	企画部(庁舎3階)	菱池字元林1番地1
携帯型	184	幸田企画2	企画部(庁舎3階)	菱池字元林1番地1
携帯型	185	幸田税務1	税務課(庁舎1階)	菱池字元林1番地1
携帯型	186	幸田税務2	税務課(庁舎1階)	菱池字元林1番地1
携帯型	187	幸田議会1	議会事務局(庁舎5階)	菱池字元林1番地1
携帯型	188	幸田社協1	社会福祉協議会	菱池字錦田82番地4
携帯型	189	つどい	障害者地域活動支援センター	菱池字城山143番地1
携帯型	190	老人福祉セ	老人福祉センター	深溝字一之宮2番地1
携帯型	191	町民会館	幸田町民会館	大草字丸山60番地
携帯型	192	医師会	岡崎市医師会	岡崎市竜美西1-9-1
携帯型	193	北部中	北部中学校	相見字越丸36番地
携帯型	194	幸田中	幸田中学校	菱池字黒方19番地
携帯型	195	南部中	南部中学校	深溝字舟山5番地5
携帯型	196	幸田高校	幸田高校	高力字神山78番地

(2) 幸田町消防無線設備（消防署）

無線局の種類	呼出名称	免許年月日	免許番号
基地局	こうたしょうぼう	令和7年6月1日	海基第2273140号
陸上移動局	こうた 1	令和7年6月1日	海移第64991号
	こうた 3	〃	海移第70617号
	こうた 4	〃	海移第64994号
	こうた 31	〃	海移第69310号
	こうた 41	〃	海移第64995号
	こうた 51	〃	海移第64992号
	こうた 52	〃	海移第66717号
	こうた 53	〃	海移第67221号
	こうた 61	〃	海移第64993号
	こうた 62	〃	海移第64997号
	こうた 71	〃	海移第64493号
	きゅうきゅうこうた 1	〃	海移第64998号
	きゅうきゅうこうた 2	〃	海移第64999号
	きゅうきゅうこうた 3	〃	海移第20062091号
携帯帯	こうた 101	令和7年6月1日	海移第 20268489号
	こうた 102	〃	海移第 20268490号
	こうた 103	〃	海移第 20268491号
	こうた 104	〃	海移第 20268492号
	こうた 105	〃	海移第 20268493号
	こうた 106	〃	海移第 20268494号
	こうた 107	〃	海移第 20268495号
	こうた 108	〃	海移第 20268496号
	こうた 109	〃	海移第 20268497号
	こうた 110	〃	海移第 20268498号
	こうた 111	〃	海移第 20268499号
	こうた 112	〃	海移第 20268500号
	こうた 113	〃	海移第 20268501号
	こうた 114	〃	海移第 20268502号
	こうた 115	〃	海移第 20268503号
	こうた 116	〃	海移第 20268504号
可搬型	こうた 151	令和7年6月1日	海移第 20268505号
	こうた 152	〃	海移第 20268506号

無線局の種類	呼出名称	免許年月日	免許番号
携 帯	こうたしょかつ 1	令和7年6月1日	海移第20270773号
	こうたしょかつ 2	〃	海移第20270774号
	こうたしょかつ 3	〃	海移第20270775号
	こうたしょかつ 4	〃	海移第20270776号
	こうたしょかつ 5	〃	海移第20270777号
	こうたしょかつ 6	〃	海移第20270778号
	こうたしょかつ 7	〃	海移第20270779号
	こうたしょかつ 8	〃	海移第20270780号
	こうたしょかつ 9	〃	海移第20270781号
	こうたしょかつ 10	〃	海移第20270782号
	こうたしょかつ 11	〃	海移第20270783号
	こうたしょかつ 12	〃	海移第20270784号
	こうたしょかつ 13	〃	海移第20270785号
	こうたしょかつ 14	〃	海移第20270786号
	こうたしょかつ 15	〃	海移第20270787号
	こうたしょかつ 16	〃	海移第20270788号
	こうたしょかつ 17	〃	海移第20270789号
	こうたしょかつ 18	〃	海移第20270790号
	こうたしょかつ 19	〃	海移第20270791号
	こうたしょかつ 20	〃	海移第20270792号
	こうたしょかつ 21	〃	海移第20270793号
	こうたしょかつ 22	〃	海移第20270794号
	こうたしょかつ 23	〃	海移第20270795号
	こうたしょかつ 24	〃	海移第20270796号
	こうたしょかつ 25	〃	海移第20270797号
陸 上 移 動 局	こ う た 211	令和7年6月1日	海移第65008号
	こ う た 212	〃	海移第65009号
	こ う た 221	〃	海移第65010号
	こ う た 222	〃	海移第65011号
	こ う た 231	〃	海移第65012号
	こ う た 232	〃	海移第65013号
	こ う た 241	〃	海移第65014号
	こ う た 242	〃	海移第65015号
携 帯		令和7年6月1日	海活K第2991号

(3) 災害時優先電話設置箇所一覧（防災安全課）

NO	設置場所	所在地
1	坂崎保育園	坂崎字揚り山 11-1
2	坂崎公民館	坂崎字御屋敷 22-1
3	大草保育園	大草字北川後 50
4	大草老人憩の家	大草字羽根 9
5	わしだ保育園	菱池字大久後 16-1
6	障害者地域活動支援センター	菱池字城山 143-1
7	学校給食センター	菱池字桜塚 180
8	菱池保育園	菱池字前田 25-1
9	幸田町役場	菱池字元林 1-1
10	消防署	菱池字前田 41-1
11	保健センター	菱池字錦田 84
12	幸田保育園	芦谷字宮ノ根 14-1
13	深溝保育園	深溝字天上坂 1-1
14	里保育園	深溝字宮前 5
15	老人福祉センター	深溝字一之宮 2-1
16	豊坂保育園	野場字井戸田 40-1
17	勤労者体育センター	野場字鶏島 50-1
18	六栗公民館	六栗字本郷 5-1
19	送水ポンプ場	永野字墓所山 22

(4) 特設公衆電話設置箇所一覧（防災安全課）

NO	設置場所	所在地
1	坂崎小学校体育館	坂崎字揚り山 31
2	幸田小学校体育館	大草字三ツ石 18
3	中央小学校体育館	横落字北門 1
4	荻谷小学校体育館	芦谷字東山 1
5	深溝小学校体育館	深溝字南道祖神 11
6	豊坂小学校体育館	野場字鶏島 55
7	北部中学校体育館	相見字越丸 36
8	幸田中学校体育館	菱池字黒方 19
9	南部中学校体育館	深溝字舟山 5-5
10	町民会館	大草字丸山 60
11	幸田町中央公民館	菱池字黒方 78
12	勤労者体育センター	野場字鶏島 50-1

## 7 水防施設・設備等

### (1) 防災倉庫（予防防災課）

#### ① 防災倉庫

No.	名 称	場 所
1	野場防災倉庫	野場字石荒50-5
2	北部防災倉庫	高力字熊谷33-1
3	南部防災倉庫	深溝字川原田15-3

#### ② 防災備蓄倉庫

No.	名 称	場 所	備 考
1	坂崎小学校	坂崎字揚り山31	コンテナ型
2	幸田小学校	大草字三ツ石18	〃
3	中央小学校	横落字北門1	〃
4	荻谷小学校	芦谷字東山1	〃
5	深溝小学校	深溝字南道祖神11	〃
6	豊坂小学校	野場字鶏島55	〃
7	幸田中学校	菱池黒方19	〃
8	北部中学校	相見字越丸36	〃
9	南部中学校	深溝字舟山5-5	〃
10	幸田高校	高力字神山78	〃
11	三ヶ根駅	深溝字山脇2-1	〃
12	相見駅	相見字相見1	建物内
13	幸田駅	芦谷字毛倉7-4	幸田駅西駐車場建物内

(2) 水防資機材（予防防災課）

資機材	保 管 場 所						
	防災備蓄倉庫			北部 防災倉庫	野場 防災倉庫	南部 防災倉庫	合 計
	各小学校 (6か所)	各中学校 (3か所)	幸田高校				
木杭 本				30		20	50
土のう袋 袋				21,000	13,000	11,000	45,000
防水シート 枚	10	10	10	170	476	280	1,026
かけや 丁				16	16	16	48
スコップ 本	4	4	4	50	80	15	185
番線 Kg				270	80	50	400
一輪車 台	1	1	1	1	2	1	14
リヤカー 台					1		1
たこづち 丁				2	2	2	6
クリッパー 丁	1			3	3	3	15
ペンチ 丁	1						6
シノ 丁				4	4	4	12
ロープ等 束	1	1	1	2	2	2	16
水バケツ等 個				18	18	18	54
バケツ (90ℓ) 個					12		12

※各小中学校は1校あたりの備蓄数を記載

(3) 幸田町内の建設業者（土木課）

① 幸田町内の建設業者

社名	平日 TEL	平日 FAX	社名	平日 TEL	平日 FAX
	夜間等 TEL	夜間等 FAX		夜間等 TEL	夜間等 FAX
備考			備考		
総括			中央地域（荻谷・中央学区）9社		
竹内建設(株)	62-1651	62-8546	(株)ニシオ	62-0474	62-1832
	62-1651	62-8546		62-0061	—
	正				
村越建設(株)	62-5511	62-8488	小原建設(株)	62-0678	51-2237
	62-5511	62-8488		53-9841	—
	副				
北部地域（幸田・坂崎学区）9社					
(株)石原組	62-0456	62-7968	幸田塗装(株)	62-2514	62-4842
	—	—		63-3796	63-3796
林建設(株)	62-2566	62-5703	竹内建設(株)	62-1651	62-8546
	62-2566	62-5703		62-1651	62-8546
朝日工業(株)	51-3655	52-6608	(株)佐藤渡辺	58-1388	58-1391
	—	—		—	—
(株)伊藤建設	62-7748	62-7103	(有)S A K A E	56-6145	56-6146
	0563-54-3867	—		56-6145	56-6146
(株)加藤工業	62-8555	62-8046	(有)ヤマソー	62-3889	62-2880
	62-8555	62-8046		62-3889	62-2880
鴨下美建	62-4336	62-7040	大幸塗料(株)	62-1472	62-2915
	—	—		62-1472	62-2915
(有)石川興建	62-6795	62-6999	心建工	83-7024	83-7029
	—	—		—	—
南部地域（深溝・豊坂学区）7社					
(株)ニホンサービス	47-8550	47-8551	丸七建設興業(株)	62-5811	62-1775
	—	—		62-0230	62-0230
KOH建築	77-2209	77-9392	(有)池野組	62-2819	63-2669
	—	—		—	—
			吉良建設(株)	62-5610	62-5113
				0563-32-1131	0563-32-2535
			オオスカ建築(株)	62-0890	62-0925
				—	—
			豊坂建材(株)	62-4720	62-4635
				63-2283	62-4635
			村越建設(株)	62-5511	62-8488
				62-5511	62-8488
			(有)鈴木塗装所	0533-69-4831	0533-67-0522
				62-2047	—

## 8 救助用施設・設備等

### (1) 救急車（消防署）

台 数	3 台
-----	-----

### (2) 救急病院（消防署）

市区町村名	名 称	電話番号	所 在 地	対 応	総病 床数
岡崎市	岡崎市民病院	21-8111	岡崎市高隆寺町字五所合3-1	地・救・臨・委	680
	医療法人山武会 岡崎南病院	51-5434	岡崎市羽根東町1-1-3	救	132
	医療法人鉄友会 宇野病院	24-2211	岡崎市中岡崎町1-10	救・臨	180
	愛知医科大学メディカルセンター	66-2811	岡崎市仁木町字川越17-33	救	270
	藤田医科大学 岡崎医療センター	64-8800	岡崎市針崎西2-6-1	救	400
西尾市	西尾市民病院	(0563) 56-3171	西尾市熊味町上泡原6	救・臨・委	372
	医療法人 田中会 西尾病院	(0563) 57-5138	西尾市和泉町22	救	170
	医療法人 社団福社会 高須病院	(0563) 72-1701	西尾市一色町赤羽上郷中113-1	救	105
	医療法人 秀麗会 山尾病院	(0563) 56-8511	西尾市桜木町5-14	救	100
蒲郡市	蒲郡市民病院	(0533) 66-2200	蒲郡市平田町向田1-1	救・臨	382
	医療法人 北辰会 蒲郡厚生館病院	(0533) 69-3251	蒲郡市栄町11-13	救	106
安城市	愛知県厚生農業協同組合連合会 安城更生病院	(0566) 75-2111	安城市安城町東広畔28	地・救・臨・委	771
	社会医療法人財団 新和会 八千代病院	(0566) 97-8518	安城市住吉町2-2-7	救・臨	420

#### ※対応の略号

地：地域医療支援病院

特：特定機能病院

救：救急病院（救急告示病院）

臨：臨床研修を行う病院（臨床研修指定病院及び大学、大外の医学部又は大学設置の研究所の付属施設病院）

委：救急業務委託契約病院（幸田町消防本部が救急業務に関する委託契約を行っている病院）

### (3) 救護所編成等（健康課）

参集拠点：幸田町保健センター

医療救護所：幸田中学校（武道場）

編成は参集状況によりシフト制とする。

(4) 災害時における応急対策の応援協定一覧（水道課）

業 者 名	電話番号	住 所	備 考
(有) 糟 谷 工 業 所	62-0339	桐山字善田山81-1	応急給水・応急復旧
小 池 管 工 (有)	62-0170	菱池字錦田78-2	〃
(有) 小 玉 設 備 工 業	62-1936	菱池字西脇78-1	〃
辻村工業(株)幸田営業所	62-3811	菱池字寺東25-6	〃
林 建 設 (株)	62-2566	坂崎字田中下46	〃
(株) 星 野 設 備	62-8722	長嶺字南郷中9-4	〃
米津物産(株)安城支店	0566-92-2221	安城市和泉町	水道資材の供給
幡豆工業(株)名古屋営業所	052-362-5566	名古屋市中川区	〃
大成機工(株)名古屋支店	052-551-0461	名古屋市中村区	〃

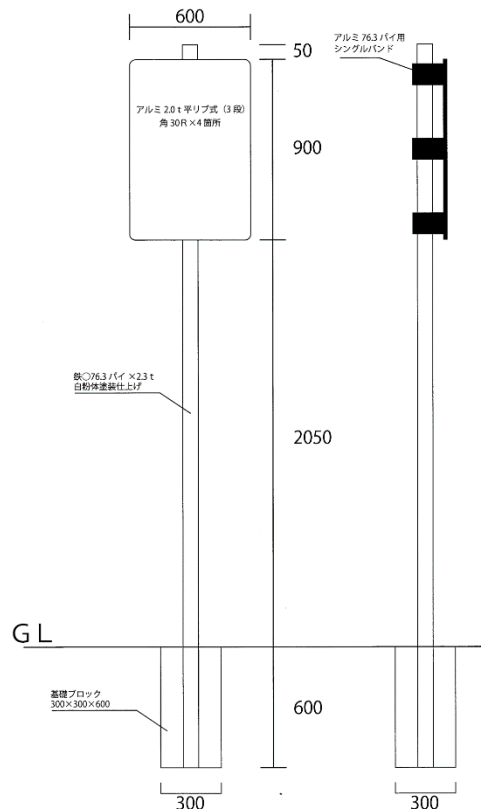
## 9 避難場所等（防災安全課）

### (1) 指定避難所

避難所	電話番号	所在地	構造	収容可能人員			福祉 避難所	関係課
				長期避難人数 (3㎡/1人)	短期避難人数 (2㎡/1人)	一時避難人数 (1㎡/1人)		
長嶺コミュニティホーム	-	長嶺字南郷中28	SRC 2F	32	49	98		総務課
久保田コミュニティホーム	62-6699	久保田字社口25-2	RC 2F	38	57	114		総務課
坂崎保育園遊戯室	62-0071	坂崎字揚り山11-1	RC 1F	51	77	155		こども課
坂崎小学校（特別棟、体育館）	62-0115	坂崎字揚り山31	RC 2F	441	661	1,323		学校教育課
坂崎公民館	62-5299	坂崎字御屋敷22-1	RC 2F	83	125	250		文化スポーツ課
坂崎7番組コミュニティホーム	-	坂崎字城1	SRC 1F	14	22	44		総務課
町民会館	63-1111	大草字丸山60	RC(一部SRC) B1、4F	-	-	-		文化スポーツ課
幸田小学校（体育館）	62-0118	大草字三ツ石18	RC 3F	441	661	1,323		学校教育課
大草保育園遊戯室	62-0213	大草字北川後50	RC 2F	60	90	180		こども課
大草老人憩の家	62-4335	大草字羽根9	RC 2F	86	129	259		福祉課
大草西コミュニティホーム	63-5720	大草字寺西16-6	S 1F	35	52	105		総務課
大草東コミュニティホーム	63-5950	大草字祢宜屋敷22-1	S 1F	28	43	86		総務課
大草南コミュニティホーム	63-5177	大草字馬場6-3	S 1F	46	70	140		総務課
北部中学校（体育館、武道場等）	62-9451	相見字越丸36	RC 2F	662	993	1,986		学校教育課
幸田高校（体育館、武道場）	62-1445	高力字神山78	S 2F	473	709	1,419		愛知県
高力老人憩の家	62-2453	高力字越丸13-1	RC 2F	57	86	172		福祉課
障害者地域活動支援センター	63-2941	菱池字城山143-1	RC 2F	76	114	228	○	福祉課
鷺田公民館	62-3000	菱池字野々宮102-1	RC 2F	71	107	214		文化スポーツ課
鷺田コミュニティホーム	-	菱池字寺西6	S 2F	22	33	66		総務課
わしだ保育園遊戯室	62-8035	菱池字天久後16-1	RC 2F	57	86	173		こども課
新田老人憩の家	62-7116	菱池字新田110	RC 2F	35	53	106		福祉課
菱池保育園遊戯室	62-0076	菱池字前田25-1	RC 2F	88	132	265		こども課
幸田中学校（体育館、武道場等）	62-0043	菱池字黒方19	RC 3F	838	1258	2,516		学校教育課
幸田町中央公民館	63-1618	菱池字黒方78	RC 3F	86	129	259		文化スポーツ課
岩堀老人憩の家	62-0921	菱池字昆沙門2	RC 1F	40	61	122		福祉課
岩堀公民館	63-0921	菱池字昆沙門1-1	RC 2F	109	163	327		文化スポーツ課
欠間児童館	-	幸田町大字菱池字欠間11	RC 1F	33	49	99		こども課
中央小学校（体育館）	62-8050	横落字北門1	RC 2F	482	723	1,447		学校教育課
横落コミュニティセンター	63-5772	横落字郷中67	RC 2F	65	98	197		総務課
荻農村センター	62-7730	荻字下61-1	RC 2F	56	85	170		産業振興課
荻谷小学校（体育館）	62-0117	芦谷字東山1	RC 2F	303	455	910		学校教育課
芦谷公民館	62-2147	芦谷字神ノ前27-3	RC 2F	67	100	201		文化スポーツ課
芦谷コミュニティセンター	63-0077	芦谷字宮ノ根15-7	RC 2F	54	82	164		総務課
さくら会館	62-7080	芦谷字蒲野25-1	RC 1F	82	123	246		文化スポーツ課
幸田保育園遊戯室	62-0140	芦谷字宮ノ根14-1	RC 2F	39	59	119		こども課
幸田老人憩の家	62-1390	芦谷字後シロ15-1	RC 2F	46	69	138		福祉課
桜坂コミュニティホーム	-	菱池字桜坂31-1	S 1F	25	38	76		総務課
里中央コミュニティホーム	-	深溝字内山32	S 1F	26	39	79		総務課

避難所	電話番号	所在地	構造	収容可能人員			福祉 避難所	関係課
				長期避難人数 (3㎡/1人)	短期避難人数 (2㎡/1人)	一時避難人数 (1㎡/1人)		
老人福祉センター	62-7224	深溝字一之宮2-1	RC 2F	62	94	188	○	福祉課
深溝児童館	62-1905	深溝字里4-1	RC 2F	37	55	111		子ども課
里東老人憩の家	62-6292	深溝字権行寺21-3	RC 2F	34	51	103		福祉課
里西コミュニティホーム	-	深溝字一之宮7-1	S 1F	26	39	79		総務課
里保育園遊戯室	62-7568	深溝字宮前5	S 1F	37	56	112		子ども課
里曲松コミュニティホーム	-	深溝字小杉山1-124	S 1F	33	50	101		総務課
深溝小学校（南館、体育館）	62-0119	深溝字南道祖神11	RC 2F	353	530	1,060		学校教育課
南部中学校（体育館、武道場等）	62-6811	深溝字舟山5-5	RC 2F	703	1055	2,111		学校教育課
深溝老人憩の家	62-6225	深溝字南道祖神30-1	RC 2F	35	53	107		福祉課
市場中央コミュニティホーム	-	深溝字南道祖神26	S 1F	44	66	133		総務課
市場公民館	-	深溝字会下後37	RC 2F	65	97	195		文化スポーツ課
深溝保育園遊戯室	62-0215	深溝字天上坂1-1	RC 2F	61	91	183		子ども課
一ノ瀬コミュニティホーム	-	深溝字花籠53	S 2F	34	51	103		総務課
海谷公民館	-	深溝字上一木16	RC 2F	77	116	233		文化スポーツ課
仲組コミュニティホーム	-	深溝字石打1-1	S 1F	26	40	80		総務課
逆川農村センター	62-9444	逆川字大坪31-2	RC 2F	33	50	100		産業振興課
幸田町南部まちづくり交流拠点施設（やまびこ館）	-	逆川字大坪143-2	RC 1F	40	60	121		総務課
豊坂小学校（体育館）	62-1048	野場字鶏島55	RC 2F	309	464	928		学校教育課
勤労者体育センター	62-2684	野場字鶏島50-1	RC 1F	210	315	630		文化スポーツ課
野場南部コミュニティホーム	-	野場字南野105	W 1F	24	36	72		総務課
野場老人憩の家	-	野場字下市場53	RC 1F	46	69	139		福祉課
野場ふれあいセンター	62-5189	野場字下片田19	S 1F	19	29	58		総務課
豊坂保育園遊戯室	62-0214	野場字井戸田40-1	RC 2F	53	80	160		子ども課
永野老人憩の家	63-1091	永野字沢田128	RC 2F	43	64	129		福祉課
須美公民館	62-7738	須美字向屋敷88-2	RC 2F	52	79	158		文化スポーツ課
須美老人ふれあいの家	63-0970	須美字遺水1-5	RC 2F	37	56	112		福祉課
六栗公民館	62-0073	六栗字本郷5-1	RC 2F	66	100	200		文化スポーツ課
六栗コミュニティホーム	-	六栗字八幡24-2	S 1F	16	24	48		総務課
上六栗老人憩の家	62-6792	上六栗字中切34	RC 2F	69	103	207		福祉課
桐山老人憩の家	62-6226	桐山字善田山76-3	RC 2F	49	74	149		福祉課
桐山中央コミュニティホーム	-	桐山字中屋敷17-5	S 1F	45	67	135		総務課
計（69か所）			-	7,985	11,994	24,021		-

(2) 避難場所の標識



看板：600×900（全面反射シート）  
角30R

## (3) 指定緊急避難場所

NO	施設・場所名	所在地	対象とする異常な現象の種類								指定避難所 との重複	想定収容人数 (2㎡/人)
			洪水	崖崩れ、土石 流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水氾濫	火山現象		
1	フタバ産業株式会社駐車場	長嶺字柳沢 1-1	○			○			○			-
2	長嶺北山公園	長嶺字北山 106-1	○			○			○			576
3	長嶺コミュニティホーム	長嶺字南郷中 28	○	○					○		○	49
4	久保田農村広場	久保田字凧山 45	○			○			○			4,890
5	久保田ちびっ子広場	久保田字本郷 1-2	○			○			○			153
6	久保田コミュニティホーム	久保田字社口 25-2	○	○					○		○	57
7	ソニーグローバルマ ニュ ファクチャリ ング&オペレーショ ンズ株式会社 駐 車場	坂崎雀ヶ入 1	○			○			○			-
8	彦左公園	坂崎字雀ヶ入 1-7	○			○			○			1,625
9	坂崎運動場	坂崎字天神山 23-1	○			○		○	○			6,135
10	坂崎小学校	坂崎字揚り山 31	○	○		○		○	○		○	661
11	坂崎保育園	坂崎字揚り山 11-1	○	○		○			○		○	77
12	坂崎公民館	坂崎字御屋敷 22-1	○	○					○		○	125
13	坂崎7番組コミュニ ティホーム	坂崎字城 1	○	○					○		○	22
14	町民会館	大草字丸山 60	○	○		○		○	○		○	180
15	幸田小学校	大草字三ツ石 18	○	○		○		○	○		○	661
16	大草保育園	大草字北川後 50	○	○		○			○		○	90
17	山添ふれあい公園	大草字長根尻 107	○			○			○			681
18	大草老人憩の家	大草字羽根 9	○	○					○		○	129
19	大草西コミュニテ ィホーム	大草字寺西 16-6	○	○					○		○	52
20	大草東コミュニテ ィホーム	大草字祢宜屋敷 22-1	○	○					○		○	43
21	大草南コミュニテ ィホーム	大草字馬場 6-3	○	○					○		○	70
22	高力住民広場	高力字越丸 7-1				○						2,982
23	幸田高校	高力字神山 78	○	○		○		○	○		○	709
24	北部中学校	相見字越丸 36		○		○		○			○	993
25	高力老人憩の家	高力字越丸 13-1		○							○	86
26	北鷺田ちびっ子広 場	相見字北鷺田 98	○			○			○			984
27	わしだ保育園	菱池字大久後 16-1	○	○		○			○		○	86

NO	施設・場所名	所在地	対象とする異常な現象の種類								指定避難所 との重複	想定収容人数 (2㎡/人)
			洪水	崖崩れ、土石 流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水氾濫	火山現象		
28	障害者地域活動支援センター	菱池字城山 143-1		○							○	114
29	鷺田公民館	菱池字野々宮 102-1	○	○					○		○	107
30	鷺田コミュニティホーム	菱池字寺西 6	○	○					○		○	33
31	鷺田住民広場	菱池字田多美 250				○						1,9
32	新田住民広場	菱池字新田 106				○						1,568
33	新田老人憩の家	菱池字新田 110		○							○	53
34	幸田中央公園	菱池字元林 1-7	○			○		○	○			18,335
35	内池公園	菱池字内池 1				○						856
36	駅西公園	菱池字池端 22				○						751
37	幸田中学校	菱池字黒方 19	○	○		○		○	○		○	1,258
38	菱池保育園	菱池字前田 25-1		○		○					○	132
39	沢田公園	菱池字沢田 61	○			○			○			621
40	幸田町中央公民館	菱池字黒方 78	○	○					○		○	129
41	岩堀老人憩の家	菱池字昆沙門 2	○	○					○		○	60
42	岩堀公民館	菱池字昆沙門 1-1	○	○					○		○	163
43	欠間児童館	幸田町大字菱池字欠間 11	○	○					○		○	49
44	郷前公園	横落字郷前 224	○			○			○			498
45	横落住民広場	横落字郷中 45-1	○			○			○			2,572
46	中央小学校	横落字北門 1	○	○		○		○	○		○	723
47	横落コミュニティセンター	横落字郷中 67	○	○					○		○	98
48	荻農村センター	荻字下 61-1	○	○		○			○		○	85
49	幸田文化公園（さくら会館）	芦谷字蒲野 25-1	○	○		○		○	○		○	123
50	仲田公園	芦谷字仲田 158				○						1,026
51	荻谷小学校	芦谷字東山 1	○	○		○		○	○		○	455
52	芦谷住民広場	芦谷字福田 19-1	○			○			○			1,671
53	株式会社デンソー幸田製作所駐車場	芦谷字山ノ田地内	○			○			○			-
54	幸田保育園	芦谷字宮ノ根 14-1	○	○		○			○		○	59
55	芦谷公民館	芦谷字神ノ前 27-3	○	○					○		○	100
56	芦谷コミュニティセンター	芦谷字宮ノ根 15-7	○	○					○		○	82

NO	施設・場所名	所在地	対象とする異常な現象の種類								指定避難所 との重複	想定収容人数 (2㎡/人)
			洪水	崖崩れ、土石 流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水氾濫	火山現象		
57	幸田老人憩の家	芦谷字後シロ 15-1	○	○					○		○	69
58	桜坂公園	菱池字桜坂 31-2	○			○			○			592
59	桜坂コミュニティ ホーム	菱池字桜坂 31-1	○	○					○		○	38
60	里前公園	深溝字柳縄手 4	○			○			○			928
61	里公園	深溝字小丸山 3	○			○			○			1,456
62	深溝運動場	深溝字大池 8	○			○			○			37,300
63	三ヶ根南公園	深溝字出口 39	○			○			○			508
64	里保育園	深溝字宮前 5	○			○			○		○	56
65	里中央コミュニテ ィホーム	深溝字内山 32	○	○					○		○	39
66	老人福祉センター	深溝字一之宮 2-1	○						○		○	94
67	深溝児童館	深溝字里 4-1	○	○					○		○	55
68	里東老人憩の家	深溝字権行寺 21-3	○	○					○		○	51
69	里西コミュニテ ィホーム	深溝字一之宮 7-1	○						○		○	39
70	里曲松コミュニテ ィホーム	深溝字小杉山 1- 124	○	○					○		○	50
71	舟山公園	深溝字会下後 37	○			○			○			715
72	沢渡公園	深溝字沢渡 6	○			○			○			1,252
73	南部中学校	深溝字舟山 5-5	○	○		○		○	○		○	1,055
74	深溝小学校	深溝字南道祖神 11	○	○		○		○	○		○	530
75	深溝保育園	深溝字天上坂 1-1	○	○		○			○		○	91
76	深溝老人憩の家	深溝字南道祖神 30-1	○	○					○		○	53
77	市場中央コミュニ ィホーム	深溝字南道祖神 26	○	○					○		○	66
78	市場公民館	深溝字会下後 37	○	○					○		○	97
79	一ノ瀬コミュニテ ィホーム	深溝字花籠 53	○	○					○		○	51
80	海谷住民広場（海 谷ちびっ子広場）	深溝字角田 6-1	○			○			○			1,238
81	海谷公民館	深溝字上一木 16	○	○					○		○	116
82	仲組コミュニテ ィホーム	深溝字石打 1-1	○	○					○		○	40
83	逆川住民広場	逆川字上海戸 17	○			○			○			2,542
84	逆川農村センター	逆川字大坪 31-2	○	○		○			○		○	50
85	幸田町南部まちづ くり交流拠点施設 （やまびこ館）	逆川字大坪 143-2	○			○			○		○	60

NO	施設・場所名	所在地	対象とする異常な現象の種類								指定避難所 との重複	想定収容人数 (2㎡/人)	
			洪水	崖崩れ、土石 流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な 火事	内水氾濫	火山現象			
86	野場農村公園	野場字弓取山 100-3	○			○				○			1,537
87	大日蔭運動場	野場字大日蔭 33	○			○				○			21,900
88	豊坂小学校	野場字鶏島 55	○	○		○			○	○		○	464
89	豊坂保育園	野場字井戸田 40-1	○	○		○				○		○	80
90	勤労者体育センター	野場字鶏島 50-1	○	○						○		○	315
91	野場南部コミュニティホーム	野場字南野 105	○	○						○		○	36
92	野場老人憩の家	野場字下市場 53	○	○						○		○	69
93	野場ふれあいセンター	野場字下片田 19	○	○						○		○	29
94	永野公園	永野字墓所山 21	○			○				○			215
95	永野ちびっ子広場	永野字池田 209				○							1,488
96	永野老人憩の家	永野字訳田 128		○								○	64
97	須美公民館	須美字向屋敷 88-2	○	○		○				○		○	79
98	須美老人ふれあいの家	須美字遣水 1-5	○	○						○		○	56
99	六栗住民広場	六栗字西山 38-1	○			○				○			2,965
100	六栗団地ちびっ子広場	六栗字大後 1-1	○			○				○			150
101	六栗県営住宅ちびっ子広場	六栗字八幡 2-2	○			○				○			50
102	六栗公民館	六栗字本郷 5-1	○	○						○		○	100
103	六栗コミュニティホーム	六栗字八幡 24-2	○	○						○		○	24
104	上六栗住民広場	上六栗字天ヶ峯 2	○			○				○			2,986
105	上六栗子育て支援センター	上六栗字堀合 31-1				○							1,210
106	上六栗老人憩の家	上六栗字中切 34	○	○						○		○	103
107	桐山住民広場	桐山字中屋敷 1	○			○				○			7,818
108	桐山老人憩の家	桐山字善田山 76-3	○	○						○		○	74
109	桐山中央コミュニティホーム	桐山字中屋敷 17-5	○	○						○		○	67
		合 計	95	65	0	64	0	14	95	0	69		146,667

10 利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められる  
要配慮者利用施設

※表中、浸水想定河川の浸水想定区域は、「想定最大規模洪水（L2）」を想定

NO	施設名	所在地	福祉避難所	浸水想定河川			土砂災害						施設区分	
				矢作川	広田川	乙川	警戒区域			特別警戒区域				
							土石流	急傾斜	地滑り	土石流	急傾斜	地滑り		
1	幸田の家	坂崎字丸池 65		○										高齢
2	障害者地域活動支援センター	菱池字城山 143-1	○	○	○									障がい
3	よい館幸田	相見字新田内 58		○	○									高齢
4	グループホームケアサポート幸田	相見字新田内 75-1		○	○									障がい
5	放課後等デイサービス ギフトラーニング幸田	菱池字池端 17-4		○	○									障がい
6	放課後等デイサービスギフト幸田	相見字沖原 62		○	○									障がい
7	ナーシングホーム寿々	芦谷字毛倉 71		○	○									高齢
8	ももの木保育園	荻字流レ石 29					○							子ども
9	里保育園	深溝字宮前 5					○							子ども
10	メリーホーム幸田	深溝字皿入 1-1					○	○						高齢

### 第3 必需物資の備蓄及び調達

#### 1 食 品

##### (1) 主食等の備蓄（予防防災課）

食料品目	保 管 場 所						
	小学校 (坂崎、中央、 幸田、荻谷、 深溝、豊坂)	中学校 (北部、幸 田、南部)	幸田 高校	消防署	野場 防災 倉庫	北部 防災 倉庫	合計
アルファ米（食）	1,600 (2,500)	1,600 (2,500)	1,600	1,600	3,900		24,200
山菜おこわ	700 (1,000)	700 (1,000)	700	500	500		8,900
五目ご飯	800 (1,000)	800 (1,000)	800	750	500		9,850
白飯又は わかめご飯	50 (100)	50 (100)	50	300	500		1,450
赤飯	50 (100)	50 (100)	50	50			700
えびピラフ	(100)	(100)			1,400		
ドライカレー	(100)	(100)			500		800
チキンライス	(100)	(100)			500		800
フリーズドライご飯（食）					850		850
カレーセット				720			720
クラッカー等（食）				1,400	1,260		2,660
栄養機能食品					4,560		4,560
保存水（本） （20ペットボトル）	204	204	204	3,042	288	1,596	6,480
粉ミルク（箱） （13g×10本×20箱）	1	1	1	1			13
液体ミルク（箱） （200ml×24缶）				30			30

※（ ）内の数値は、坂崎小学校、中央小学校、北部中学校の備蓄量、南部倉庫は主食等の備蓄なし

##### (2) 主食・副食・調味料の調達

###### ① 幸田町食品供給業者（町内スーパー、商工会加盟店）（福祉課）

品 名	常時保有数量	調 達 先		
		名 称	所在地	電 話
主 食	20,000kg	あいち三河農協	菱 池	62-2211
副食（調味）	ツクダニかん詰	（株）山崎屋	幸 田	62-0130

## 2 生活必需品

### (1) 生活必需品の備蓄（予防防災課）

生活用品		保管場所						合計
		防災備蓄倉庫			北 部 防災倉庫	野 場 防災倉庫	南 部 防災倉庫	
		各小学校 (6か所)	各中学校 (3か所)	幸田高校				
2WAYランタン	個	12	12	12				120
懐中電灯	個	10	10	10			4	104
ラジオ	個	1	1	1				10
非常用ラジオ	個	5	5	5				50
乾電池（単1）	本	200	200	200		200		2,200
乾電池（単3）	本	80	80	80		240		1,040
非常用ローソク	本	60				380		980
哺乳瓶	本	20	20	20		500		700
小児用おむつ M	枚	174	174	174		174		1,914
小児用おむつ L	枚	132	132	132		132		1,452
大人用おむつ共用	枚	54	54	54		54		594
生理用品	袋	24	24	24		168		408
毛布	枚	50	50	50	940	1,265	100	2,805
車椅子対応トイレ	個	1	1	1				10
非常用トイレ（テント）	張	5	5	5	10	42	10	112
非常用トイレ（便座）	個	5	5	5	10	42	10	112
非常用トイレ薬剤	枚	700	700	700	11,700	37,200	4,400	60,300
トイレトペーパー	巻	100	100	100	48	400		1,448
給水容器（6ℓ）	枚				500	400	500	1,400
給水容器（10ℓ）	個	20	20	20		760		960
給水タンク（500ℓ）	個	2	1	1				16
生活用品セット	式	100	100	100		400		1,400
カセットコンロ	台	5	5	5		2		52
カセットコンロガス	本	60	60	60				600
発電機	台	2	1	1	6	7	3	32
電気ポット	台	1	1	1				10
寸胴鍋	個	5	5	5				50
やかん	個	5	5	5				50
お玉	個	5	5	5				50
ウェットティッシュ	個	5	5	5				50

※各小中学校は1校あたりの備蓄数を記載

(2) 生活物資供給業者（福祉課）

① 日用品の部

名 称	所在地	代表者氏名	電 話
大 嶽 屋	幸 田	大 嶽 治 郎	62-0059
ナガノヤ靴店	幸 田	志 賀 行 雄	62-0147

② 学用品の部

名 称	所在地	代表者氏名	電 話
幸 文 堂	幸 田	児 玉 裕 介	62-0148

3 その他備蓄品

(1) 福祉避難所用備蓄（福祉課）

	品 名	保 管 場 所		
		つどいの家	幸田町老人福祉センター	合 計
1	アルファ米（梅がゆ）	100 食	100 食	200 食
2	災害用ポータブル水洗トイレ イーストアイ ビザ・ポータブル水洗トイレ	1 個	1 個	2 個
3	パーソナルテント （ポータブルトイレ用目隠し） パーソナルテントLタイプ	1 張	1 張	2 張
4	ポータブルトイレ手すり	1 式	1 式	2 式
5	やさしい野菜がゆ	50 食	50 食	100 食
6	ミキサー粥	50 食	50 食	100 食
7	12年保存水	192 本	192 本	384 本
8	ウェットティッシュ 大判 30枚入り	50 個	50 個	100 個
9	磁気式メモボード筆記具	1 個	1 個	2 個
10	災害多人数用救急箱 約10人用	1 箱	1 箱	2 箱
11	簡易トイレ（ラップボン）	2 台	2 台	4 台
12	ホンダ エネポ （ガスボンベ発電機）	2 台	2 台	4 台
13	ランタン	5 個	5 個	10 個
14	防災LEDマルチライト	2 個	3 個	5 個
15	充電用ライト （ピオマここだよライトS）	3 個	1 個	4 個

(2) 保育園及び児童クラブ用備蓄（こども課）

保管場所		品目	
		非常用トイレ（枚）	保存水 2ℓ（本）
坂崎保育園	坂崎字揚り山 11-1	600	96
大草保育園	大草字北川後 50	700	84
わしだ保育園	菱池字大久後 16-1	1000	156
菱池保育園	菱池字前田 25-1	900	132
幸田保育園	芦谷字宮ノ根 14-1	800	114
豊坂保育園	野場字井戸田 40-1	500	66
深溝保育園	深溝字天上坂 1-1	700	84
里保育園	深溝字宮前 5	300	18
坂崎児童クラブ	坂崎字揚り山 31		192
幸田児童クラブ	大草字三ツ石 18		468
中央児童クラブ	横落字北門 1		294
萩谷児童クラブ	芦谷字東山 1		162
深溝児童クラブ	深溝字南道祖神 11		204
豊坂児童クラブ	野場字鶏島 55		180

(3) 遺体安置所用備蓄（環境課）

保管場所	品目		
	遺体収納袋（セット）	ブルーシート（枚）	感染防止服（セット）
一般廃棄物最終処分場	30	68	50

#### 4 医薬品その他衛生材料（健康課）

※在庫場所 救護所（幸田中学校）

##### (1) 資機材（救護所分）

No.	品名	数	備考	No.	品名	数	備考
1	気管挿管セット	1個		29	シャーレ	1個	
2	自然落下式・ポンプ接続兼用輸液セット	2箱	針付 20滴≒1ml 50入り	30	輪状甲状膜切開キット	2箱	8F用 2.7mm 10入 気管切開 輪状甲状靱帯穿刺針
3	ネラトロンカテーテル	9個	外径 4.0mm (12本入/袋)	31	天然ゴム製手術用手袋	2箱	7.5 50入 手術用手袋
4	三角巾(大)	10枚	105cm×105cm×150cm	32	綿棒 3号	5袋	100入
5	伸縮包帯	4個	75mm×9m 10巻	33	眼帯	5箱	100入
6	ネット包帯 2号 ネット包帯 5号	2箱 1箱	20mm(幅) 25m(長さ) 30mm(幅) 25m(長さ)	34	受水器	2個	受け口 160mm
7	耳付き包帯	5箱	5裂 9m	35	受水盆	1個	
8	ソフトシーネ	1箱 1箱 1箱	大(10本入) 中(10本入) ミニ(10本入)	36	糸付縫合針	2箱	10本入 青ナイロン 3-0 70cm 針付 25mm1/2 ナイロン縫合糸 35G ×10玉
9	金属入りシーネ	5箱 2箱	中(3本入り) 小(12本入り)	37	止血帯	4本	1m(長さ) 8mm(直径)
10	副木	1箱 1箱	中(10本入り) 極小(10本入り)	38	滅菌ガーゼ	1箱	100入 7.5cm×7.5cm
11	単回使用パッド入り副木 3号 単回使用パッド入り副木 12号	5箱 3箱	腕用/1.0mm×75mm×400mm 6枚入 指用/1.5mm×18mm×400mm 12枚入	39	絆創膏	5箱	12mm×5m
12	医療用不織布ガーゼ	6包	25cm×25cm 300枚入	40	ビニールシート	4枚	92cm×90cm
13	手袋	5箱	100枚入	41	眼科異物針	2個	22G×2
14	紙バン	1箱	9mm×10m 10巻	42	眼底定検査ルーペ	2個	
15	医療用脱脂綿	1箱	40mm×40mm 500g	43	点眼棒	6個	
16	綿球	6包	50g No. 14	44	殺菌消毒剤	1本	75ml 外用専用
17	舌圧子	1包	100枚 153mm×18mm	45	殺菌消毒薬	1箱	10g
18	救急剪刀	3個	万能ハサミ	46	医療用不織布(0号)	1包	(10cm×10cm) 4つ折 200入
19	再使用可能な手動式肺人工蘇生器	2個	成人用(ACRW-33S)	47	ワタッチパッド(S) ワタッチパッド(M)	1包 1包	2.5×7.2cm 12入 5×8cm 6入
20	卓上型血圧計(水銀式)	1個		48	救急絆創膏	1箱	1.9×7.2cm 100入
21	万能つぼ(中)	3個	φ74×74目 ステンレス 250cc	49	トリアージタッグ	2箱	50枚×2箱
22	汎用針付注射筒 22G 汎用針付注射筒 22G	1箱 1箱	針付(5ml)100本 針付(20ml)50本	50	キシロインゼリー	5本	30ml
23	単回使用皮下注射用針 23G	1箱	0.6×32mm×11/4" R.B 100入り	51	発電機	1台	
24	鑷子	2本	有鉤、無鉤各1	52	投光器	2個	
25	ペンライト	2個		53	三脚	1本	
26	聴診器	2個		54	ブルーシート	4枚	
27	カラー駆血帯	5本		55	コードリール	1個	
28	スタイレット	1本					

##### (2) 薬品（救護所分）

No.	品名	数	備考
1	ラクトリンゲル 500	40本	500ml
2	20%ブドウ糖(扶桑)	50本	20% 4g/20ml (1本)
3	イソジン液 10%	15本	250ml
4	消毒用エタノール	6本	500ml

(3) 医師携帯資機材（救護所分）

No.	品名	数	備考	No.	品名	数	備考
1	長ピンセット（無鉤）	4本	180mm	10	糸付縫合針（3-0）	6箱	
2	外科ピンセット（有鉤）	2本	150mm	11	聴診器（カラスコープ）	2本	
3	万能つぼ（中）	2個	φ74×74目	12	カラー駆血帯	2本	
4	持針器（ヘガール氏）	2本	160mm	13	形成鑷子	1本	
5	外科剪刀（両鈍）	2本	反（140mm）	14	デイスボメス	20本	
6	止血鉗子（有鉤）	2本	直（145mm）	15	睫毛鑷子	1本	
7	膿盆（大）	6個	225×130×35	16	ハイステル開口器	1本	
8	デイスボ注射器	100本 50本	針付（5ml） 針付（20ml）	17	開検鉤デマル大 開検鉤デマル中	1本 1本	
9	注射針（23G）	4箱		18	トリアージタグ	12枚	

(4) 医師携帯薬品（救護所分）

No.	品名	数	備考	No.	品名	数	備考
1	アドレナリン注シリンジ	10A	0.1% 1ml	11	レボフロキサシン	100錠	10mg
2	フェノバル	10A	10% 1ml	12	ゲシタシン軟膏	10本	10g
3	セルシン	10A	10mg 2ml	13	セファメジン 注射用	10V	1g
4	硫酸アトロピン	10A	0.5mg 1ml	14	メイラックス錠	100錠	1mg
5	キシロカインゼリー	4本	30ml 5入	15	キシロカインポリアンブル	2箱	1% 5ml 10A
6	ネオフィリン	10本	250mg 10ml	16		2箱	1% 10ml 10A
7	ソル・コーテフ	4箱	500mg(4ml)5入	17	消毒用エタノール	2本	500ml
8	ジクロフェナクナトリウム坐薬	50個	50mg	18	エコリシン眼軟膏	10本	3.5g
9	コリオパン	100錠	10mg				
10	ケフラールカプセル	4箱	250mg 100錠				

(5) ランニング備蓄医薬品

① 災害用（救護所分）

No.	品名	数	備考	No.	品名	数	備考
1	ロキソニン錠	300錠	60mg	8	ケフラール細粒小児用	120包	100mg
2	カロナール錠	100錠	200mg	9	ニトロベン舌下錠	100錠	0.3mg
3	カロナール細粒	100g	20% 0.5包	10	デパス錠	100錠	0.5mg
4	ブスコパン錠	100錠	10mg	11	アダラートカプセル	100カプセル	10mg
5	ホクナリンテープ	70枚	1mg	12	PL顆粒	100g	1g ヒート
6	セレスタミン錠	100錠		13	ロキソニンテープ	350枚	15mg 7cm×10cm
7	パセトシン錠	400錠	250mg	14	ゲンタシン軟膏	20本	1mg

② 感染症対策用（幸田町全体分）

No.	品名	数	備考
1	タミフルカプセル 75	600カプセル	

## 第4 建設機械（道路復旧・障害物排除等に使用するもの）の保有及び調達

### 1 建設機械保有数（土木課）

区 分	台数	備 考
ダンプトラック	3	2 t ダンプ2、軽ダンプ1
クレーン付トラック	1	2 t クレーン
パワーショベル	2	0.044m <sup>3</sup> （排土板付）
切断カッター	4	
プレートコンパクター	2	
チェーンソー	5	
高枝チェーンソー	2	
発電機	3	
エアークンプレッサー	1	
水中ポンプ	1	

### 2 建設機械の調達（土木課）

調達先 額田郡建設業組合 住所：大草字長根尻 100 電話：0564-62-0120

区 分	数 台
ダンプトラック（2 t 車）	21
ダンプトラック（4 t 車）	3
ダンプトラック（10 t 車）	3
軽四ダンプトラック	6
軽四トラック	2
小型ブルドーザー（D20～30）	4
中型ブルドーザー（D40～60）	1
大型ブルドーザー（D85以上）	1
ミニショベルカー（0.15m <sup>3</sup> 級以下）	25
油圧ショベルカー（0.2m <sup>3</sup> ～0.45m <sup>3</sup> 級）	5
油圧ショベルカー（0.7m <sup>3</sup> 級以上）	4
クレーン付ショベルカー（0.2m <sup>3</sup> ～0.45m <sup>3</sup> 級）	12
クレーン付ショベルカー（0.7m <sup>3</sup> 級以上）	7
ミニホイロローダ（0.6m <sup>3</sup> 級以下）	5
重機輸送車（4 t 車以下）	2
重機輸送車（大型車）	3

## 第5 輸送用車輛等の保有状況

### 1 町有自動車（財政課）

番号	車 種	台 数
1	貨物の運送の用に供する普通自動車	1
2	人の運送の用に供する乗車定員 11 人以上の普通自動車	7
3	人の運送の用に供する乗車定員 10 人以下の普通自動車	7
4	貨物の運送の用に供する小型自動車	29
5	人の運送の用に供する小型自動車	19
6	その他特種の用途に供する普通自動車及び小型自動車	28
計		91

注) 車種は、自動車登録規則（昭和45年運輸省令第7号）第13条の規定する分類による。

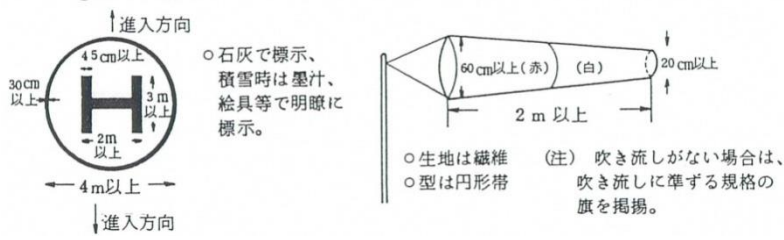
### 2 舟 艇（消防署）

折畳式舟艇 (隻)	ボート (そう)	船外機 (基)	保 管 場 所
1	2	3	消防署北倉庫及び 野場防災倉庫

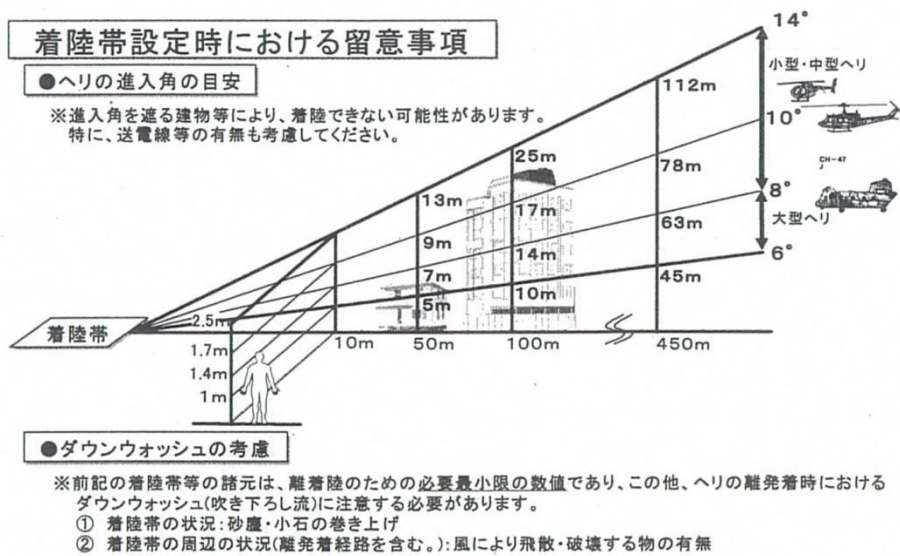
### 3 ヘリポート可能箇所（防災安全課・消防署）

名 称	電話番号	施設等 管理者	面 積 (㎡)	至近 水利 距離 (m)	所 在 地	機 種 別			
						大型	中型	小型	幅×長さm/m
						緯 度 ・ 経 度			
坂崎運動場	(0564) 62-1111	町長	17,232	100	坂崎字天神山 23-1	-	-	○	90×140
						34° 53' 19" 137° 10' 52"			
幸田小学校	(0564) 62-0118	"	8,980	100	大草字三ツ石 18	-	-	○	70×110
						34° 52' 31" 137° 10' 33"			
荻谷小学校	(0564) 62-0117	"	7,730	100	芦谷字東山 1	-	-	○	70×120
						34° 51' 26" 137° 10' 35"			
深溝小学校	(0564) 62-0119	"	5,185	100	深溝字南道祖神 11	-	-	○	80× 80
						34° 49' 53" 137° 10' 42"			
豊坂小学校	(0564) 62-1048	"	6,213	100	野場字鶏島 55	-	-	○	60×100
						34° 51' 45" 137° 09' 24"			
中央小学校	(0564) 62-8050	"	11,623	50	横落字北門 1	-	-	○	50×100
						34° 51' 58" 137° 10' 29"			
幸田中学校	(0564) 62-0043	"	21,038	20	菱池字黒方 19	-	-	○	60×100
						34° 51' 46" 137° 10' 14"			
北部中学校	(0564) 62-9451	"	19,659	100	相見字越丸 36	-	-	○	60×110
						34° 53' 06" 137° 10' 04"			
南部中学校	(0564) 62-6811	"	8,799	10	深溝字舟山 5-5	-	○	-	70× 80
						34° 50' 18" 137° 10' 10"			
とぼね運動場	(0564) 62-1111	"	15,000	100	荻字奥入 61-1	-	-	○	80×100
						34° 51' 24" 137° 12' 26"			
久保田農村広場	(0564) 62-1111	"	5,500	50	久保田字譲葉 25-1	-	-	○	60× 60
						34° 53' 07" 137° 11' 35"			
幸田中央公園	(0564) 62-1111	"	61,586	10	菱池字元林 1-7	○	-	-	240×250
						34° 51' 38" 137° 10' 12"			
防災広場	(0564) 62-1111	"	15,000	10	菱池字前田	○	-	-	120×250
						34° 52' 00" 137° 09' 07"			
深溝運動公園	(0564) 62-1111	"	13,446	335	深溝字大池	○	-	-	
						34° 50' 24" 137° 11' 00"			
野場運動公園	(0564) 62-1111	"	12,000	40	野場字大日蔭	○	-	-	84×102
						34° 51' 49" 137° 09' 15"			
幸田高等学校	(0564) 62-1445	学校長	39,020	50	高力字神山 78	○	-	-	140×160
						34° 52' 43" 137° 10' 18"			
計	16 か所								

#### 4 ヘリポートのⓂ記号の基準及び吹き流しの基準（消防署）

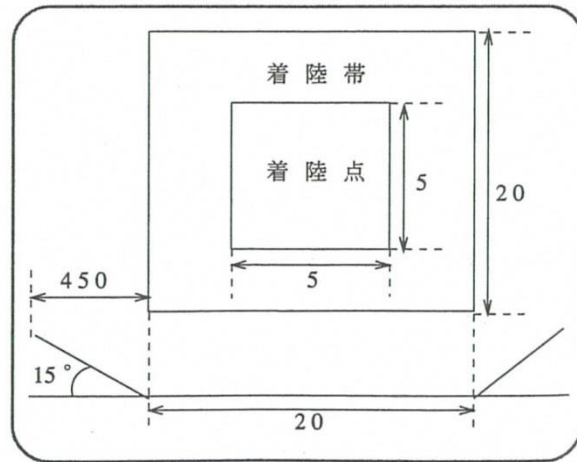
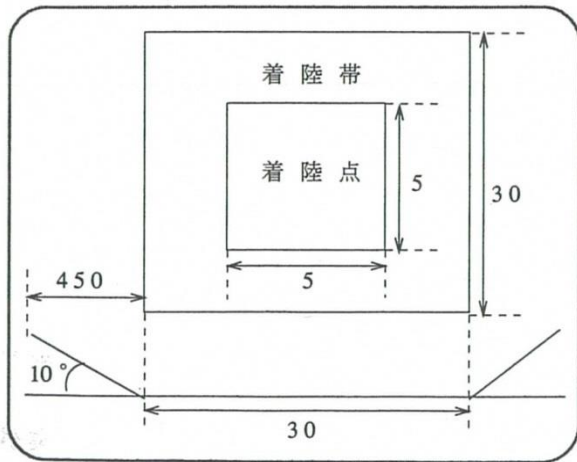


#### 5 別図10 ヘリポート可能箇所の選定基準（消防署）



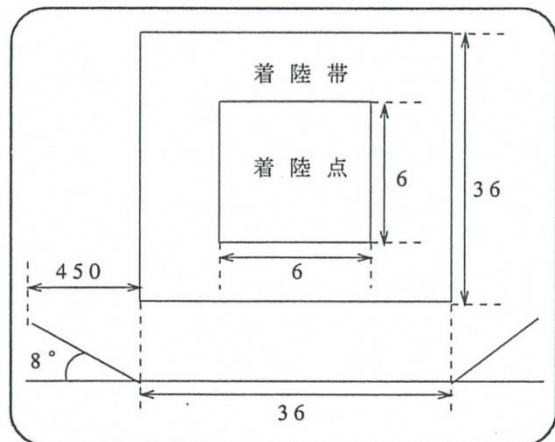
(a-1) 小型機 (OH-6) の場合《標準》

(a-2) 小型機 (OH-6) の場合《応急》

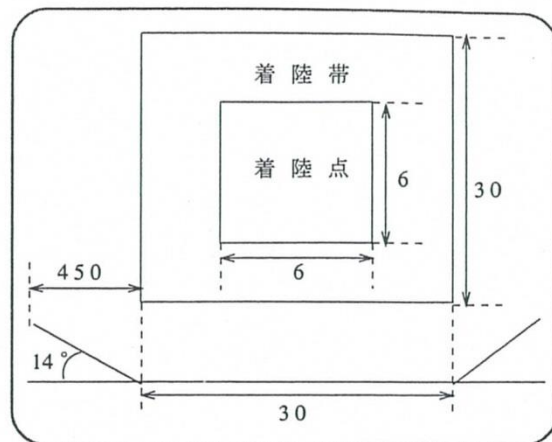


(単位：m)

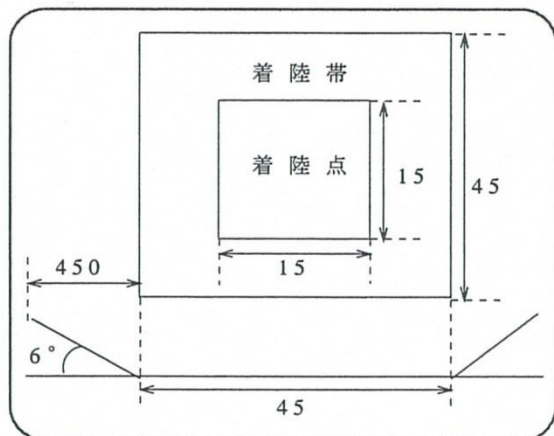
(b-1) 中小型機(UH-1)の場合《標準》



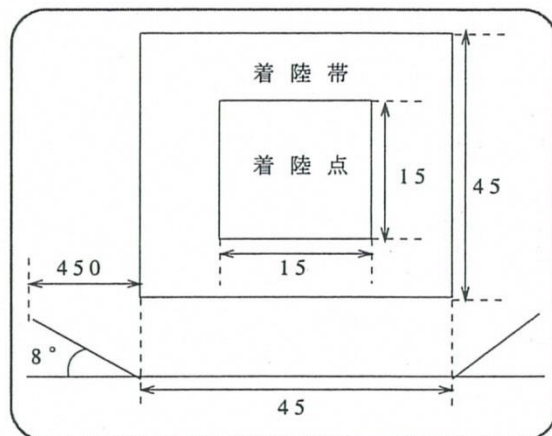
(b-2) 中小型機(UH-1)の場合《応急》



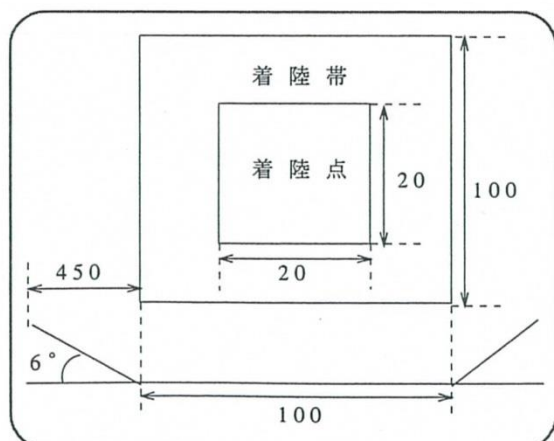
(c-1) 大型機(UH-60J)の場合《標準》



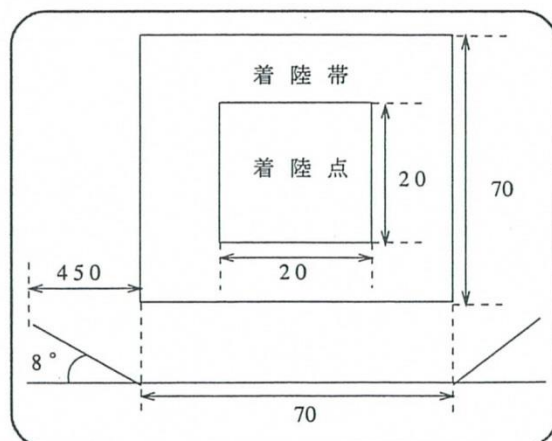
(c-1) 大型機(UH-60J)の場合《応急》



(d-1) 大型機(CH-47及びMV-22)の場合《標準》



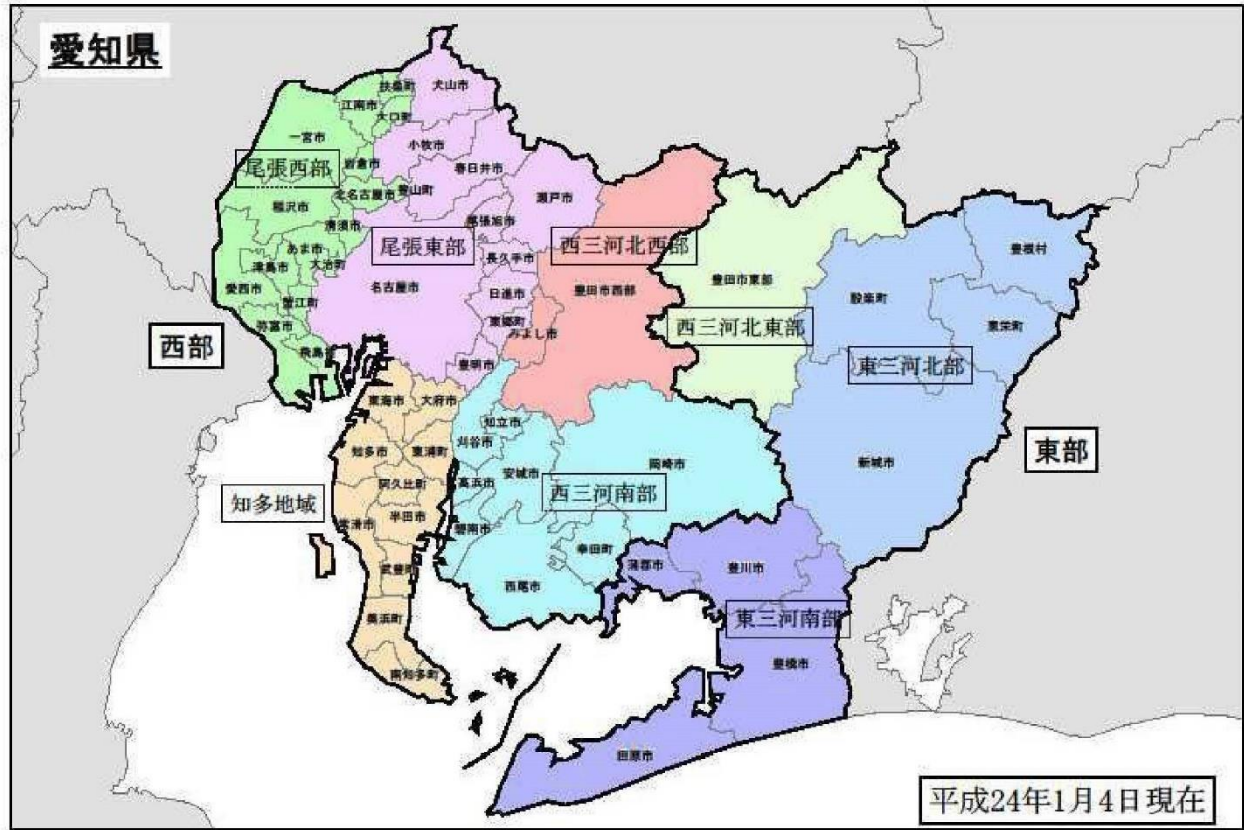
(d-1) 大型機(CH-47及びMV-22)の場合《応急》



(単位：m)

## 第6 予警報の地域細分及び予警報の種類と発表基準（名古屋地方气象台）

### 1 予警報の地域細分



## 2 気象地象・水象に関する予警報

幸田町の警報・注意報発表基準				
特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合		
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合		
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合		
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	24
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	165
	洪水	流域雨量指数基準		広田川(永野)流域=22.9, 須美川流域=4.3, 広田川(町役場付近)流域=11.1, 相見川流域=8.7
		複合基準 <sup>*1</sup>		須美川流域=(10, 3.7), 広田川(町役場付近)流域=(10, 9.9), 相見川流域=(10, 7.8)
		指定河川洪水予報による基準		矢作川 [岩津]
	暴風	平均風速	20m/秒	
	暴風雪	平均風速	20m/秒 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 10 cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
注意報	大雨	表面雨量指数基準		13
		土壌雨量指数基準		103
	洪水	流域雨量指数基準		広田川(永野)流域=18.3, 須美川流域=3.5, 広田川(町役場付近)流域=8.8, 相見川流域=6.9
		複合基準 <sup>*1</sup>		須美川流域=(6, 3.3), 広田川(町役場付近)流域=(6, 8.6), 相見川流域=(6, 6.6)
		指定河川洪水予報による基準		—
	強風	平均風速	13m/秒	
	風雪	平均風速	13m/秒 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ 5 cm	
	波浪	有義波高		
	高潮	潮位		
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	融雪			
	濃霧	視程	100m	
	乾燥	最小湿度 30%で、実効湿度 60%		
	なだれ			
	低温	冬季：最低気温-4℃以下		
	霜	晩霜期に最低気温3℃以下		
着氷・着雪	著しい着氷(着雪)が予想される場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量	100 mm		

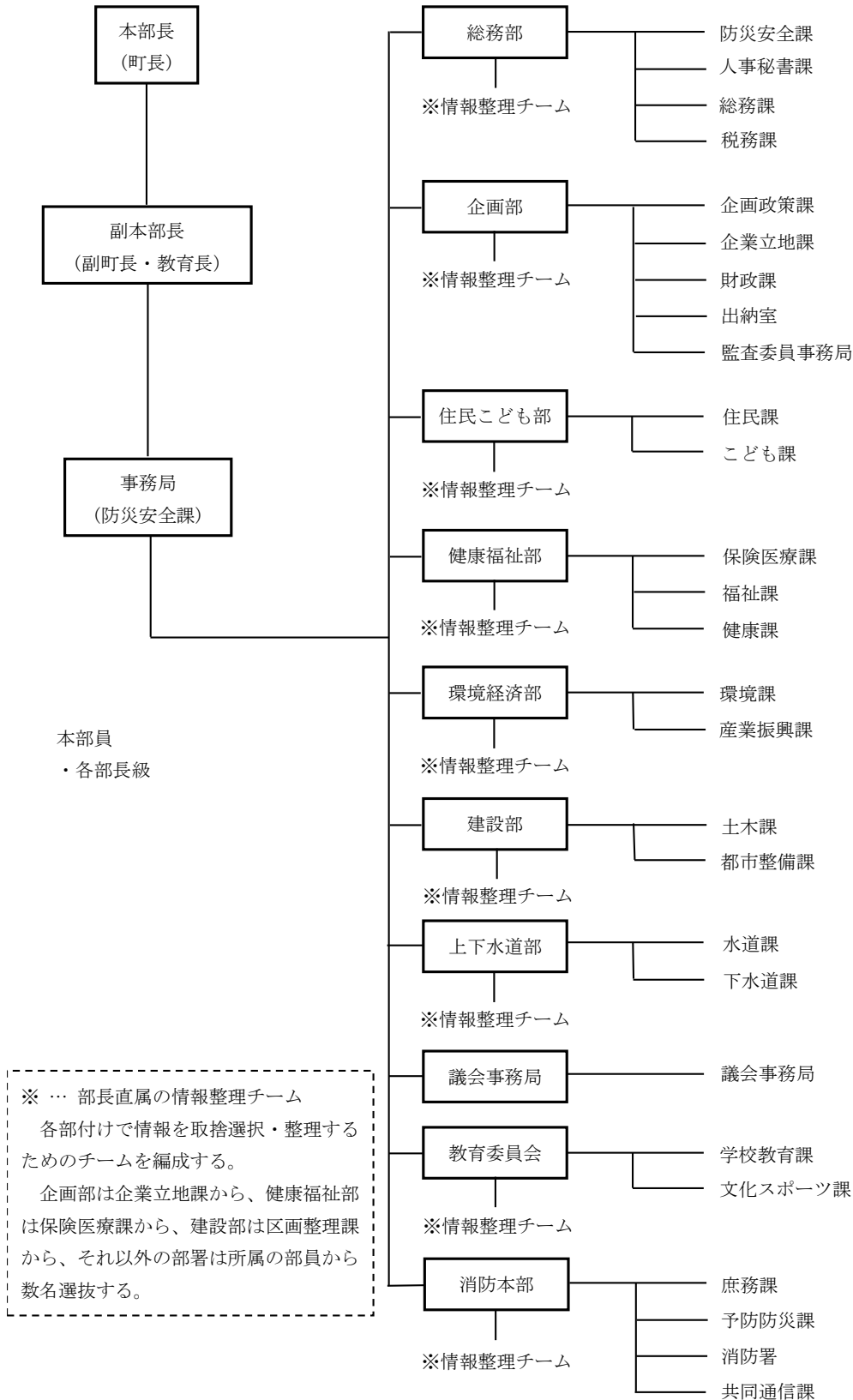
\*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

## 第7 防災組織等

(令和8年4月1日現在)

### 1 町の防災組織

#### (1) 災害対策本部編成（防災安全課）



(2) 災害対策本部における非常配備に関する基準（防災安全課）

（令和8年4月1日現在）

種別	配置時期	配置時期に関する目安	配備内容	摘要
第1非常配備  <b>防災安全課及び消防本部当番職員</b>	1 次の各注意報の1以上が幸田町に発表され、町長が必要と認めたとき (1)大雨注意報 (2)強風注意報 (3)洪水注意報 2 幸田町以外の西三河南部に警報（波浪・高潮警報を除く。）が発表されたとき 3 時間雨量30mm以上を記録したとき 4 隣接市において震度4以上の地震が発生し、町長が必要と認めたとき 5 愛知県内（幸田町及び隣接市を除く）で震度5以上の地震が発生したとき 6 南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震注意）が発表されたとき 7 その他、町長が必要と認めたとき	○左記の基準のとおり。町長の判断による。  <b>【参考】幸田町に発表される警報・注意報の基準</b> 警報：大雨 平坦地 R1=50, 平坦地以外 R1=60 洪水 平坦地 R1=50, 平坦地以外 R1=60 注意報：大雨 平坦地 R1=30, 平坦地以外 R1=40 洪水 平坦地 R1=30, 平坦地以外 R1=40 R1：1時間予想雨量（mm）	・情報連絡活動のため、総務部、消防本部の少数の人員をもって充たるもので、状況によりさらに上部の配備体制に円滑に移行できる体制とする。 ・西三河南部に警報（波浪・高潮警報を除く。）が発表されたときや愛知県内（幸田町及び隣接市を除く。）で震度5強以上の地震が発生したときは、防災安全課は配備につく。	・災害対策本部の設置は、本部設置基準による。
第2-1非常配備  <b>災害対策本部設置</b>	1 次の各警報の1以上が幸田町に発表されたとき (1)大雨警報 (2)暴風警報 (3)洪水警報 (4)暴風雪警報 2 時間雨量30mm以上を記録し、かつ、これまでの降雨状況、今後の降雨予測、河川の水位情報等を総合的に判断し、災害発生危険性が高まっているとき 3 幸田町において震度4以上の地震が発生したとき又、隣接市において震度5弱以上の地震が発生したとき 4 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき 5 その他、町長が必要と認めたとき	○災害対策本部が設置される。 ○各警報の1以上が幸田町に発表されたときに配備される。 ○震度4以下でも、一部で被害発生が確認されたときには、直ちに配備され、情報収集に充てる。	《本部員》 各部長級、消防次長、消防署長、防災安全課長、企画政策課長、産業振興課長、土木課長 《各部職員等》 防災安全課、消防本部（課長以上） 上記に加え、災害に応じ以下の職員を配備する。 【風水害 ※1】建設部（一部）、環境経済部（一部）、上下水道部（一部）、総務部（一部）、学校教育課（一部） 【地震 ※2】各公共施設所管課（一部）	・必ず災害対策本部会議が実施される。※全本部員参集 ・配備職員は、左記に定めるほか、町長が必要と認めるものを含む。
第2-2非常配備	1 次の各警報の1以上が幸田町に発表され、災害発生危険性があるとき 又、第2-1非常配備において町長が必要と認めたとき (1)大雨警報 (2)暴風警報 (3)洪水警報 (4)暴風雪警報 2 大雨警報又は洪水警報が発表され、時間雨量30mm以上を記録し、かつ、これまでの降雨状況、今後の降雨予測、河川の水位情報等を総合的に判断し、災害発生危険性が高まっているとき 3 その他、町長が必要と認めたとき	○風水害の発生が予測され、「高齢者等避難」の必要性が認められるような場合には、直ちに配備される。 ○下記のいずれかの状況に相当するときに目安に配備される。 (1)前日までの連続雨量が100mm以上で、かつ当日の雨量が50mmを超えたとき (2)前日までの連続雨量が40-100mmで、かつ当日の雨量が80mmを超えたとき (3)前日までの降雨量がない場合で、当日の雨量が100mmを超えたとき。	《本部員》 各部長級、消防次長、消防署長、防災安全課長、企画政策課長、産業振興課長、土木課長 《各部職員等》 防災安全課、全課長・全主幹及び全グループリーダー、広報・HP担当、消防本部（全主幹及び全グループリーダー）、監査委員事務局（グループリーダー一級）	・必ず災害対策本部会議が実施される。  ※第2-2非常配備の際には、消防団員に自宅待機を要請することがある。
第2-3非常配備	1 次の各警報の1以上が幸田町に発表され、災害発生危険性があるとき。又、第2-2非常配備において町長が必要と認めたとき (1)大雨警報 (2)暴風警報 (3)洪水警報 (4)暴風雪警報 2 幸田町に土砂災害警戒情報が発表されたとき 3 愛知県気象情報において線状降水帯の発生が発表され、当該雨域が幸田町にかかったとき 4 時間雨量50mm以上を記録したとき 5 幸田町において、震度5弱以上の地震が発生したとき 6 西尾市または蒲郡市に大津波警報が発表されたとき 7 その他、町長が必要と認めたとき	○上記の(1)・(2)・(3)の状態で、しかも時間雨量50mm程度の独雨が降りはじめたとき ○風水害の発生が予測され、「避難指示」または「緊急安全確保」の必要性が認められるような場合には、直ちに配備される。 ○幸田町において、震度5弱以上の地震が発生したときには、直ちに配備される。 ○西尾市または蒲郡市に大津波警報が発表されたときには、直ちに配備される。	《本部員》 各部長級、消防次長、消防署長、防災安全課長、企画政策課長、産業振興課長、土木課長 《各部職員等》 防災安全課、建設部、環境経済部、上下水道部、主査以上の全職員、広報・HP担当、消防本部（翌日当番職員を除く。）	※第2-3非常配備の際には、消防団員に自宅待機を要請する。 本部からの連絡により各分団詰所に集合させ、要請により活動に充てられる。
第3非常配備	1 幸田町の全域にわたって風水害が発生すると予測される場合、又は全域でなくとも被害が特に甚大と予測される場合において町長が当該非常配備を指示したとき 2 幸田町において、震度6弱以上の地震が発生したとき 3 幸田町に予想されない重大な災害が突発したとき 4 その他、町長が必要と認めたとき	○風水害の発生が予測され、幸田町の全域にわたって「緊急安全確保」の必要性が認められるような場合には、直ちに配備される。 ○幸田町において、震度6弱以上の地震が発生したときには、直ちに配備される。 ○地震により、2か所以上で家屋倒壊・死傷者の発生が確認された場合に直ちに配備される。	全職員（保育士、再任用職員含む。ただし、保育士は被害状況等により参集を決定する。）	※第3非常配備の際には、消防団員を招集し、本部からの要請により活動に充てられる。

★特別警報（高潮、波浪を除く）が発表された場合は、被害予測、または被害状況により、配備体制を決定する。

※1・建設部、環境経済部、上下水道部は、各部で危険箇所巡視や軽微な災害の応急措置が取れるよう体制を配備する。（人員数、ローテ等は各部調整する。）

・総務部は、自主避難所開設要員とする。原則自宅待機とし、自主避難所が開設された場合は、参集する。（人員数、ローテ等は部内で調整する。）

・学校教育課は、避難所開設に際しての各学校との連絡要員とし、教育部長の指示で参集する。（人員数、ローテ等は部内で調整する。）

※2 震度4の地震が発生した場合は、各公共施設所管課は、施設点検を行う体制を配備する。（人員数等は各課で調整する。）

## (3) 学校職員における非常配備に関する基準（学校教育課）

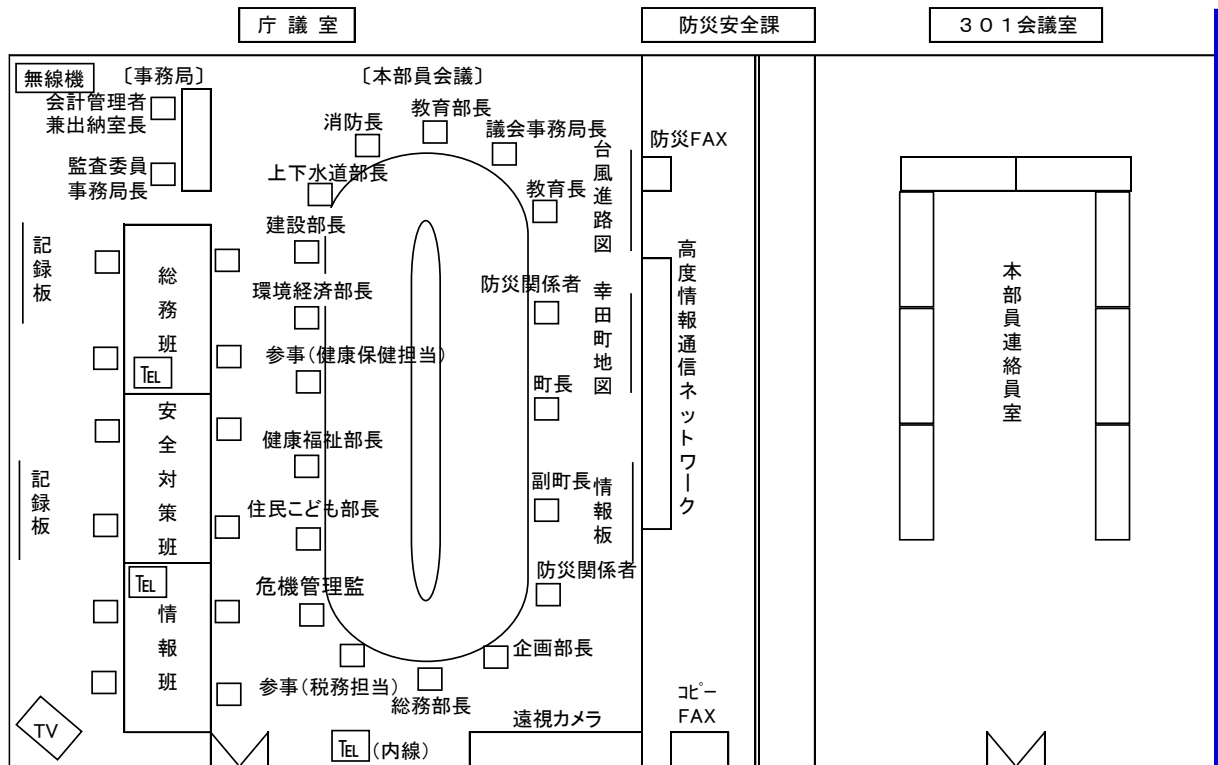
令和8年2月20日現在

種 別	配 備 時 期	配備体制	摘 要
第 1 非常配備	(1)幸田町に各注意報の1以上が発表されたとき ①大雨注意報 ②強風注意報 ③洪水注意報 (2)幸田町以外の西三河南部に警報（波浪・高潮警報を除く。）が発表されたとき (3)時間雨量30mm以上を記録したとき (4)隣接市において震度4以上の地震が発生したとき (5)愛知県内（幸田町及び隣接市を除く）で震度5強以上の地震が発生したとき (6)南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震注意）が発表されたとき		情報収集をする とともに第2・3 配備体制がとれる ようにする。
第2-1 非常配備	(1)幸田町に各警報の1以上が発表されたとき ①大雨警報 ②暴風警報 ③洪水警報 ④暴風雪警報 (2)時間雨量30mm以上を記録し、かつ、これまでの降雨状況、今後の降雨予測、河川の水位情報等を総合的に判断し、災害発生危険性が高まっているとき (3)幸田町において震度4以上の地震が発生したとき、又、隣接市において震度5弱以上の地震が発生したとき (4)南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき	状況により ・校長 ・教頭	町災害対策本部 又は町教育委員会 の指示による配備 体制をとる。
第2-2 非常配備	(1)幸田町に各警報の1以上が発表され、本町において災害発生危険性があるとき ①大雨警報 ②暴風警報 ③洪水警報 ④暴風雪警報 (2)大雨警報又は洪水警報が発表され、時間雨量30mm以上を記録し、かつ、これまでの降雨状況、今後の降雨予測、河川の水位情報等を総合的に判断し、災害発生危険性が高まっているとき	状況により ・校長 ・教頭 ・事務長 ・主幹教諭 ・教務 ・校務	
第2-3 非常配備	(1)幸田町に各警報の1以上が発表され、災害発生危険性があるとき ①大雨警報 ②暴風警報 ③洪水警報 ④暴風雪警報 (2)幸田町に土砂災害警戒情報が発表されたとき (3)愛知県気象情報において線状降水帯の発生が発表され、当該雨域が幸田町にかかったとき (4)時間雨量50mm以上を記録したとき (5)幸田町において、震度5弱以上の地震が発生したとき (6)西尾市または蒲郡市に大津波警報が発表されたとき		
第 3 非常配備	(1)本町に全域にわたって風水害が発生すると予測される場合、又は全域でなくとも被害甚大な被害が予測される場合 (2)幸田町において、震度6弱以上の地震が発生したとき (3)幸田町に予想されない重大な災害が突発したとき	対応可能な 全職員	町災害対策本部 又は町教育委員会 の指示による配備 体制をとる。 ・被害報告 ・出動体制 ・避難所としての 受け入れ体制等

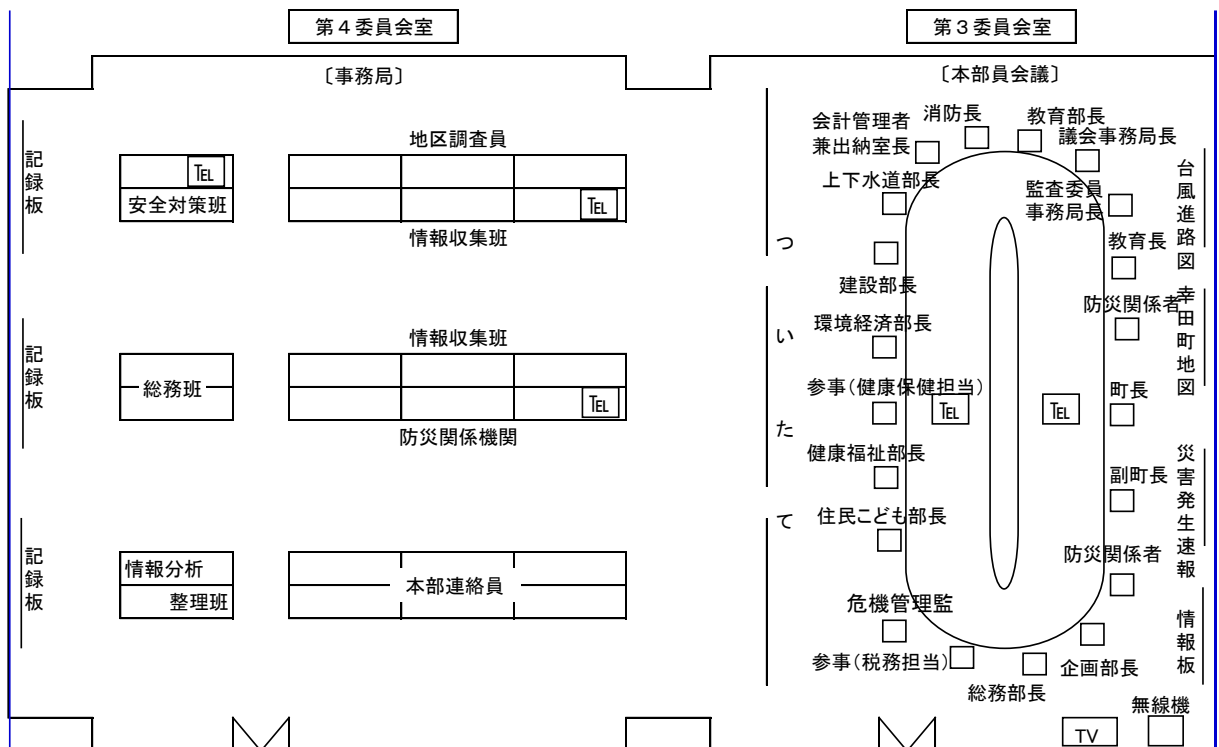
(4) 災害対策本部配置図（防災安全課）

令和8年4月1日現在

① 通常災害（第2-1～2-3非常配備）の場合



② 大規模な災害（第3非常配備）の場合



(5) 第3非常配備時における各課の役割（防災安全課）

役割		担当部署
行政機能確保（人）	職員の安否確認、就労管理、VIP、支援者対応	人事秘書課
	庁内後方支援	出納室
	受援窓口	監査委員事務局
行政機能確保（物）	書類作成、情報管理	総務課
	資材・不動産、物資、機材	財政課
	建物等被災調査	税務課
本部事務局、体制確保	庁内体制、被害情報	防災安全課
広報・記録	広報、マスコミ対応、災害対応記録誌、り災証明データ作成	企画政策課
	情報集約、情報記録	企業立地課
被災者支援、避難所	り災証明の窓口交付、住民安否照会、ご遺体対応	住民課
	被災者支援、避難所対応	こども課・保育園
医療福祉	福祉医療関係情報の集約	保険医療課
	要配慮者対応	福祉課
	医療福祉、保健	健康課
生活再建	し尿、廃棄物処理、環境対策、遺体安置所確保	環境課
	帰宅困難者対応、商工農業復旧、企業連携	産業振興課
	上水道	水道課
インフラ復旧	道路啓開、インフラ復旧	土木課
	住宅対応、仮設住宅	都市整備課
	インフラ被害情報の集約	都市整備課
	下水道	下水道課
ボランティア	ボランティア	議会事務局
物資	調達、調整	学校教育課
	運用、現物管理	文化スポーツ課
救命救急、消火		庶務課
		予防防災課
		消防署
		共同通信課

## 2 災害対策本部で準備する備品等

### (1) 災害対策本部救助別簿冊（規定の様式以外に整備すべき簿冊）

救助別項目	整備すべき簿冊	簿冊作成課
り災証明に関すること	・り災証明願	企画政策課・予防防災課
	・り災証明書	〃
交通及び防犯に関すること	・交通整理実施状況記録簿	防災安全課
	・防犯警戒実施状況記録簿	〃
	・自主防災組織活動状況記録簿	〃
水防活動に関すること	・水防活動実施状況及び活動人員記録簿	消 防 署
労 務	・奉仕団（ボランティア団体）の名称及び人員または氏名	福 祉 課
	・奉仕した作業内容及び期間	〃
	・災害労務者従事台帳	〃
	・その他参考事項	〃
防疫・衛生に関すること	・防疫、衛生物品設置状況記録簿	環 境 課
	・消毒実施及び消毒用機械器具使用簿	〃
	・消毒用薬品購入記録簿	〃
	・し尿処理実施記録簿	〃
	・生ごみ等処理実施記録簿	〃
廃棄物処理に関すること	・廃棄物収集及び処理状況記録簿	環 境 課

### 3 地域自主防災活動（防災安全課）

#### (1) 自主防災組織

組織	区分	組織及び受持地区	機 械 器 具		
			ポンプ (台)	ホース(本)	管そう(本)
自 主 防 災 会		長嶺地区	1	3	1
		久保田地区	1	3	1
		坂崎地区	1	3	1
		大草地区	1	3	1
		高力地区	1	3	1
		鷺田地区	1	3	1
		新田地区	1	3	1
		岩堀地区	1	3	1
		横落地区	1	3	1
		荻地区	1	3	1
		芦谷地区	1	3	1
		幸田地区	1	3	1
		桜坂地区	1	3	1
		里地区	1	3	1
		市場地区	1	3	1
		海谷地区	1	3	1
		逆川地区	1	3	1
		野場地区	1	3	1
		永野地区	1	3	1
		須美地区	2	6	2
		六栗地区	1	3	1
	上六栗地区	1	3	1	
	桐山地区	1	3	1	
	計		24	72	24

#### (2) 自衛消防隊

事業所名	種 別	種 別		
		ポンプ車	小型動力 ポンプ	救 急 車
(株)デンソー幸田製作所		2	1	1
(株)デンソー西尾製作所		3	1	1
フタバ産業(株)幸田工場		1		
金星工業(株)幸田工場			1	
金星工業(株)上六栗工場			1	
矢作産業(株)			1	

## 第 8 被害の認定基準

### 被害認定基準

被害区分		認定基準
人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認した者又は遺体は確認できないが死亡したことが確実な者
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者 (重傷) 1 か月以上の治療を要する見込みの者 (軽傷) 1 か月未満で治療できる見込みの者
住家の被害	(住家)	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうか問わない。
	(棟)	一つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい建築物(同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場)が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは切半して、それぞれを主屋の付属建物とみなす。
	(世帯)	生計を一にしている実際の生活単位をいう。(同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿、その他これらに類する施設に宿泊する者で共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎等を1世帯として取扱う。)
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊(ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。)が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素(ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものであるとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚しいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものであるとする。
	一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものであるとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したものと及び全壊・半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたまりにより一時的に居住することができないものとする。
非住家の被害	(非住家)	住家以外の建物で、他の被害箇所項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 なお、この被害は、全壊・半壊の被害を受けたもののみ記入する。
	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

被害区分		認定基準	
その他	田の流出・埋没	田の耕土の流出、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。	
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。	
	畑の流出・埋没、畑の冠水	田の例に準ずる。	
	学校	幼稚園、小学校、中学校、義務教育校、高等学校、中等教育校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。	
	道路		道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 2 条第 1 項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
		損壊	道路の全部又は一部が損壊又は崩土により通行不能あるいは通行規制になったもの及び応急修理が必要なものとする。
		冠水	道路が水をかぶり通行不能となったもの及び通行規制が必要なものとする。
		(通行不能)	道路の損壊、冠水等により通行が不能になったものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋で、全部又は一部が流失したもの及び損壊により応急修理が必要なものとする。	
	河川		河川法（昭和 39 年法律第 167 号）が適用若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
		破堤	堤防等の欠壊により水が堤内にあふれ出たものとする。
		越水	堤防等は破堤していないが、水が堤防等を乗り越えて堤内へ流れ込む状態のものとする。
		その他	破堤や越水はしていないが、堤防法面が損壊する等応急修理が必要なものとする。
	港湾漁港	港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 2 条第 5 項及び漁港漁場整備法（昭和 25 年法律第 137 号）第 3 条に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾・漁港の利用及び管理上重要な臨港交通のための施設とする。	
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。	
	砂防	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	
	崖くずれ	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 2 条に規定する急傾斜地崩壊防止施設及び急傾斜地の崩壊（いわゆる崖くずれを含む。）による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。	
	地すべり	地すべりによる災害で、地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 2 条に規定する地すべり防止施設及び人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。	
	土石流	土石流による災害で、人命、人家、公共的建物に被害のあったものとする。	
	鉄道不通	電車等の運行が不能となった程度の被害とする。	
被害船舶	ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、船行不能になったもの及び流出し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。		

被害区分		認定基準
その他	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
り災世帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。
り災者		り災世帯の構成員とする。
火災発生	(火災)	地震又は火山噴火の場合のみとすること。
	建物	土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物に設けた事務所、店舗、倉庫、その他これらに類する施設をいい、貯蔵槽その他これに類する施設を除く。
	危険物	消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 11 条に起因する市町村長等が許可した製造所等
	その他	建物及び危険物以外のもの。
公共文教施設		公立の文教施設をいう。
農林水産業施設		農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助金の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
公共土木施設		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、道路及び港湾とする。
その他の公共施設		公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。
公共施設被害市町村		公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
その他	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

被害の程度及び応急対策状況（経過）要請事項等の記載の主たるものを例示すると、次のとおりである。

- ・人、住家の被害状況及びこれに対する災害救助活動状況
- ・避難の状況
- ・主要河川、海岸、ため池、砂防設備、港湾等の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・主要道路、交通機関の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・学校、病院、庁舎等重要公共施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況
- ・電力、ガス、水道、通信施設等公益事業施設の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込・農林水産業施設、農林水産物の被害状況及びこれに対する応急対策活動状況、復旧見込
- ・応援要請又は職員派遣の状況

## 第9 応援協定等一覧

(令和8年4月1日現在)

No.	協定名等	団体名等	締結日	担当課
1	災害時における相互応援に関する協定	長野県上伊那郡箕輪町	H24. 5. 21	防災安全課
2		岩手県西磐井郡平泉町	H24. 7. 12	防災安全課
3		岩手県気仙郡住田町	H24. 7. 13	防災安全課
4		東京都立川市	H24. 7. 17	防災安全課
5	西三河災害時相互応援協定	西三河9市	H25. 7. 3	防災安全課
6	災害時相互応援協定	蒲郡市	H31. 2. 20	防災安全課
7	災害時における相互応援協定	長崎県島原市	R2. 7. 31	防災安全課
8		奈良県安堵町	R2. 10. 20	防災安全課
9	災害時における相互応援協定	石川県内灘町	R4. 2. 3	防災安全課
10	愛知県内広域消防相互応援協定	愛知県内消防本部	H15. 4. 1	消防本部
11	西三河地区消防相互応援協定	西三河地区消防本部	S51. 9. 1	消防本部
12	蒲郡市幸田町消防相互応援協定	蒲郡市	S45. 8. 24	消防本部
13	愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定	愛知県知事	R4. 4. 1	消防本部
14	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省中部地方整備局、愛知県防災局	H23. 7. 8	防災安全課
15	地震等災害時における消防、防災応援活動に関する協定	㈱デンソー	H10. 4. 1	消防本部
16	災害時における避難場所としての施設使用に関する協定	パナソニック電工住宅設備㈱	H23. 12. 6	防災安全課
17	災害時等協力避難場所、避難所としての施設使用に関する協定	ソニーイーエムシーエス㈱	H23. 12. 6	防災安全課
18	災害時における連携及び協力に関する協定	㈱デンソー幸田製作所	R7. 11. 21	防災安全課
19	災害時における避難場所・避難所としての施設使用に関する協定	フタバ産業㈱幸田工場	H24. 1. 27	防災安全課
20	災害時における避難場所・物資集積場所としての施設等使用に関する協定	㈱フタバ須美	R4. 5. 18	防災安全課
21	愛知県立幸田高等学校に開設する一時避難場所及び避難所に係る協定	愛知県立幸田高等学校	H24. 10. 12	防災安全課
22	災害時要援護者の避難施設として特別養護老人ホームまどかの郷施設等を使用することに関する協定	社会福祉法人和敬会 まどかの郷	H24. 11. 8	防災安全課
23	災害時における被災者支援活動の協力に関する協定	幸田町仏教会	R4. 3. 3	防災安全課
24	災害時の医療救護に関する協定	一般社団法人岡崎市医師会	H18. 1. 11	健康課
25		一般社団法人岡崎歯科医師会	H18. 1. 11	健康課
26		一般社団法人岡崎薬剤師会	H18. 1. 11	健康課
27	災害救助物資の緊急調達等に関する協定	㈱カーマ幸田店	H23. 11. 9	防災安全課
28		㈱ドミー幸田店	H23. 11. 10	防災安全課
29		憩の農園	H23. 12. 6	防災安全課
30		ソニーイーエムシーエス㈱	H24. 1. 10	防災安全課
31		ユニー㈱ピアゴ幸田店	H24. 2. 2	防災安全課
32		㈱エディオンエイデン幸田店	H24. 2. 8	防災安全課
33		幸田町商工会	H24. 2. 8	防災安全課
34		株式会社スギ薬局	H24. 7. 26	防災安全課
35		株式会社フィール幸田店	H27. 10. 30	防災安全課
36		株式会社オークワ	H28. 3. 19	防災安全課
37	災害時における支援協力に関する協定	マックスバリュ東海㈱	H25. 2. 18	防災安全課
38	災害支援協力に関する協定	生活協同組合コープあいち	H24. 1. 13	防災安全課

番号	協定名等	団体名等	締結日	担当課
39	災害時における救援物資提供に関する協定	コカ・コーライーストジャパン株式会社	H29.1.26	防災安全課
40	幸田町と中北薬品㈱との包括連携に関する協定書	中北薬品株式会社	R7.4.22	企画政策課
41	災害時における「道の駅 筆柿の里・幸田」施設使用に関する協定	中部地方整備局、愛知県	R2.3.17	産業振興課
42	災害発生時における災害復旧活動場所の使用及び情報連絡に関する協定	中部電力パワーグリッド㈱岡崎支社	H30.3.30	防災安全課
43	都市ガス災害対策に関する業務協約	東邦ガス㈱岡崎営業所	H16.3.23	消防本部
44	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	西日本電信電話㈱名古屋支店	H30.4.24	防災安全課
45	1-災害時における相互連携に関する協定 2-災害時における相互連携に関する確認書	西日本電信電話株式会社	R4.4.25	防災安全課
46	災害時における応急対策の協力に関する協定	額田郡建設業組合	H18.5.1	土木課
47		幸田町管工事業協同組合	H14.11.1	水道課
48	災害時における停電復旧に支障となる障害物の除去に関する協定	中部電力パワーグリッド㈱岡崎支社	R3.2.1	防災安全課
49	水道災害相互応援に関する覚書	愛知県上水道事業者	S53.3.29	水道課
50	災害時における消防用水及び生活用水等の確保に関する協定	西三河生コンクリート協同組合	H30.1.30	消防本部
51	災害時における物件の供給に関する協定	大成機工㈱名古屋支店	H14.11.1	水道課
52		米津物産㈱安城支店	H14.11.1	水道課
53		幡豆工業㈱名古屋営業所	H14.11.1	水道課
54		王子コンテナー㈱幸田工場	H27.6.1	防災安全課
55	災害時における応急復旧等の輸送車両の確保に関する協力要請協定	J A あいち三河農業協同組合	H16.1.6	消防本部
56		幸田町石油、LPG組合	H16.1.6	消防本部
57	災害時における支援物資等の輸送車両の確保に関する協定	トヨコンロジスティックス株式会社	R5.7.28	防災安全課
58	災害時における自動車等の提供に関する協定	㈱トヨタレンタリース名古屋	R4.11.28	防災安全課
59	災害時における支援物資の受入れ及び配送等に関する協定	佐川急便株式会社	R4.9.1	防災安全課
60	災害時応急活動用資機材等の提供に関する協定	レンテック大敬㈱幸田営業所	H24.3.13	防災安全課
61		蒲郡石油業協同組合	H28.2.19	防災安全課
62	地方創生並びに地域防災力の向上に関する包括連携協定	(株)一条工務店、一般社団法人日本モバイル建築協会	R4.6.6	防災安全課
63	幸田町とALSOK㈱との包括的連携に関する協定書	<b>ALSOK ㈱岡崎支社</b>	R8.3.30	企画政策課
64	モバイル建築を活用した災害時における応急仮設住宅等の建設に関する協定	一般社団法人日本モバイル建築協会	R4.6.6	防災安全課
65	災害時における液化石油ガスの供給等に関する協定	<b>愛知県LPガス協会西三河支部岡崎分会</b>	H28.2.19	防災安全課
66	災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定	県内市町村及び一部事務組合	H26.1.1	環境課 下水道課
67	災害時における廃棄物の処理等に関する協定	愛知県産業資源循環協会	H25.3.4	環境課
68	災害等発生時における防疫活動の協力に関する協定	<b>公益社団法人 愛知県ベストコントロール協会</b>	R2.7.29	環境課
69	災害時における遺体搬送の支援協力に関する協定	一般社団法人 全国霊柩自動車協会	H23.7.1	環境課
70	災害時における葬祭業務の協力に関する協定	J A あいち三河農業協同組合	H23.12.6	環境課
71	災害支援協力に関する覚書	幸田郵便局	H11.7.1	総務課
72	地震災害時の応急対策活動の協力に関する協定	公益社団法人愛知建築士会	H26.3.19	都市計画課
73	地震災害時の応急対策活動の協力に関する協定	公益社団法人愛知建築士事務所協会	H26.3.19	都市計画課
74	災害時の応急対策の協力に関する基本協定	㈱愛知県公共嘱託登記土地家屋調査	H23.11.1	防災安全課

番号	協定名等	団体名等	締結日	担当課
75	災害時における家屋被害認定業務に関する協定	(公)愛知県建築士事務所協会、(公)愛知建築士会、愛知県土地家屋調査士会、(公)愛知県不動産鑑定士協会	R2.5.29	防災安全課
76	災害時における被災者支援のための行政書士業務に関する協定	愛知県行政書士会 岡崎支部	H29.3.22	防災安全課
77	幸田町ボランティア支援本部等の設置及び運営に関する協定	社会福祉法人幸田町社会福祉協議会	H17.8.10	福祉課
78	局地災害時救援活動への応援に関する協定	西三河ブロック社会福祉協議会	H21.9.18	福祉課
79	災害時の放送に関する協定	三河湾ネットワーク㈱	H26.4.28	企画政策課
80	避難誘導案内看板の設置及び維持管理事業に関する協定	特定非営利活動法人日本ソフトインフラ研究センター	H25.12.24	防災安全課
81	広告付避難場所等電柱看板に関する協定	中電興業㈱、テルウェル西日本㈱	H26.1.22	防災安全課
82	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	㈱ゼンリン	H26.6.17	防災安全課
83	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー㈱	H27.3.16	防災安全課
84	各種災害時におけるマルチコプターを用いた情報収集に関する協定	中部電力パワーグリッド㈱岡崎支社	R2.8.12	防災安全課
85	無人航空機を活用した活動等の連携に関する協定	一般社団法人 全国無人航空機赤外線調査	R7.8.19	防災安全課
86	原子力災害時における掛川市民の県外広域避難に関する協定	掛川市、西三河9市1町	R3.1.31	防災安全課

## 第10 関係法令等

### 1 幸田町防災会議条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、幸田町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 幸田町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員20人以内をもって組織する。

- 2 会長は町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 町の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の職員のうち町長が任命する者
  - (2) 愛知県警察の警察官のうちから町長が任命する者
  - (3) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (4) 幸田町教育委員会の教育長
  - (5) 幸田町消防団の団長
  - (6) 町の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
  - (7) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
  - (8) 前各号のほか、必要と認め町長が任命する者
- 6 前項第5号の委員の任期は、2年とする。ただし補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、必要に応じて専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、愛知県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第5条 防災会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 防災会議は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ会議を開き議決することができない。
- 3 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の組織及び運営に関し必要な事項は会長が防災会議に諮って定める。

## 2 幸田町災害対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき幸田町災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(災害対策本部長及び災害対策副本部長)

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部)

第3条 本部の事務を分掌させるため、本部長が必要と認める数の部を置く。

2 部に部長及び部員を置く。

3 部長は災害対策本部員のうちから、部員はその他の本部の職員のうちから本部長が指名する。

4 部長は、本部長の命を受けて部の事務を掌理する。

5 部員は、部長の命を受けて部の事務を処理する。

(現地災害対策本部)

第4条 現地本部に現地災害対策本部長及び現地部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地本部の事務を掌理する。

(雑則)

第5条 この条例に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

## 3 幸田町地震災害警戒本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「法」という。）第18条第4項の規定に基づき、幸田町地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、警戒本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置くことができる。

3 副本部長は、本部員のうちから町長が任命する。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 愛知県警察の警察官のうちから町長が任命する者

(2) 幸田町教育委員会の教育長

(3) 町長がその部内の職員のうちから指名する者

(4) 幸田町の区域において業務を行う法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから町長が任命する者

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、町の職員のうちから町長が任命する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

- 2 前項の部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。
- 3 第1項の部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。
- 4 前項の部長に事故があるときは、第1項の部に属する本部員のうちから前項の部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(雑則)

第4条 この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

## 4 自主防災組織設置推進要綱

### 1 趣旨

大地震が発生した場合には、火災の同時多発が予想されるとともに道路の損壊、建物の倒壊、消火栓施設の損壊等のため、防災関係機関による消防防災活動の機能が著しく減退することが考えられる。

このような事態に備えて、地震等による被害の防止又は軽減を図るためには地域住民又は施設の関係者による自主的、組織的な防災活動に負うところが大きい。

このため、地震等による被害の防止又は軽減を図るため地域住民又は施設の関係者による自主的な防災組織の設置を推進するものとする。

### 2 設置推進機関

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項に基づき町が推進するものとする。

なお、防災関係機関は、有機的連携のもとに町の設置推進活動に積極的に協力するものとする。

### 3 設置推進する自主防災組織

#### (1) 地域の自主防災組織

住民の各地域における自発的な防災組織

#### (2) 施設の自主防災組織

大規模な人的、物的被害が発生する危険性を有する施設の自発的な防災組織

### 4 地域の自主防災組織の設置

#### (1) 自主防災組織の重点推進地区

町全域に設置を推進するが、特に次の被災危険性の高い地域に重点をおいて推進を図るものとする。

ア 木造家屋の集中している地域

イ 消防水利の不足している地域

ウ 道路事情等により消防活動の困難な地域

#### (2) 自主防災組織の規模

地域の自主防災組織は、次の事項に留意して住民が防災活動を行う適正な規模の地域を単位として設置を推進するものとする。

ア 住民が連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待される規模であること。

イ 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性を持っている地域であること。

#### (3) 自主防災組織の組織づくり

既存の区の自治組織を自主防災組織として育成することを基本として次のような方法等により組織づくりをするものとする。

ア 区の自治組織で区内等の活動の一環としての防災活動を組み入れることにより、自主防災組織として育成する。

イ 女性の会、PTA等その地域で活動している組織を活用して自主防災組織として育成する。

### 5 施設の自主防災組織の設置

#### (1) 設置推進施設

次の施設を対象に設置の推進を図るものとする。

ア 百貨店、マーケット、旅館、学校など多数の者が利用する施設

イ 危険物、高圧ガス、火薬類等の製造所、貯蔵所又は取扱所

ウ 多数の従業員がいる事業所で組織的に防災活動を行う必要がある施設

なお、法令により防火管理者等を置き、消防計画等を作成し、自衛消防組織を設置している施設については、新たに自主防災組織の設置の必要はなく、その防災活動の充実強化を図って自主防災体制を整備するものとする。

#### (2) 防災責任者の設置

施設の自主防災組織には、防災業務を推進する責任者として防災責任者を置くものとする。ただし、法令に基づいてこれと同様の職務を有する者が定められている場合は、その者をして防災責任者とすることができるものとする。

### 6 自主防災組織の連絡機構

地域の自主防災組織の区域内に施設の自主防災組織が存在する場合、又は同一施設に複数の自主防災組織が存在する場合には、これらの組織の活動を調整するため連絡機構を設けることが望ましい。

### 7 自主防災組織の設置推進活動

町は、設置の推進を図るため、防災関係機関との連携を図りながら、次の活動を実施する。

#### (1) 広報活動

隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織の必要性を認識させ、あわせて防災意識の高揚を図るための広報活動を実施する。

#### (2) 防災教育

区長等地域の防災指導者及び施設の管理者を対象に、自主防災組織の組織づくりを指導するとともに、災害並びに防災に関する知識の徹底を図るための防災教育を実施する。

### 8 自主防災組織に対する援助等

#### (1) 町の援助

ア 自主防災組織が整備する防災資機材の備蓄に関し積極的な援助に努めるものとする。なお補助基準等については、町長が別に定める。

イ 自主防災組織が実施する防災訓練に対し指導するとともに、訓練用資機材の提供等援助に努めるものとする。

#### (2) その他の防災関係機関の協力

町の自主防災組織の設置推進活動に対し、積極的に協力すること。

附 則

この要綱は、昭和54年4月1日から施行する。

## 5 災害対策基本法（抜粋）

昭和36年11月15日  
(法律第223号)

最終改正 平成30年6月27日 法律66号

#### (目 的)

第1条 この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

#### (定 義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で

定める原因により生ずる被害をいう。

#### (市町村の責務)

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

3 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあつては、第一項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

#### (住民等の責務)

第7条 地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、基本理念にのっとり、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

2 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、基本理念にのっとり、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

#### (市町村防災会議)

第16条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に係る防災に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。

2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村防災会議を設置することができる。

3 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときその他市町村防災会議を設置することが不適当又は困難であるときは、第一項の規定にかかわらず、市町村防災会議を設置しないことができる。

4 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を設置しないこととしたとき(第2項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときを除く。)は、速やかにその旨を都道府県知事に報告しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例(第2項の規定により設置された市町村防災会議にあつては、規約)で定める。

#### (市町村災害対策本部)

第23条の2 市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部を設置することができる。

2 市町村災害対策本部の長は、市町村災害対策本部長とし、市町村長をもつて充てる。

3 市町村災害対策本部に、市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員を置き、当該市町村の職員又は当該市町村の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員のうちから、当該市町村の市町村長が任命する。

- 4 市町村災害対策本部は、市町村地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。この場合において、市町村災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならない。
  - 一 当該市町村の地域に係る災害に関する情報を収集すること。
  - 二 当該市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。
- 5 市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部に、災害地にあつて当該市町村災害対策本部の事務の一部を行う組織として、市町村現地災害対策本部を置くことができる。
- 6 市町村災害対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。
- 7 前条第7項の規定は、市町村災害対策本部長について準用する。この場合において、同項中「当該都道府県の」とあるのは、「当該市町村の」と読み替えるものとする。
- 8 前各項に規定するもののほか、市町村災害対策本部に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

#### (市町村地域防災計画)

第42条 市町村防災会議(市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。)は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

- 2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。
  - 一 当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者(第4項において「当該市町村等」という。)の処理すべき事務又は業務の大綱
  - 二 当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
  - 三 当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画
- 3 市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者(以下この項及び次条において「地区居住者等」という。)が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画(同条において「地区防災計画」という。)について定めることができる。
- 4 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たっては、災害が発生した場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。
- 5 市町村防災会議は、第1項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 6 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の

意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

7 第21条の規定は、市町村長が第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

#### (地域防災計画の実施の推進のための要請等)

第45条 地方防災会議の会長又は地方防災会議の協議会の代表者は、地域防災計画の的確かつ円滑な実施を推進するため必要があると認めるときは、都道府県防災会議又はその協議会にあつては当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長、当該都道府県及びその区域内の市町村の長その他の執行機関、指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者その他の関係者に対し、市町村防災会議又はその協議会にあつては当該市町村の長その他の執行機関及び当該市町村の区域内の公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者その他の関係者に対し、これらの者が当該防災計画に基づき処理すべき事務又は業務について、それぞれ、必要な要請、勧告又は指示をすることができる。

2 地方防災会議の会長又は地方防災会議の協議会の代表者は、都道府県防災会議又はその協議会にあつては当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長、当該都道府県及びその区域内の市町村の長その他の執行機関、指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者その他の関係者に対し、市町村防災会議又はその協議会にあつては当該市町村の長その他の執行機関及び当該市町村の区域内の公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者その他の関係者に対し、それぞれ、地域防災計画の実施状況について、報告又は資料の提出を求めることができる。

#### (発見者の通報義務等)

第54条 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を市町村長又は警察官若しくは海上保安官に通報しなければならない。

2 何人も、前項の通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。

3 第1項の通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨をすみやかに市町村長に通報しなければならない。

4 第1項又は前項の通報を受けた市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、その旨を気象庁その他の関係機関に通報しなければならない。

#### (市町村長の事前措置等)

第59条 市町村長は、災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合においてその災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示することができる。

2 警察署長又は政令で定める管区海上保安本部の事務所の長(以下この項、第64条及び第66条において「警察署長等」という。)は、市町村長から要求があつたときは、前項に規定する指示を行なうことができる。この場合において、同項に規定する指示を行なつたときは、警察署長等は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

#### (市町村長の避難の指示等)

第60条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

2 前項の規定により避難のための立退きを勧告し、又は指示する場合において、必要があると認めるときは、市

町村長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。

- 3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置(以下「屋内での待避等の安全確保措置」という。)を指示することができる。
- 4 市町村長は、第1項の規定により避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、若しくは立退き先を指示し、又は前項の規定により屋内での待避等の安全確保措置を指示したときは、速やかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。
- 5 市町村長は、避難の必要がなくなつたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。
- 6 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたときは、当該市町村の市町村長が第1項から第3項まで及び前項前段の規定により実施すべき措置の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。
- 7 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。
- 8 第6項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

#### (市町村の応急措置)

第62条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は地域防災計画の定めるところにより、消防、水防、救助その他災害の発生を防禦し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置(以下「応急措置」という。)をすみやかに実施しなければならない。

- 2 市町村の委員会又は委員、市町村の区域内の公共的団体及び防災上重要な施設の管理者その他法令の規定により応急措置の実施の責任を有する者は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、地域防災計画の定めるところにより、市町村長の所轄の下にその所掌事務若しくは所掌業務に係る応急措置を実施し、又は市町村長の実施する応急措置に協力しなければならない。

#### (市町村長の警戒区域設定権等)

第63条 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

- 2 前項の場合において、市町村長若しくはその委任を受けて同項に規定する市町村長の職権を行なう市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する市町村長の職権を行なうことができる。この場合において、同項に規定する市町村長の職権を行なつたときは、警察官又は海上保安官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

- 3 第1項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいらない場合に限り、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条第2項の規定により派遣を命ぜられた同法第8条に規定する部隊等の自衛官(以下「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」という。)の職務の執行について準用する。この場合において、第1項に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

#### (応急公用負担等)

第 65 条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、当該市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

2 第 63 条第 2 項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第 1 項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同項に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

#### (他の市町村長等に対する応援の要求)

第 67 条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

2 前項の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

#### (都道府県知事の従事命令等)

第 71 条 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、第 50 条第 1 項第 4 号から第 9 号までに掲げる事項について応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)第 7 条から第 10 条までの規定の例により、従事命令、協力命令若しくは保管命令を発し、施設、土地、家屋若しくは物資を管理し、使用し、若しくは収用し、又はその職員に施設、土地、家屋若しくは物資の所在する場所若しくは物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせ、若しくは物資を保管させた者から必要な報告を取ることができる。

2 前項の規定による都道府県知事の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、その一部を市町村長が行うこととすることができる。

#### (応急措置の業務に従事した者に対する損害補償)

第 84 条 市町村長又は警察官、海上保安官若しくは災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官が、第 65 条第 1 項(同条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定又は同条第 2 項において準用する第 63 条第 2 項の規定により、当該市町村の区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場にある者を応急措置の業務に従事させた場合において、当該業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となつたときは、当該市町村は、政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

## 6 災害対策基本法施行令(抜粋)

昭和 37 年 7 月 9 日  
(政令第 288 号)

最終改正 平成 30 年 12 月 28 日 政令 359 号

#### (災害派遣手当)

第 19 条 法第 32 条第 1 項の災害派遣手当は、災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員が住所又は居所を離れて派遣を受けた都道府県又は市町村の区域に滞在することを要する場合に限り、総務大臣が定める基準に従い、当該都道府県又は市町村の条例で定める額を支給するものとする

## 7 災害救助法施行細則

(昭和 40 年 10 月 29 日規則第 60 号)

最終改正 平成 29 年 7 月 28 日規則第 33 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下「法」という。）、災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号。以下「令」という。）及び災害救助法施行規則（昭和 22 年総理庁令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第 1 号。以下「規則」という。）の施行に関する事項を定めるものとする。

第 2 条 削除

削除〔平成12年規則77号〕

(救助実施区域の公告)

第 3 条 知事は、法による救助（以下「救助」という。）を実施するときは、すみやかに救助を実施する市区町村の区域を公告するものとする。

第 4 条 削除

削除〔平成12年規則77号〕

(救助の程度、方法及び期間)

第 5 条 令第 3 条の救助の程度、方法及び期間は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）に定めるところによる。ただし、知事は、これによることができない特別の事情があると認めるときは、その都度内閣総理大臣に協議し、これを超えて救助を実施するものとする。

一部改正〔平成12年規則77号・13年1号・26年4号・29年33号〕

(物資の保管等に関する公用令書等)

第 6 条 規則第 1 条の公用令書、公用変更令書及び公用取消令書（以下次条及び第 8 条において「公用令書等」という。）は、次の各号に掲げる様式による。

- 1 物資の保管を命ずる場合の公用令書 様式第 1
- 2 物資を収用し、施設を管理し、又は土地、家屋若しくは物資を使用する場合の公用令書 様式第 2
- 3 公用変更令書 様式第 3
- 4 公用取消令書 様式第 4

(受領書)

第 7 条 前条の公用令書等の交付を受けた者は、受領書を直ちに知事に提出しなければならない。

(強制物件台帳)

第 8 条 第 6 条の公用令書等を交付したときは、強制物件台帳（様式第 5）に所要事項及びその後の経過を記録しておくものとする。

(受領調書)

第 9 条 規則第 2 条第 3 項の受領調書は、様式第 6 による。

② 当該職員は、前項の受領調書を作成するときは、物資の引渡しをした所有者又は占有者を立ち合わせなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。

一部改正〔平成 19 年規則 29 号〕

#### (損失補償請求書)

第10条 規則第3条第1項の損失補償請求書は、様式第7によらなければならない。

(従事命令に関する公用令書等)

第11条 規則第4条第1項及び第3項の公用令書及び公用取消令書は、次の各号に掲げる様式による。

1 公用令書 様式第8

2 公用取消令書 様式第9

(受領書に関する規定の準用)

第12条 第7条の規定は、前条の公用令書又は公用取消令書の交付を受けた者の受領書について準用する。

#### (救助従事者台帳)

第13条 第11条の公用令書又は公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳(様式第10)に所要事項及びその後の経過を記録しておくものとする。

#### (従事不能の場合の届出)

第14条 規則第4条第2項の規定による届出は、従事不能届(様式第11)に次の各号に掲げる書類を添えてしなければならない。

1 負傷又は病気により救助に関する業務に従事することができない場合においては、医師の診断書。ただし、やむを得ない事情により医師の診断書が得られないときは、警察官の証明書

2 天災その他避けることのできない事故により救助に関する業務に従事することができない場合においては、市区町村長、警察官又はその他適当な公務員の証明書

#### (実費弁償の程度)

第15条 法第7条第5項の規定による実費弁償の程度は、別表第1のとおりとする。

一部改正〔平成26年規則4号・平成29年規則33号〕

#### (実費弁償請求書)

第16条 規則第5条の実費弁償請求書は、様式第12によらなければならない。

#### (身分を示す証票)

第17条 法第10条第3項において準用する法第6条第4項の身分を示す証票は、様式第13による。

一部改正〔平成26年規則4号〕

#### (扶助金支給申請書)

第18条 規則第6条第1項の扶助金支給申請書は、様式第14によらなければならない。

② 前項の扶助金支給申請書には、規則第6条第2項各号の書類のほか、次に掲げる書類を添えなければならない。

1 療養扶助金を除く各扶助金の支給申請書については、令第8条第2項の支給基礎額の認定に必要な書類

2 休業扶助金支給申請書については、前号に定める書類のほか、療養のため休養を必要とする旨の医師の診断書及び負傷し、又は病気にかかったため、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、ほかに収入を得ることができない等特に扶助金の支給を必要とする理由を詳細に記載した書類

3 打切扶助金支給申請書については、第1号に定める書類のほか、療養の経過、症状、治癒までの見込期間等に関する医師の意見書

一部改正〔平成26年規則4号〕

**（扶助金の支給基礎額）**

第19条 令第8条第2項第2号及び第3号の扶助金の支給基礎額は、別表第2のとおりとする。

## 第 11 防災関係機関及び連絡窓口

### 1 指定地方行政機関

機 関 名	連絡窓口	電話番号	所 在 地	郵便番号
中 部 管 区 警 察 局	広域調整部広域調整第二課	052-951-6000	名古屋市中区三の丸 2-1-1	460-0001
中 部 運 輸 局	総務部安全防災・危機管理課	052-952-8002	名古屋市中区三の丸 2-2-1	460-8528
第 四 管 区 海 上 保 安 本 部	警備救難部環境防災課	052-661-1611	名古屋市港区入船 2-3-12	455-8528
名 古 屋 海 上 保 安 部	警備救難課海上防災係	052-661-1615	名古屋市港区入船 2-3-12	455-0032
名 古 屋 地 方 気 象 台	防災グループ	052-751-5124	名古屋市千種区日和町 2-18	464-0039
中 部 地 方 整 備 局	企画部防災課違用企画係	052-953-8357	名古屋市中区三の丸 2-5-1	460-8514
〃	豊橋河川事務所(災害対策室)	0532-48-8903	豊橋市中野町字平西 1-6	441-8149
〃	豊橋河川事務所(調査課)	0532-48-8107	〃	441-8149
〃	豊橋河川事務所安城出張所	0566-99-0402	安城市藤井町南居林 18-2	444-1164

### 2 自衛隊

機 関 名	連絡窓口	電話番号	所 在 地	郵便番号
陸 上 自 衛 隊 第 6 施 設 群	本部 3 科・防衛	0533-86-3151	豊川市穂ノ原 1-1	442-0061

### 3 指定公共機関

機 関 名	連絡窓口	電話番号	所 在 地	郵便番号
N T T 西 日 本 株 式 会 社 東 海 支 店	設備部災害対策室	052-291-3226	名古屋市中区大須 4-9-60 (NTT 上前津ビル内)	460-8319
日 本 赤 十 字 社 愛 知 県 支 部	事業部救護・事業推進課	052-971-1591	名古屋市東区白壁 1-50	461-8561
K D D I 株 式 会 社 中 部 総 支 社	管理部	052-747-8071	名古屋市西区名駅 2-27-8	451-8610
株 式 会 社 N T T ド コ モ 東 海 支 社	ネットワーク部災害対策室	052-968-7938	名古屋市東区東桜 1-1-10	461-8565
東 邦 瓦 斯 株 式 会 社	供給防災部防災センター	052-872-9681	名古屋市熱田区桜田町 19-18	456-8511
中 部 電 力 株 式 会 社	総務室防災グループ	052-951-8211	名古屋市東区東新町 1	461-8680
日 本 郵 便 株 式 会 社 東 海 支 社	経営管理本部総務・人事部	052-446-8220	名古屋市中村区名駅 1-1-1	469-8797

### 4 指定地方公共機関

	連絡窓口	電話番号	所 在 地	郵便番号
愛知県土地改良事業団体連合会	総務部総務課	052-551-3611	名古屋市西区栄生一丁目 18 番 25 号	451-0052
一般社団法人愛知県トラック協会	総務部総務課	052-871-1921	名古屋市瑞穂区新開町 12-6 (愛知県トラック会館内)	467-8555
公益社団法人愛知県医師会	医療業務部第一課	052-241-4136	名古屋市中区栄 4-14-28	460-0008
一般社団法人愛知県歯科医師会	事業第 2 課	052-962-8020	名古屋市中区丸の内 3-5-18	460-0002
一般社団法人愛知県薬剤師会	総務部業務課	052-231-2261	名古屋市中区丸の内 2-3-1	460-0002
一般社団法人愛知県 LP ガス協会	業務課	052-261-2896	名古屋市中区大須牛 4-1-70	460-0011

## 5 県（防災安全局・災害情報センター・主な地方機関）及び消防庁

＜県・主な地方機関への連絡先＞

		平常時	第1非常配備	第2非常配備 (準備体制)	第2非常配備 (警戒体制)	第3非常配備
		本庁舎2階 防災安全局内			自治センター6階 災害情報センター	
勤務 時間 内	NTT	052-951-3800 (災害対策課) 052-951-1382 (消防保安課)	052-961-2111 (代表) 内線 2512 (災害) 内線 2512 (特殊災害) 内線 2522 (火災) 内線 2522 (危険物) 内線 2539 (救急・救助)	(直通) 052-954-6193 (災害・特殊災害) 052-954-6141 (救急・救助) 052-954-6144 (火災・危険物)	052-971-7104 (広報部 広報班) 052-971-7105 (総括部 総括班) 052-961-2111 (代表) 内線 5302～5304 (総括部総括班) 内線 5306～5307 (総括部渉外班) 内線 5308～5310 (広報部広報班) 内線 5311～5312 (情報部整理班) 内線 5313～5316 (情報部部局班) 内線 5317～5319 (情報部方面班) 内線 5320～5322 (情報部公共機関班) 内線 5328 (情報部調査班) 内線 5323～5324 (運用部庶務班) 内線 5325～5327 (運用部運用班) 内線 528 (運用部財務会計班)	
	NTTFAX	052-954-6912 (2階災害対策課内 (災害・特殊災害)) 052-954-6922 (6階災害対策課通信グループ) 052-954-6913 (2階消防保安課内 (火災・危険物)) 052-954-6994 (1階消防保安課内 (救急・救助))		052-971-7103 052-971-7106 052-973-4107		
	防災行政無線	600-2512 (2階災害対策課内) 600-2512 (災害) 600-2512 (特殊災害) 600-2549 (火災) 600-2548 (危険物) 600-2523 (救急・救助)		600-1360～1362 (総括部総括班) 600-1363 (総括部渉外班) 600-1364 (広報部広報班) 600-1365 (情報部部局班) 600-1366 (情報部方面班) 600-1367 (情報部公共機関班) 600-1368 (情報部調査班) 600-1321 (県警連絡員) 600-1324 (自衛隊連絡員)		
	防災行政無線 (FAX)	600-1510		600-1514		
	NTT	052-954-6844 (宿日直室)		上記勤務時間内の欄に同じ		
NTTFAX	052-954-6995 (宿日直室)		同上			
防災行政無線	600-5250、5251、5252、5253 (宿日直室)		同上			
防災行政無線 (FAX)	600-4695 (宿日直室)		同上			
e-mail	saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp			aichi-saitaihonbu21@lion.ocn.ne.jp		
防災webメール	kensaitai@bousai.pref.aichi.jp (高度情報通信ネットワークメニュー「防災webメール」参照)					

機 関 名	電話番号	所 在 地	郵便番号
西三河県民事務所防災安全課	(0564) 23-1211	岡崎市明大寺本町1-4	444-0860
西三河農林水産事務所総務課	(0564) 23-1211	岡崎市明大寺本町1-4	444-0860
西三河建設事務所維持管理課	(0564) 23-1211	岡崎市明大寺本町1-4	444-0860
西尾保健所	(0563) 56-5241	西尾市寄住町下田12	445-0073
西三河農林水産事務所幡豆農地整備出張所	(0563) 56-2191	西尾市寄住町下田13	445-0073

< 消防庁への連絡先 >

通常時（平日（祝日、年末・年始除く）9：00～17：00）（消防庁防災課応急対策室）

(NTT 回線) 03-5253-7527	(消防防災無線) 92-90-43xxx	(地域衛星通信ネットワーク) 9-048-500-90-43xxx (43xxx の下 3 ケタは衛星電話番号簿を参照)
03-5253-7537 (FAX)	92-9049033 (FAX)	9-048-500-90-49033 (FAX)

夜間・休日時（消防庁宿直室）

(NTT 回線) 03-5253-7777	(消防防災無線) 92-90-49102	(地域衛星通信ネットワーク) 9-048-500-90-49102
03-5253-7553 (FAX)	92-90-49036 (FAX)	9-048-500-90-49036 (FAX)

## 6 愛知県警察

機 関 名	電話番号	所 在 地	郵便番号
愛知県警察本部（警備部災害対策課）	(052) 951-1611 内線 5922	名古屋市中区三の丸 2-1-1	460-8502
岡崎警察署	(0564) 58-0110	岡崎市若松西 1-1-1	444-0827

## 7 消防

市町村組合名	消防機関の名称	電話番号	所在地	郵便番号
幸田町	幸田町消防本部	(0564) 63-0119	幸田町大字菱池字前田 41-1	444-0113
岡崎市	岡崎市消防本部	(0564) 21-9899	岡崎市朝日町 3-4	444-0022
蒲郡市	蒲郡市消防本部	(0533) 68-5119	蒲郡市水竹町下沖田 25	443-0005
西尾市	西尾市消防本部	(0563) 56-2110	西尾市矢曾根町赤池 23-1	445-0872

## 8 その他関係機関

### (1) 中部電力パワーグリッド(株) 支社営業所名・所在地一覧

所属	名称	電話番号	所在地	備考
岡崎支社管内	中部電力パワーグリッド(株) 岡崎支社	(0120) 988-091	岡崎市戸崎町字大道東 7	
	(衛星携帯電話)	870-776319064		
	西尾営業所	(0120) 988-172	西尾市永楽町 5-41	

### (2) 東邦瓦斯(株)・営業所名・所在地一覧

支社名・営業所名	電話番号	所在地	備考
岡崎営業所	(0564) 21-2231	岡崎市久後崎町字本郷 53	岡崎市、豊川市、蒲郡市、幸田町

(3) LPガス供給業者 所在地一覧

業 者 名	電 話 番 号	所 在 地	備 考
愛知県LPガス協会西三河支部岡崎分会幸田地区 加盟業者			
㈱ エ ン ヤ	(0564)62-0113	菱池字菅田10	
㈲ 杉 浦 石 油 店	(0564)62-0270	深溝字田中2	
㈱ 平 松 石 油 店	(0564)62-0449	大草字広野5	
本 田 屋 商 店	(0564)62-0054	菱池字錦田58	
三 浦 石 油 店	(0564)62-0133	菱池字菅田7-2	
ミ ラ イ フ 西 日 本 ㈱	(0564)62-1411	坂崎字丸池30	
農業協同組合			
あ い ち 三 河 農 業 協 同 組 合 本店	(0564)51-9631	岡崎市坂左右町字葦の部18番地1	
関連事業所			
東 邦 液 化 ガ ス ㈱	(0564)66-1831	岡崎市久後崎町字本郷53	

(4) NTT西日本株式会社営業所名・所在地一覧

営 業 所 名	電 話 番 号	所 在 地	備 考
NTT西日本株式会社 東海支店災害対策室	(052)291-3226	名古屋市中区大須4-9-60 (NTT上前津ビル内)	
NTTフィールドテクノ名古屋設備部 フィールドサービスセンター (三河ユニット)	(0564)52-0062	岡崎市羽根東町1-1-4 (NTT岡崎羽根ビル)	

(5) 三師会一覧

区 分	電 話 番 号	事 務 所 所 在 地	備 考
岡崎市医師会	(0564)52-1571	岡崎市竜美西1-9-1 岡崎市医師会公衆衛生センター内	
岡崎歯科医師会	(0564)21-0501	岡崎市中町4-6-2 岡崎歯科総合センター内	
岡崎薬剤師会	(0564)28-0090	岡崎市欠町字広見西通10-1	

## 9 幸田町内関係機関

### (1) 病院（医院）・獣医

機 関 名	所 在 地	電 話
病院・医院		
あいみこどもクリニック	相見字阿原 6	63-3300
いしだ内科ファミリークリニック	坂崎字上田 31-3	62-8400
京ヶ峰岡田病院	坂崎字石ノ塔 8	62-1421
こうた眼科クリニック	菱池字細井 87-1	63-3888
幸田中央クリニック	相見字沖原 53	56-8200
こうた内科クリニック	菱池字銘鍛治 18-1	62-2200
こうた皮フ科クリニック	大草字大正 3-3	56-1311
こん野ファミリークリニック	大草字瓶割 65-1	56-1505
三ヶ根クリニック	深溝字馬洗澗 65	62-2055
鈴木眼科医院	大草字松山 12-6	62-4612
鈴木内科	菱池字三保田 1-74	62-8181
とみた小児科	横落字竹ノ花 2-1	63-1180
西山みみ・はな・のどクリニック	大草字広野 30	62-8781
野々村クリニック	芦谷字伯楽 6-1	56-6500
日高医院	深溝字東道祖神 7-1	63-1155
牧原整形外科クリニック	芦谷字後シロ 5-1	63-5678
三河クリニック	坂崎字西長根 25-72	63-2480
むらかみ整形外科	高力字広面 2	63-2366
やまざきクリニック	菱池字源田 62-2	62-5225
歯 科		
あいみ歯科	相見字阿原 5	62-9222
磯貝歯科医院	菱池字菅田 42-1	62-6480
いちかわ歯科	深溝字山脇 6-1	62-8668
植田歯科医院	芦谷字幸田 28	62-0056
うおずみ歯科クリニック	相見字蒲原 53	56-8148
かべや歯科医院	大草字広野 36-9	63-1070
さかさばら歯科	深溝字東五反田 10	62-6161
ハビネス歯科こども歯科クリニック	大草字広野 78-1	62-0505
平野歯科クリニック	菱池字荒子 4-1	63-1122
ふじえ歯科	横落字竹ノ花 1-1	63-2233
不破歯科医院	芦谷字北屋敷 21-1	62-0173
みなみ歯科クリニック	大草字検行 156	56-3733
やまもと歯科醫院	久保田字本郷 46-6	63-1171
わたなべ歯科医院	大草字三ツ石 31-15	62-8787
獣 医		
岡崎南動物病院あいみ院	菱池字阿原 5-1	62-2122
さんがね動物病院	深溝字西池田 28	62-8300
つづき動物病院	高力字神山 308	62-5855
岡崎南動物病院こうた院	菱池字錦田 44-2	47-8200
めのうアニマルクリニック	深溝字立石 4-1 ニュー幸田プラザ 1 F	77-3794

## (2) 交 番 (駐在所)

幸 田 交 番	芦谷字幸田130-5	58-0110
坂 崎 駐 在 所	坂崎字田中下53-4	
野 場 駐 在 所	野場字上市場5-1	
深 溝 駐 在 所	深溝字山脇2-1	

## (3) 組 合 等

J A あいち三河幸田支店	菱池字岩堀71-2	62-2211
J A あいち三河相見支店	相見字相見36	62-0023
J A あいち三河深溝支店	深溝字出口45	62-1004
J A あいち三河豊坂支店	野場字下市場19-3	62-0017
幸 田 町 畜 産 組 合	菱池字元林1-1(後場内)	62-1111
幸 田 町 園 芸 振 興 会	菱池字元林1-1(後場内)	62-1111
幸田商工会 (商業部会、工業部会)	大草字長根尻100	62-0120

## (4) 郵便局

幸 田 郵 便 局	芦谷字大西1-1	62-2442
幸 田 大 草 郵 便 局	大草字三ツ石29	62-2100
幸 田 深 溝 郵 便 局	深溝字山脇3-1	62-2449

## (5) 駅 (東海旅客鉄道株)【JR東海】

幸 田 駅	芦谷字幸田140-1	
三 ヶ 根 駅	深溝字中池田12-1	
相 見 駅	菱池字カマ46	

## (6) 学 校

幸 田 高 校	高力字神山78	62-1445
幸 田 中 学 校	菱池字黒方19	62-0043
南 部 中 学 校	深溝字舟山5-5	62-6811
北 部 中 学 校	相見字越丸36	62-9451
坂 崎 小 学 校	坂崎字揚り山34	62-0115
幸 田 小 学 校	大草字三ツ石18	62-0118
中 央 小 学 校	横落字北門1	62-8050
荻 谷 小 学 校	芦谷字東山1	62-0117
深 溝 小 学 校	深溝字南道祖神11	62-0119
豊 坂 小 学 校	野場字鶏島55	62-1048

## 第 12 その他

### 1 地区防災計画策定モデル地区

小学校区名	計 画 名	計画の単位	策定年度
深溝小学校区	深溝地区 地区防災計画	市場区、里区、海谷区	令和 6 年度



昭和 39 年 4 月 作成  
昭和 54 年 11 月 修正 (全面改正)  
昭和 55 年 8 月 修正  
昭和 56 年 6 月 修正  
昭和 57 年 6 月 修正  
昭和 58 年 6 月 修正  
昭和 59 年 2 月 修正  
昭和 60 年 8 月 修正  
昭和 61 年 6 月 修正  
昭和 63 年 3 月 修正 (全面改正)  
平成元年 4 月 修正  
平成 2 年 4 月 修正  
平成 3 年 12 月 修正  
平成 8 年 1 月 修正  
平成 9 年 1 月 修正  
平成 10 年 1 月 修正  
平成 16 年 2 月 修正 (全面改正)  
平成 17 年 3 月 修正  
平成 18 年 2 月 修正  
平成 19 年 2 月 修正  
平成 20 年 3 月 修正  
平成 21 年 2 月 修正  
平成 22 年 1 月 修正  
平成 23 年 2 月 修正  
平成 24 年 3 月 修正  
平成 25 年 1 月 修正  
平成 26 年 1 月 修正  
平成 27 年 3 月 修正  
平成 28 年 2 月 修正  
平成 29 年 2 月 修正  
平成 30 年 2 月 修正  
平成 31 年 2 月 修正  
令和 2 年 2 月 修正  
令和 3 年 3 月 修正  
令和 4 年 2 月 修正  
令和 5 年 2 月 修正

令和 6 年 2 月 修正

令和 7 年 4 月 修正

令和 8 年 4 月 修正

## 幸田町地域防災計画

---

---

発 行／幸田町防災会議

愛知県額田郡幸田町大字菱池字元林 1 番地 1

幸田町役場

TEL : 0564-62-1111(代) 〒444-0192

---

---